資料２―１

令和７年３月（策定予定）

小田原市こども計画（素案）

小田原市子ども・子育て会議
小田原市青少年未来会議
合同会議資料

令和６年(2024 年)10 月 25 日（金）

小田原市子ども若者部

目　　次

はじめに

第１部　小田原市こども計画策定に至る道程　1

第１章　策定にあたって　1
１　計画策定の趣旨　1
２　計画の位置付け　1
３　計画の期間　2
４　計画の対象　3
５　計画策定に向けた取組　3
（１）小田原市子ども・子育て会議の開催　3
（２）小田原市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の実施　4
（３）小田原市子どもの生活実態調査の実施　4

第２章　本市のこども・若者の姿　5
１　本市の現状　5
（１）人口と世帯の状況　5
（２）少子化の動向　10
（３）保育環境・教育環境の状況　16
２　ニーズ調査の結果概要　19
（１）令和４年度小田原市　こども（小学５年生、中学２年生）の生活実態調査結果から　19
（２）令和６年「小田原市　子ども・子育て支援および若者のための取り組みに関するアンケート調査結果から　未就学児　小学生　若者　20

第３章　計画の基本的な考え方　33
１　施策につながるニーズ　33
（１）令和４年度小田原市　子ども（小学５年生、中学２年生）の生活実態調査結果から把握した課題　33
（２）令和６年「小田原市　子ども・子育て支援および若者のための取り組みに関するアンケート調査結果から把握したニーズ　未就学児の保護者のニーズ・小学生の保護者のニーズ・若者のニーズ　42
２　計画の基本的な考え方　59
（１）基本理念　59
（２）基本目標　59
（３）行動指針　60
（４）施策の体系　施策体系図　61
（５）基本的な視点　66
（６）成果指標　66

第２部　小田原市こども計画の展開 69

第１章　基本施策Ⅰ　ライフステージを通した施策 71

１　こども・若者が権利の主体であること、児童の福祉に関する条約の社会全体での共有等 71

（１）学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化）

（２）児童の権利に関する条約（こどもの権利に関する条約）の地域社会全体への周知・啓発、理解促進

（３）こどもや若者を支援する支援者への理解促進

（４）こども・若者の意見を政策に反映

２　様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進 74

（１）遊びの機会や体験学習の支援、文化芸術・スポーツ活動の支援

（２）多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解

（３）ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成

（４）キャリア教育の推進と職業能力開発

（５）こども・若者が発案した活動実施

（６）全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進

３　こども・若者が活躍できるきっかけづくり 78

（１）多世代交流、様々な分野で活躍する大人との交流支援

（２）全てのこども・若者の活躍の取組の促進

（３）全てのこども・若者の自己表現の場の創出

４　地域でこども・若者を支える担い手の育成 80

（１）地域でこども・若者を見守る担い手の育成

（２）こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成

（３）こども・若者のピアサポート活動促進

（４）全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成

５　こどもや若者への切れ目のない支援の実施 83

（１）妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施

（２）多様な機関の連携による切れ目のない支援の実施

（３）多様な当事者会や家族会への支援

６　誰もが気軽に相談することができる相談支援体制 85

（１）妊娠期から青年期まで切れ目のない相談支援体制の充実

（２）多様な機関の連携による相談支援体制の充実

（３）おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」の充実

７　誰一人取り残さないための支援 89

（１）こどもの貧困の解消に向けた対策

（２）児童虐待防止対策の推進

（３）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

（４）ヤングケアラーに対する支援

（５）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

第２章　基本施策Ⅱ　ライフステージ別の施策　95
１　こどもの誕生前から幼児期まで　95
（１）生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進
（２）こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
（３）保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上
２　学童期・思春期　100
（１）居場所づくり
（２）小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
（３）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
（４）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
（５）インクルーシブ教育の推進
（６）こどもの意見聴取の取組
（７）いじめの防止
（８）不登校のこどもへの支援
３　青年期　110
（１）社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談
（２）結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
（３）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実
（４）就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援
（５）ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するＮＰＯ等民間団体との連携

第３章　基本施策Ⅲ　子育て当事者への支援に関する施策　113
１　子育てや教育に関する経済的負担の軽減　113
（１）教育・保育等に関する経済的負担の軽減
（２）児童手当・医療費等負担軽減
（３）義務教育に付随してかかる費用への支援や負担軽減の工夫
２　地域子育て支援、家庭教育支援　115
（１）相談・情報の提供
（２）保護者に寄り添う子育て支援
（３）緊急時、不定期な保育ニーズへの対応の充実
（４）地域で活動する子育て当事者グループ、子ども食堂など子育て支援団体への支援
３　共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大　118
（１）ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し
（２）労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成
（３）子育て中の母親の就労支援
（４）父親の育児・家事スキル獲得への支援
４　ひとり親家庭への支援　120
（１）ひとり親家庭等自立支援の推進

（２）ひとり親家庭の親への就労支援
（３）児童扶養手当制度の着実な実施
（４）当事者団体への支援

第４章　基本施策Ⅳ　こども・若者の社会参画・意見反映　123
１　多様な声を施策に反映させる工夫　123
（１）多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組
（２）企業、ＮＰＯ等民間団体相互のネットワーク化、協働など連携
２　社会参画・意見反映を支える人材の育成　124
（１）こども・若者を支援する担い手の養成・支援、地域人材との協働
（２）青少年関係団体との役割分担による青少年の支援・指導者育成
３　若者が主体となって活動する団体等の活動の促進　125
（１）地域子育ての支援団体等の活動の推進
（２）地域子育ての支援団体等の機能強化の推進、多機関連携の推進

第５章　子ども・子育て支援法に基づく実施計画　127
１　子ども・子育て支援法に基づいて記載する内容　127
（１）子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育　128
（２）地域子ども・子育て支援事業　129
（３）子育てのための施設等利用給付　130
２　区域の設定　132
３　幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容　135
（１）各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容　135
（２）教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について　145
（３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について　146
４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容　147
（１）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）　147
（２）一時預かり事業（幼稚園在園児対象）　147
（３）一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、
　　子育て短期支援事業（トワイライトステイ）　148
（４）病児・病後児保育事業　148
（５）ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）　149
（６）利用者支援事業　149
（７）妊婦に対する健康診査　150
（８）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）　151
（９）養育支援訪問事業　151
（10）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）　152
（11）延長保育事業　153

（12）子育て短期支援事業（ショートステイ） 153
（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業） 153
（14）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 154
（15）子育て世帯訪問支援事業 154
（16）児童育成支援拠点事業 154
（17）親子関係形成支援事業 154
（18）妊婦等包括相談支援事業 155
（19）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 155
（20）産後ケア事業 155
５　その他の記載事項 156
（１）産休後、育休後における施設の円滑な利用の確保に関する事項 156
（２）子どもの専門的な知識、技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項 156
（３）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 156

第３部　小田原市こども計画の推進 157

第１章　計画の推進 157
1　計画の推進体制 157
2　計画の進行管理 157
（１）（仮称）小田原市こども・若者会議 157
（２）庁内推進委員会 158
（３）関係機関との連携強化 158
3　実施状況の点検・評価 158
4　実施状況の公表 158

第２章　参考資料 159
1　委員名簿 160
（１）小田原市子ども・子育て会議 160
（２）小田原市青少年未来 161
2　計画改定の経緯 162
3　条約、関連法及び大綱（抜粋） 163
4　令和４年２月　子どもの生活実態調査　調査結果（抜粋） （添付省略） 177
5　令和６年３月　子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査調査結果報告書（抜粋） （添付省略） 178
6　事務事業一覧 （現計画の事務事業を新計画の体系化に再編したイメージ） （添付省略） 179

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくため、こども家庭庁の設立と合わせて、「こども基本法」が 2023 年（令和５年）４月に施行されました。

これを受け、国では、同年 12 月に従来の「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」を策定し、こども施策の基本的な方針や重要事項などについて定め、全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととされました。

2024 年（令和６年）５月には、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画 2024」を策定し、今後、毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しを図るとされています。

また、こども基本法では、市町村は国が定める「こども大綱」や都道府県が定める「こども計画」も勘案して、市町村こども計画を策定するよう努めることとされています。

この市町村こども計画については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等の既存の計画と一体ともものとして策定することが可能とされました。

そこで、本市では、子どもの貧困対策推進計画等を「小田原市子ども・子育て支援事業計画」や、子ども・若者育成支援推進法に基づき市町村子ども・若者計画として、2024 年（令和６年）３月に策定した「小田原市子ども若者の未来を支える方針」と一体化した「小田原市こども計画」を策定することとします。

２　計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の質及び量の確保や、法に基づく業務の円滑な実施などについて定めます。また、児童福祉法に規定する保育所及び幼保連携型認定子ども園の整備に関する市町村整備計画を兼ねるとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に関する施策を含めます。

そして、子ども・若者育成支援推進法に基づく「小田原市子ども若者の未来を支える方針」と、この方針に基づく具体的な取組を本計画に位置づけ実践してまいります。

本計画の策定にあたっては、本市の総合計画の施策の方向やその他の関連計画とも連携し、整合を図ります。

なお、広く次世代育成支援の観点から総合的に施策を推進するために、本計画は「次世代育成支援対策行動計画」を継承し、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付けます。

◆　子ども・子育て支援事業計画の位置付け

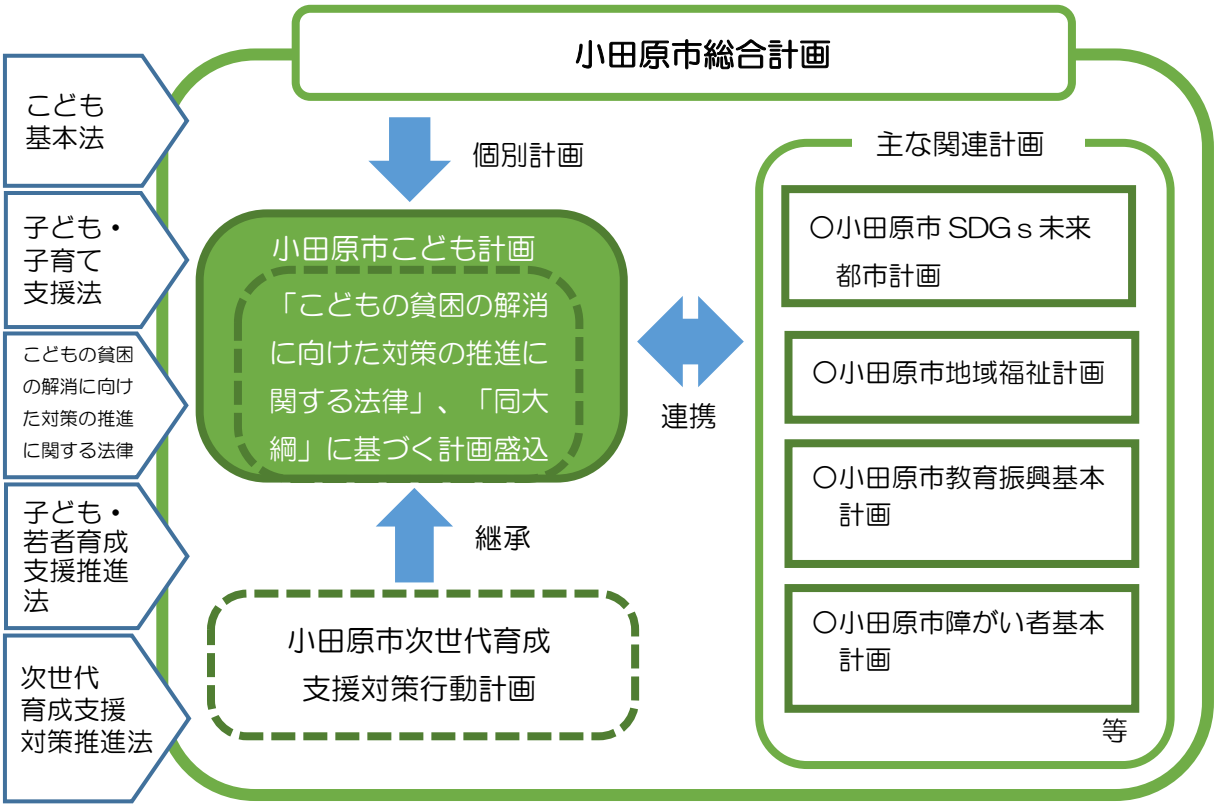

3　計画の期間

本計画はこども基本法に基づき令和７年度から令和１１年度の５年間を計画期間とします。

なお、計画期間中は施策の実施状況の点検、評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆ 計画期間

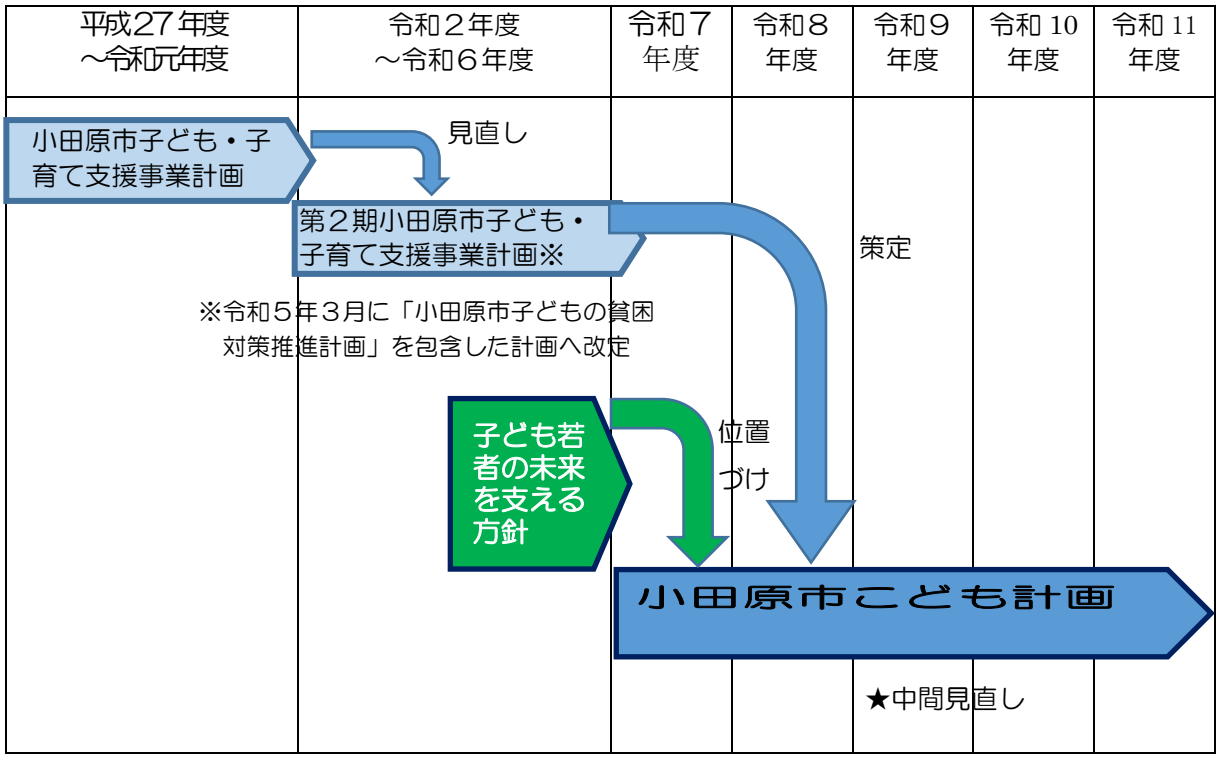

4 計画の対象

本計画の対象を、こども・若者及び子育て世帯とします。

こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義していますが、様々な法律においても定義が異なることから、一般的に広く周知されているとはいえません。

そこで、本計画では、一部重複する年齢もありますが、「こども」は概ね１８歳未満、「若者」は概ね思春期から３０歳未満、取組によっては４０歳未満を主たる対象とします。

また、子育て世帯は妊娠・出産期を含むものを主たる対象とします。

5 計画策定に向けた取組

（１）小田原市子ども・子育て会議の開催

本計画を策定にあたり、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を実施している、附属機関「小田原市子ども・子育て会議」を開催し、子どもの保護者に加え、幼稚園、保育所、地域子育て支援事業、児童相談所などの子ども・子育て支援事業の従事者、有識者、事業者団体の関係者など、子ども・子育て支援に関する様々な立場からご意見をいただきました。

（２）小田原市青少年未来会議との合同開催

「小田原市子ども若者の未来を支える方針」は、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画として、青少年の健全育成に関する施策等の総合的かつ計画的な推進に資するための附属機関「小田原市青少年未来会議」での深い議論を経て策定されたものです。この方針を踏まえ具体的に実施していく取組とすることから、一体化して本計画を策定するにあたり、「小田原市青少年未来会議」と「小田原市子ども・子育て会議」を合同で開催し、青少年の健全育成に関する活動に従事されている青少年育成推進員協議会、子ども会連絡協議会、青少年育成連絡協議会、関係行政機関の職員に加え、学識経験者や市民など、青少年の健全育成に関する様々な立場から改めて本計画に対するご意見をいただきました。

（３）小田原市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の実施

子ども・子育て支援事業計画における、各年度の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みの設定や、子ども・子育て支援給付管理システムの構築を行うための基礎資料を得るため、令和５年 12 月１日時点の住民基本台帳を用いて、令和６年１月 25 日から２月 26 日にかけて、市内の子育て世帯及び若者を対象としたニーズ調査を行いました。

→（調査結果概要）第３部　第２章参考資料　４として概要版を掲載

（４）小田原市子どもの生活実態調査の実施

本市における子どもの生活実態を把握するとともに、子どもの貧困対策推進計画の策定等、子育て世帯への施策に役立てるため、令和３年 10 月 12 日から 11 月５日にかけて、市内の子ども及び保護者を対象に、生活の状況等に関する調査を実施しました。

→（調査結果概要）第３部　第２章参考資料　５として概要版を掲載

第２章　本市のこども・若者の姿

１　本市の現状

国勢調査や県・市の統計データから、本市の子どもと子育てを取り巻く状況を分析しました。

（１）人口と世帯の状況

◆　人口と年少人口の推移

人口は、令和６年現在、186,326 人で微減傾向が続いています。年少人口（15 歳未満）は、令和６年現在、19,320 人で平成 22 年より 6,469 人減少しており、年少人口割合は平成 22 年と比べ 2.6 ポイント減少しています。

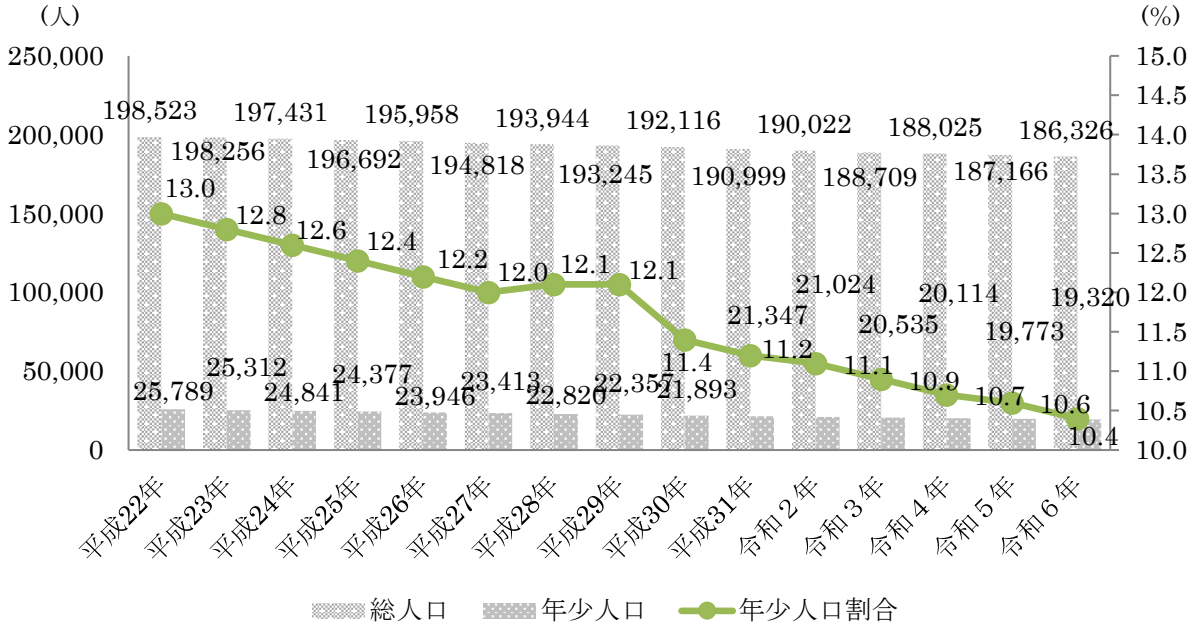

（神奈川県年齢別人口統計調査：各年１月１日現在）

◆　世帯数及び１世帯当たり人員の推移

世帯数は増加傾向で推移し、令和６年現在、85,594 世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は減少傾向で推移しており、令和６年現在、2.17 人で核家族化が進行していることがうかがえます。

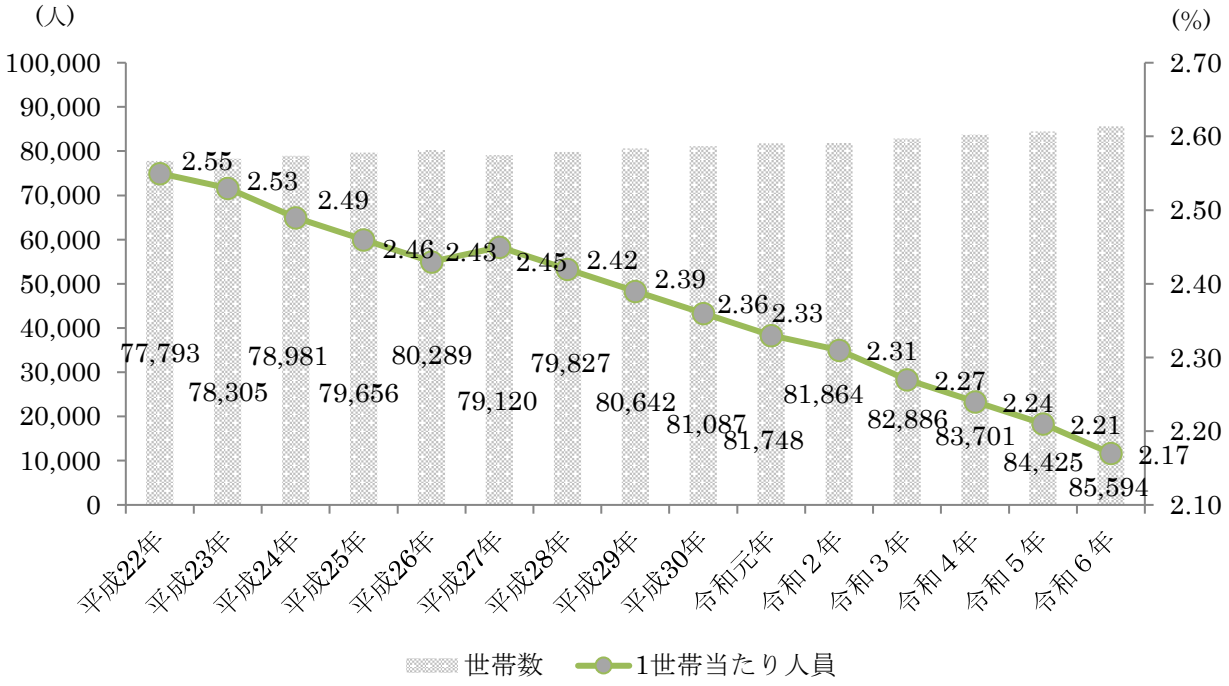

（小田原市　人口と世帯：各年 10 月 1 日現在）

◆　世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯を見ると、令和２年には総世帯数 81,622 世帯の約 57.0%を核家族世帯が占めています。特に「夫婦のみ」世帯と「女親と子ども」、「男親と子ども」世帯の増加が顕著になっています。また、その他の親族世帯では、「夫婦、子どもと両親」の世帯が減少しています。

（単位：世帯）

家族類型別世帯数	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年	６歳未満親族のいる世帯 (R2 年再掲)	18 歳未満親族のいる世帯 (R2 年再掲)
総世帯数	71,379	74,064	77,532	79,007	81,622	5,592	15,246
Ａ親族世帯	53,716	54,214	54,411	53,932	52,397	5,574	15,182
Ⅰ核家族世帯	43,512	44,571	45,721	46,460	46,521	5,051	13,241
１夫婦のみ	12,847	14,068	15,250	16,280	17,052	－	－
２夫婦と子ども	24,760	23,779	23,198	22,436	21,240	4,722	11,489
３男親と子ども	945	1,049	1,130	1,191	1,301	18	174
４女親と子ども	4,960	5,675	6,143	6,553	6,928	311	1,578
Ⅱその他の親族世帯	10,204	9,643	8,690	7,472	5,876	523	1,941
５夫婦と両親	334	337	345	277	221	－	－
６夫婦とひとり親	949	1,083	1,113	984	958	－	－
７夫婦、子どもと両	2,309	1,951	1,534	1,124	674	128	454
８夫婦、子どもとひ	3,922	3,434	2,871	2,301	1,609	153	677
９夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）	164	173	155	153	146	5	14
10 夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	640	691	705	674	571	98	354
11 夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）	173	169	124	116	76	7	14
12 夫婦、子ども、親と他の親族	614	529	448	347	198	74	155
13 兄弟姉妹のみ	356	409	458	516	563	－	3
14 他に分類されない親族世帯	743	867	937	980	860	58	270
Ｂ非親族世帯	332	492	791	374	735	18	57
Ｃ単独世帯	17,331	19,358	22,295	24,584	28,359	－	7

（国勢調査）

◆　６歳未満の子どものいる世帯の推移

国勢調査によると、６歳未満の子どものいる世帯は、令和２年現在、5,592 世帯で、世帯人員は 21,965 人、１世帯当たりの世帯人員は約 3.9 人となっています。また、世帯中の６歳未満の子どもは 7,199 人で減少傾向です。

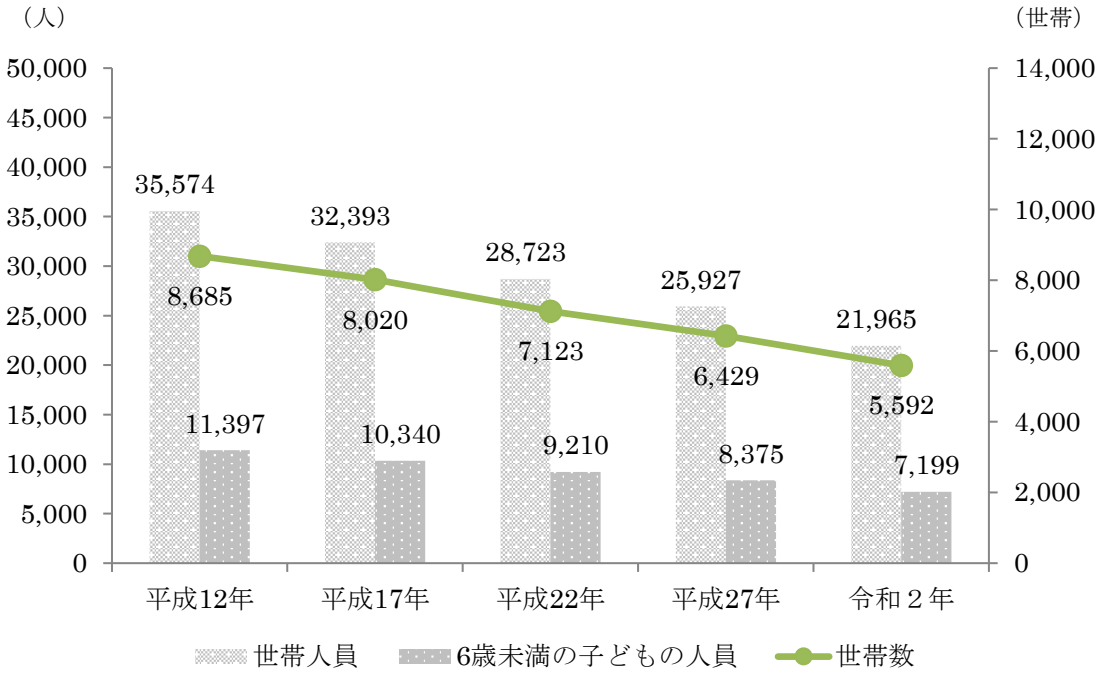

（国勢調査）

◆　18 歳未満の子どものいる世帯の推移

国勢調査によると、18 歳未満の子どものいる世帯は、令和２年現在、15,246 世帯で、世帯人員は 59,718 人、１世帯当たりの世帯人員は約 2.6 人となっています。また、世帯中の 18 歳未満の子どもは 25,444 人で減少傾向です。

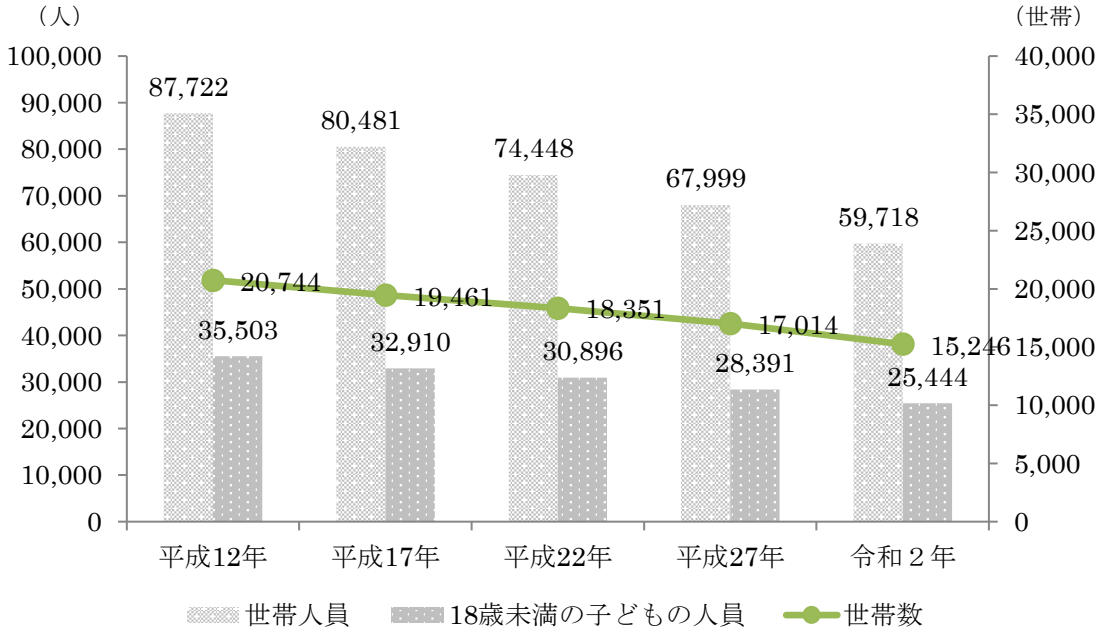

（国勢調査）

◆　母子世帯の推移

国勢調査によると母子世帯数は平成 12 年から平成 22 年にかけて増加していますが、平成 27 年以降減少しており、令和２年は 932 世帯となっています。また、母子世帯人員は令和２年現在、2,400 人で 1 世帯当たりの世帯人員は約 2.6 人となっています。

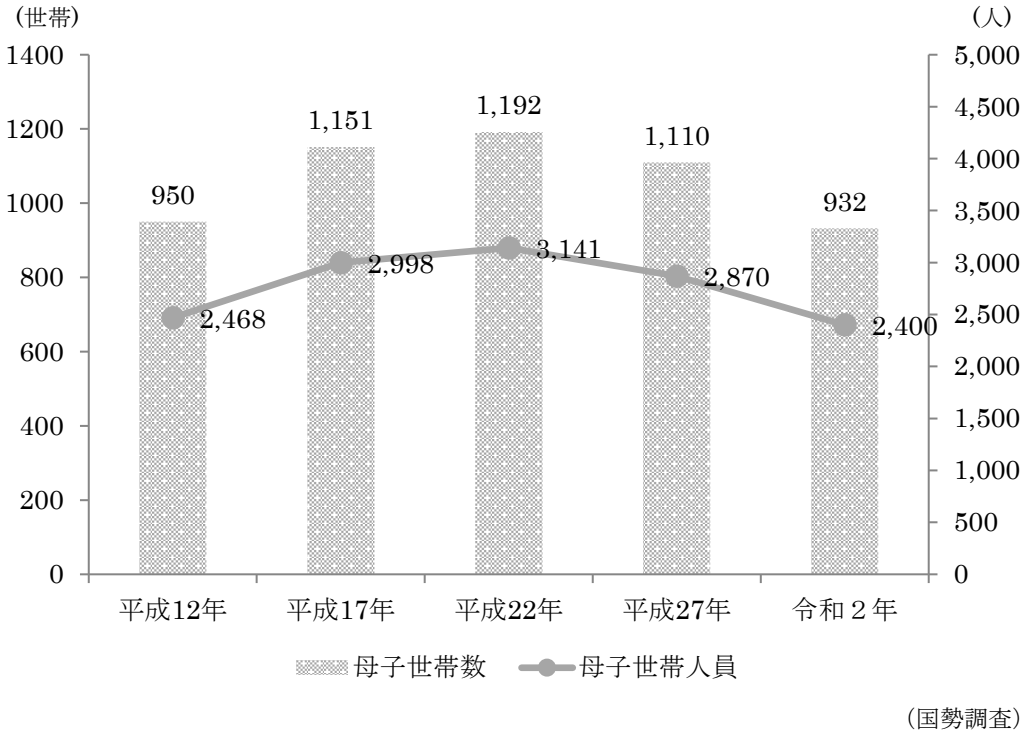

（国勢調査）

◆　父子世帯の推移

国勢調査によると父子世帯数は、令和２年現在、117 世帯で世帯人員は 295 人となっており、１世帯当たりの世帯人員は約 2.5 人となっています。

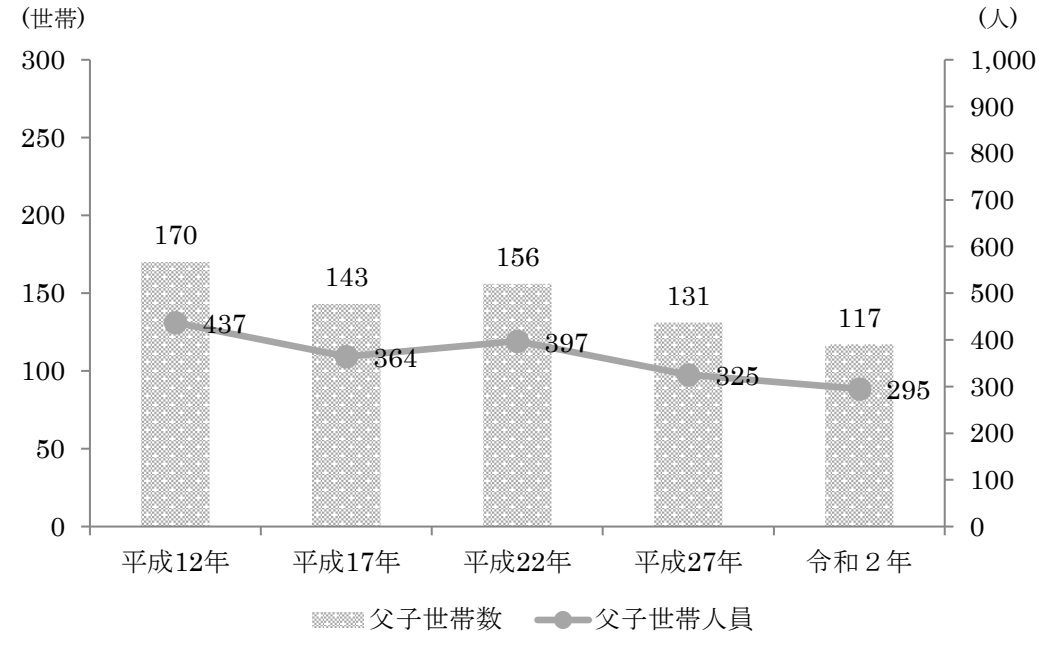

（国勢調査）

（２）少子化の動向

◆　合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、本市では、年度により増減を繰り返していますが、おおむね減少傾向にあります。県平均と比較しても、おおむね同水準となっている状況です。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和01年	令和02年	令和03年
小田原市	1.29	1.23	1.33	1.24	1.26	1.30	1.22	1.28	1.20	1.25	1.15	1.19
神奈川県	1.31	1.27	1.30	1.31	1.31	1.39	1.36	1.34	1.28	1.23	1.20	1.19
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30

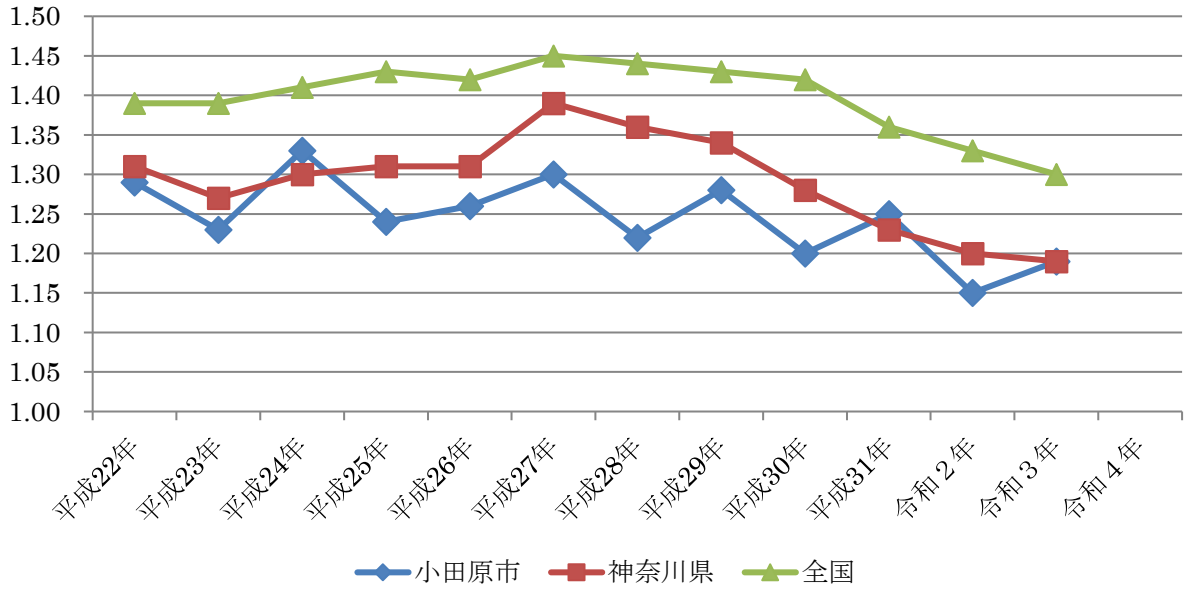

（神奈川県衛生統計年報）

◆　出生数の推移

出生数の推移は、市、県、国ともに減少傾向にあります。令和４年は平成 22 年と比べて約 500 人減少しており、平成 22 年の約３分の２の出生数となっています。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和01年	令和02年	令和03年	令和04年
小田原市(出生数)	1,534	1,442	1,506	1,365	1,357	1,364	1,250	1,262	1,160	1,181	1,047	1,052	1,020

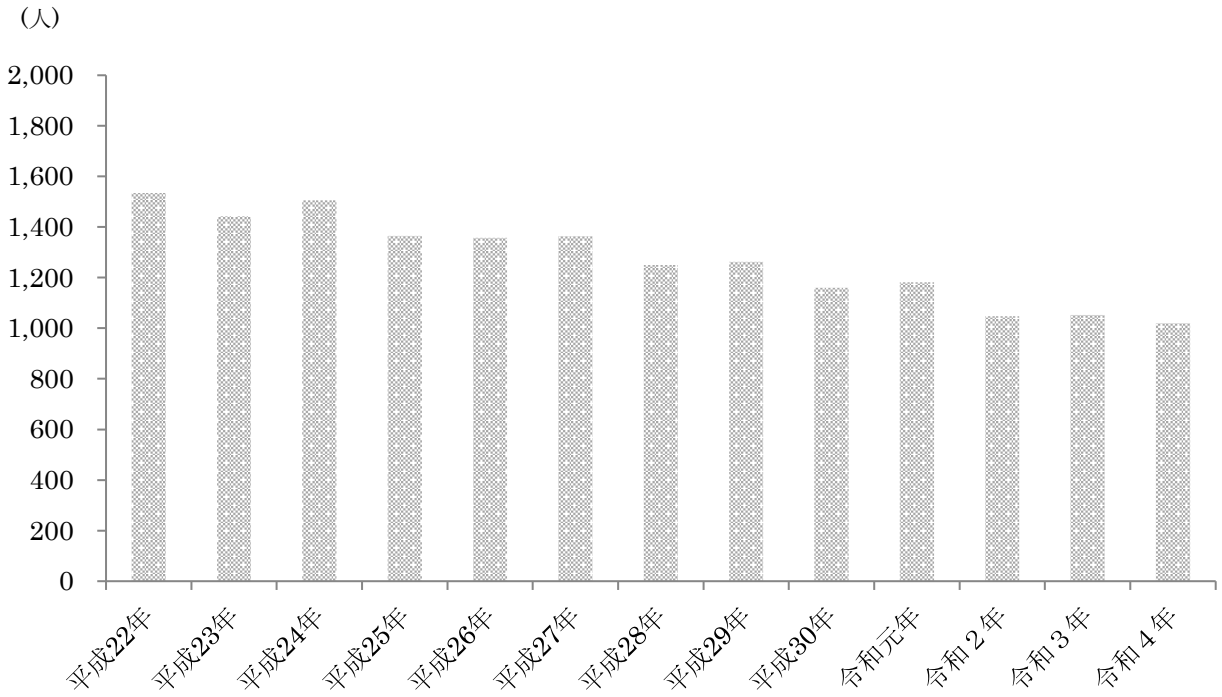

（人口動態調査・神奈川県衛生統計年報）

◆　未婚率の推移（男性）

国勢調査によると令和２年の男性の未婚率は 20～24 歳が 94.9%、25～29 歳が 73.1%といずれも平成 27 年と比べると減少しています。

また、20～24 歳の区分を除き、全国よりも高い未婚率となっています。

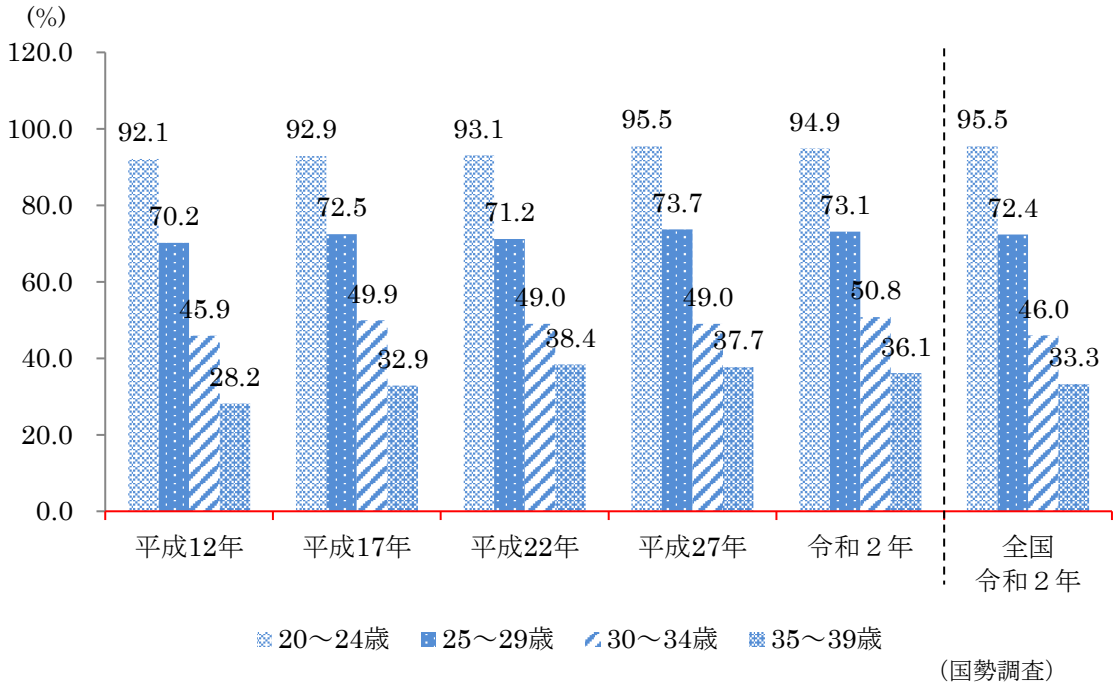

（国勢調査）

◆　未婚率の推移（女性）

国勢調査によると令和２年の女性の未婚率は 20～24 歳が 92.1%、25～29 歳が 63.8%といずれも平成 27 年と比べると増加しています。

また、各年齢層において全国よりも高い未婚率となっています。

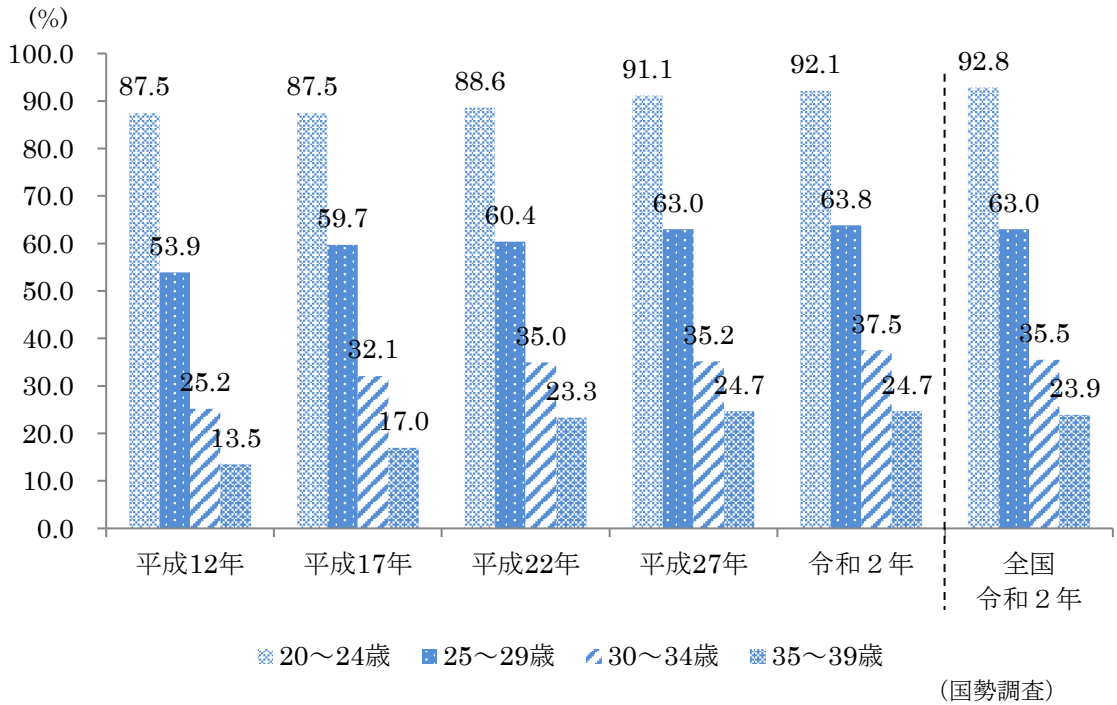

（国勢調査）

◆　年齢別労働力率の推移（男性）

国勢調査によると令和２年の男性の労働力率は、20～24 再、25～29 歳の区分で、平成 27 年と比べて増加しています。特に 20～24 歳の増加が顕著です。また、各年齢層とも全国と比べて概ね同水準となっています。

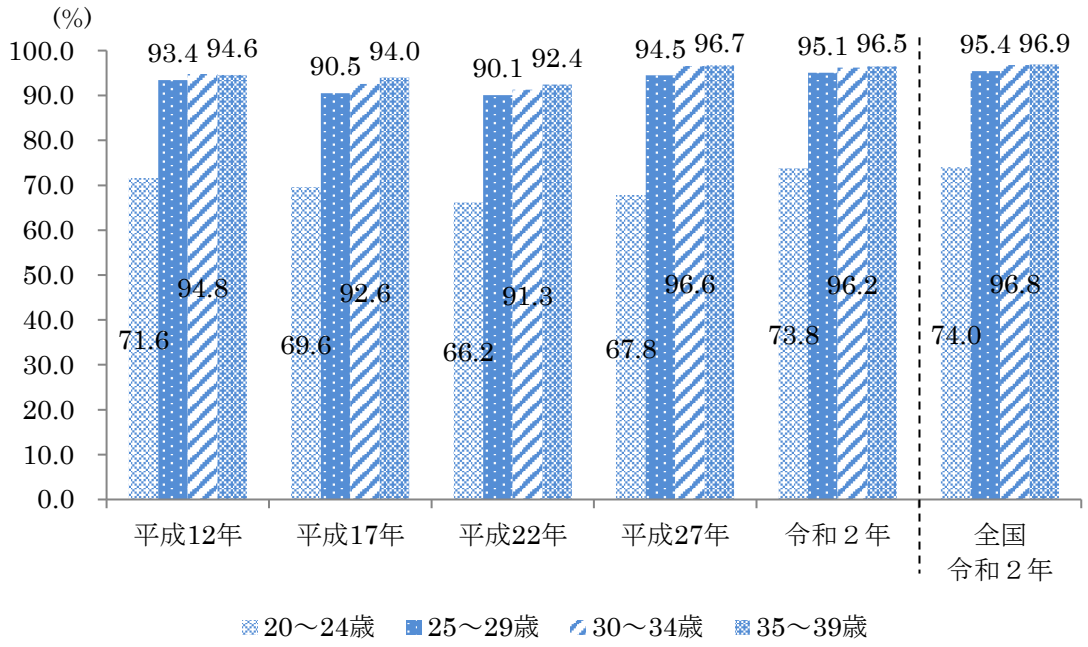

（国勢調査）

◆　年齢別労働力率の推移（女性）

国勢調査によると令和２年の女性の労働力率は、各年齢層において平成 27 年と比べて増加しています。特に 25～29 歳、30～34 歳及び 35～39 歳の区分では約５ポイント増加しております。

また、全国と比べた場合、20～24 歳、25～29 歳は概ね同水準になっていますが、30～34 歳、35～39 歳については、１～２ポイント程度低くなっています。

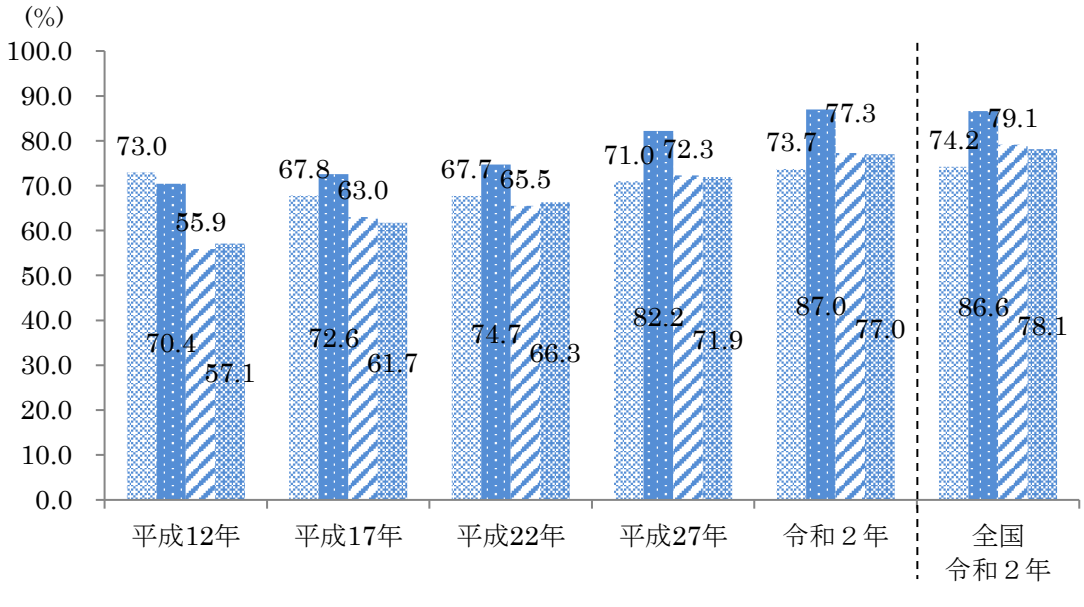

（国勢調査）

◆ 母の年齢階級別出生数の推移

母の年齢階級別出生数は、30～34 歳が他の階級と比較し最も多くなっています。また、25～29 歳、30～34 歳、35～39 歳及び 40～44 歳は令和２年と比べて増加しています。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和01年	令和02年	令和03年	令和04年
総数	1,534	1,442	1,506	1,365	1,357	1,364	1,250	1,262	1,160	1,181	1,047	1,052	
15 歳未満	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15～19歳	16	18	17	31	18	27	18	16	17	10	11	11	
20～24歳	157	154	158	140	126	115	104	123	116	133	106	97	
25～29歳	436	410	446	382	349	343	328	330	319	300	275	276	
30～34歳	539	496	496	451	499	513	444	436	354	374	372	374	
35～39歳	321	303	311	280	297	285	276	292	281	281	217	225	
40～44歳	63	60	73	79	66	79	76	65	73	81	64	69	
45 歳以上	2	1	5	2	2	2	4	0	0	2	2	0	

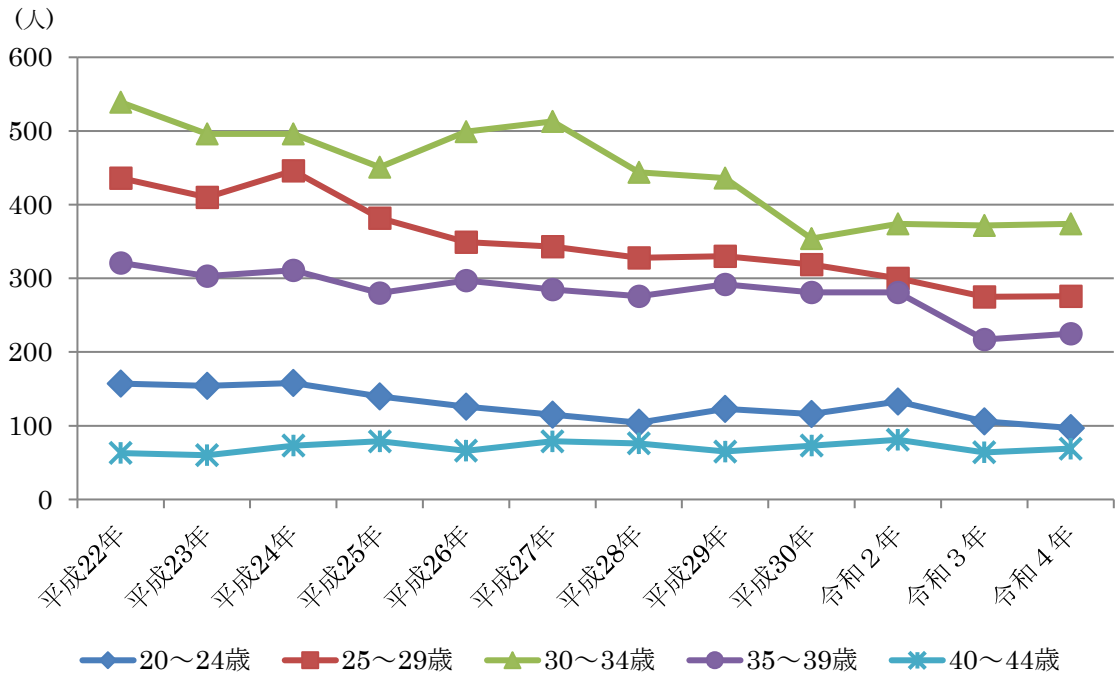

（神奈川県衛生統計年報）

◆　**婚姻数の推移**

婚姻数は、平成 29 年までは増減を繰り返しているものの、減少傾向となっています。また、令和２年は前年と比べ大きく減少しています。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和01年	令和02年	令和03年	令和04年
婚姻数	995	943	969	910	870	925	851	859	849	801	635	668	

（神奈川県衛生統計年報）

◆　**離婚数の推移**

離婚数は、平成 22 年からほぼ横ばいとなっていましたが、平成 30 年に大きく減少し、以降はこれまでと比べ少ない数字で推移しています。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和01年	令和02年	令和03年	令和04年
離婚数	365	389	395	341	358	374	333	347	298	295	301	264	

（神奈川県衛生統計年報）

（３）保育環境・教育環境の状況

◆　保育所（園）の入所児童数

入所児童数は、私立保育所、公立保育所とも減少傾向となっています。

（単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
入所児童数（私立）	2,503	2,531	2,620	2,594	2,590	2,615	2,644	2,680	
入所児童数（公立）	571	562	554	525	500	488	483	468	
合計	3,074	3,093	3,174	3,119	3,090	3,103	3,127	3,148	
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年			
入所児童数（私立）	2,738	2,770	2,688	2,657	2,680	2,607			
入所児童数（公立）	364	363	360	352	334	340			
合計	3,102	3,133	3,048	3,009	3,014	2,947			

（各年４月１日現在　福祉行政報告例第 54 表）

◆　保育所待機児童数

増減を繰り返しながら概ね減少傾向にあります。令和６年には過去最少となっています。

（単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
０歳児	3	2	1	2	4	2	2	0	
１歳児	8	11	9	7	6	9	8	8	
２歳児	2	3	5	3	3	3	9	3	
３歳児	4	6	2	6	2	6	5	5	
４歳児以上	2	5	1	1	1	2	0	1	
計	19	27	18	19	16	22	24	17	
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年			
０歳児	0	2	0	0	0	0			
１歳児	6	5	3	4	5	2			
２歳児	2	3	2	1	1	0			
３歳児	2	2	0	1	3	1			
４歳児以上	1	2	0	0	0	0			
計	11	14	5	6	9	3			

（各年４月１日現在）

◆　幼稚園の在園児童数

在園児童数は減少傾向にあります。

（単位：人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
園児数（私立）	1,264	1,267	1,280	1,256	1,238	1,174	1,153	1,175	1,181
園児数（公立）	521	484	482	464	497	480	443	412	365
合計	1,785	1,751	1,762	1,720	1,735	1,654	1,596	1,587	1,546
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
園児数（私立）	1,153	1,098	1,069	1,094	1,037	1,031	-		
園児数（公立）	304	279	236	198	184	154	147		
合計	1,457	1,377	1,305	1,292	1,221	1,185	-		

（各年５月１日現在　学校基本調査）

◆　放課後児童クラブの入所児童数

入所児童数は、年々増加傾向にあります。

（単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
入所児童数	1,166	1,139	1,141	1,212	1,403	1,513	1,557	1,542	
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年			
入所児童数	1,701	1,768	1,744	1,783	1,802	1,847			

（各年４月１日現在）

◆　小学校・中学校の児童・生徒数

年々減少傾向です。

（単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
小学校児童数	10,635	10,425	10,048	9,866	9,606	9,396	9,255	9,131	
中学校生徒数	5,108	5,075	5,105	4,999	4,980	4,880	4,857	4,656	
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
小学校児童数	9,089	9,011	8,817	8,671	8,476	8,350	8,138		
中学校生徒数	4,483	4,326	4,298	4,290	4,316	4,221	4,235		

（各年５月１日現在　学校基本調査：公立小中学校の在籍数）

◆　子どもを対象とした施設の数

（単位：箇所）

名称	平成３１年設	令和６年	設置数の増減
保育所	34	34	±0
幼稚園	16	16	±0
認定こども園	2	5	＋3
小規模保育事業所	10	13	＋3
公立小学校	25	25	±0
公立中学校	11	11	±0
届出保育施設	10	16	＋6
放課後児童クラブ	41	42	＋1
街区公園	137	138	＋1
児童遊園地	53	49	△4

（各年４月現在）

2　調査結果から見える小田原市の子育て家庭、子ども・若者の姿

（１） 令和４年「小田原市子ども（小学５年生、中学２年生）の生活実態調査」結果から

① 調査から推計した生活状態

子どもの貧困対策を進めるに当たり、子どもの回答結果と、世帯収入の水準や家庭環境との関連を分析する必要があることから、本調査では便宜上、過去に他自治体で行われた調査において、困窮世帯と非困窮世帯とで異なる傾向がみられやすかった設問（小学５年生調査では 37 項目、中学２年生では 38 項目）の回答結果を判定要素とした分類を行いました。

分類は、該当項目が 13 項目以上の場合は「A群」、７～12 項目の場合は「B群」、６項目以下の場合は「C群」とグループ分けし、グループごとの集計・分析を行いました。

「C群」、「B群」、「A群」の順に生活困難の度合いが高くなる可能性があると判断します。

その結果、グループ別にみると、小学５年生では「A群」が 2.5%、「B群」が 19.7%、「C群」が 67.5%となっています。中学２年生では「A群」が 5.3%、「B群」が 26.0%、「C群」が 50.5%となっています。

生活困難分類に応じた「調査から把握した基本施策につながる課題」は第３章で扱います。

【小学校５年生】

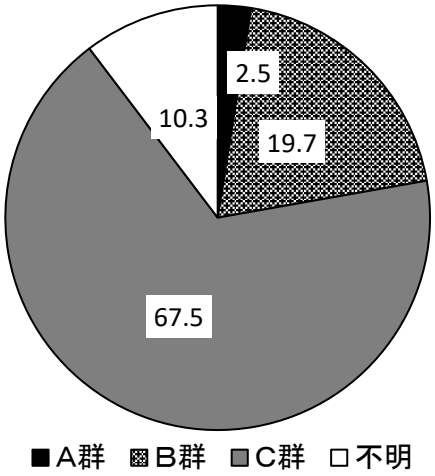

【中学校２年生】

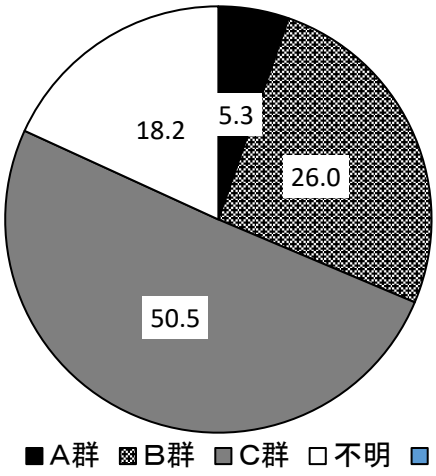

② 世帯タイプ

世帯のタイプ別にみると、「ひとり親世帯（２世代同居）」が 5.5%、「ひとり親世帯（３世代同居）」が 2.4%、「ふたり親世帯（２世代同居）」が 80.2%、「ふたり親世帯（３世代同居）」が 10.1%となっています。

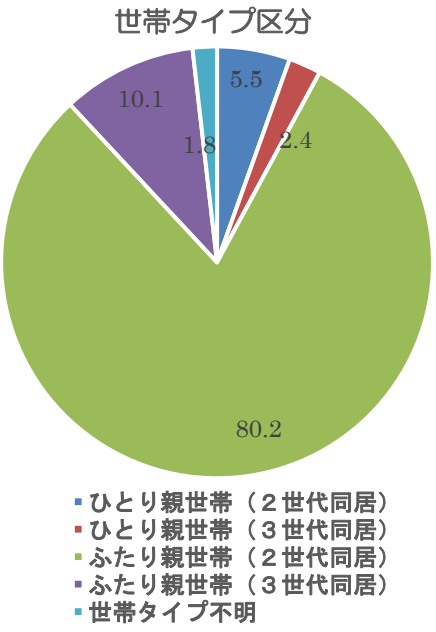

（２）令和６年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」結果から

未就学児

① 子育てを主に行っている人

「父母ともに」の割合が 59.3%（５年前に実施した前回調査時 47.9%）と最も高く、次いで「主に母親」が 39.8%（前回調査時 50.4%）と、父親の子育てへの参加機会が前回調査時から増加していることがうかがえます。

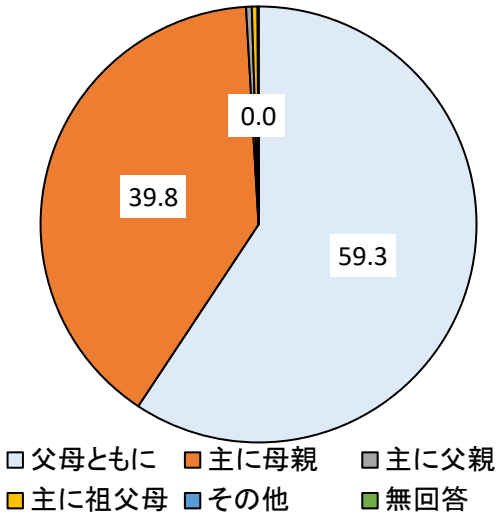

② お子さんの保護者の就労状況

母親では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 31.0%（前回調査時 27.2%）と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 26.2%（前回調査時 37.7%）、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 21.8%（前回調査時 17.8%）となっており、前回調査時と比較して働いている母親の割合が高くなっています。父親では、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が 92.5%（前回調査時 92.7%）と９割以上がフルタイム就労となっています。

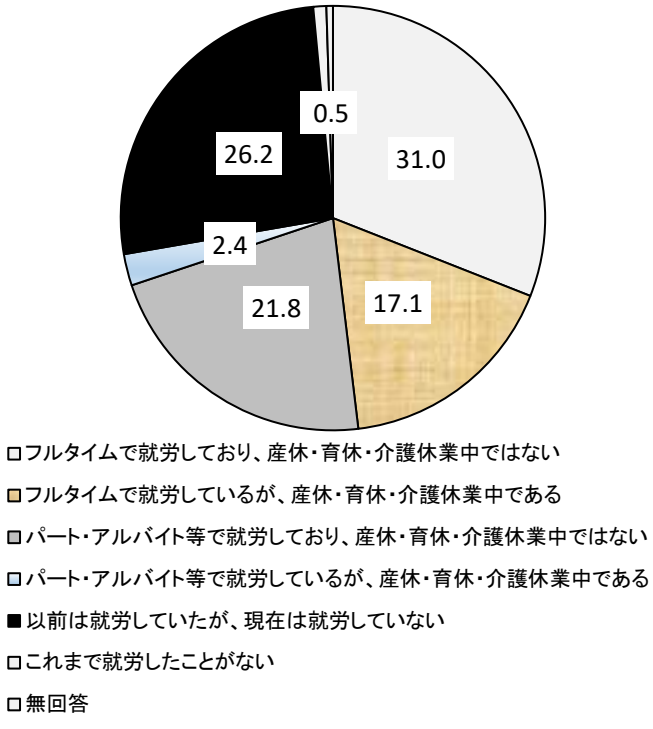

③教育・保育の利用状況

幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況は、「利用している」が72.4%（前回調査時 68.6%）、「利用していない」が 27.6%（前回調査時 31.2%）となっており、利用している方は前回調査時より 3.8 ポイント高くなっています。

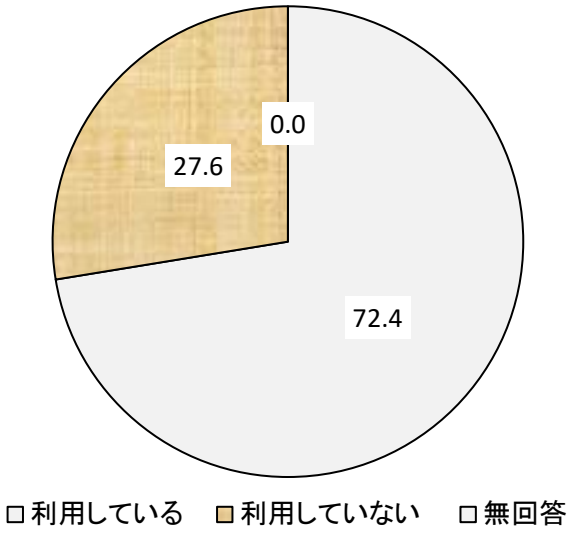

③ 現在、利用している教育・保育事業

「利用している」と回答した人の利用先は、「私立保育園」が最も高く、次いで「市立保育園」、「私立幼稚園」となっています。前回調査時と比較して「私立保育園」と「私立幼稚園」が減少している一方で、増加しているのは、「認定こども園」「小規模保育事業」でそれぞれ 9.0%（前回調査時 4.9%）、6.3%（前回調査時 2.3%）となっています。

児童発達支援と回答した人は 3.7%でした。

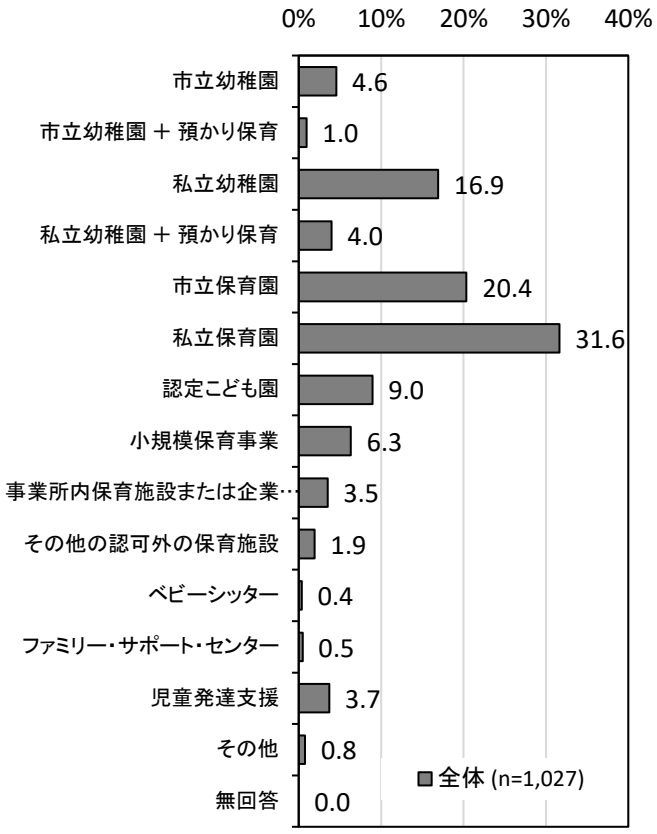

⑤子どもの病気の際の対応

この１年間に、子どもが病気やけがで通常の事業が利用できなかったことはあるかは、「あった」が 89.3%（前回調査時 82.6%）、「なかった」が 9.9%（前回調査時 15.2%）となっており、前回調査時と比較して「あった」という割合が高くなっています。

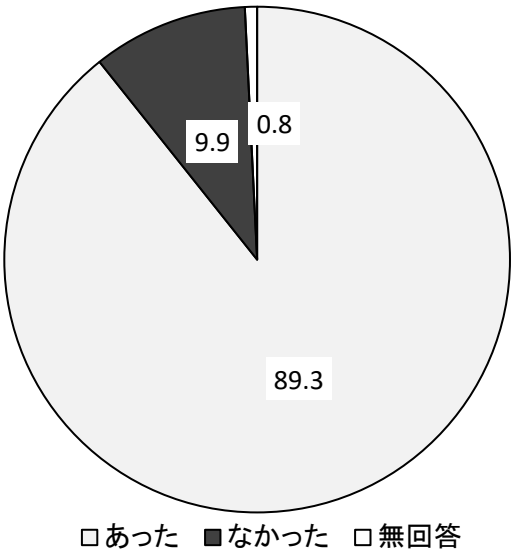

⑥子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業はあるかは、「利用していない」が 88.9%（前回調査時 88.1%）と最も高くなっており、前回調査時と同様の傾向となっています。

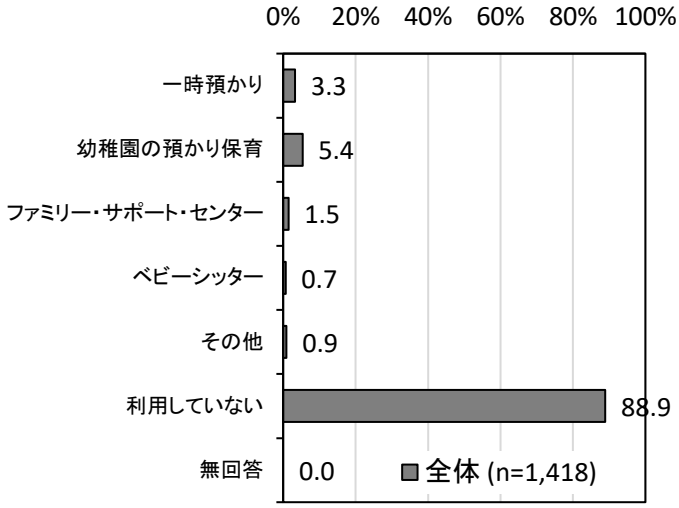

⑦子どもに関する心配事

子どもの心身の成長に関する心配事があると答えた人は３７．８%います。

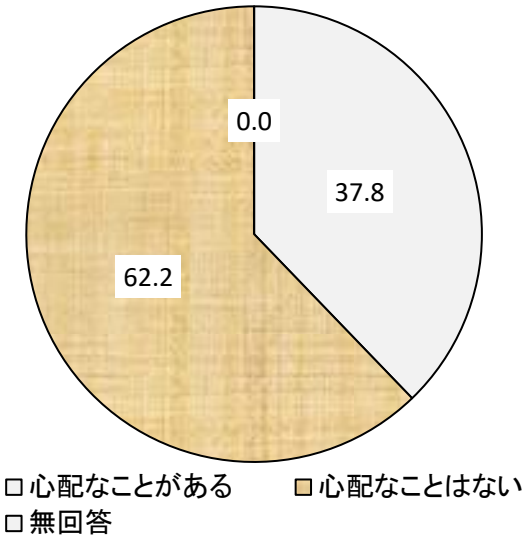

小 学 生

① 子育てを主に行っている人

「父母ともに」が 56.8%、「主に母親」が 42.7%となっています。

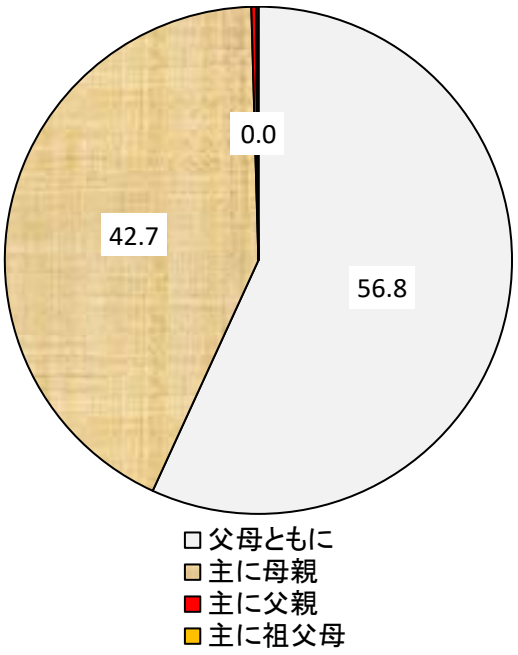

②お子さんの保護者の就労状況

保護者の現在の就労状況は、母親では、「就労している」が 76.9%（前回調査時 72.2%）と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 21.0%（前回調査時 20.4%）となっており、就労している母親は前回調査時より 4.7 ポイント高くなっています。父親では、「就労している」が 96.3%（前回調査時 95.2%）となっており、前回調査時と同様の傾向となっています。

【母親の就労状況】

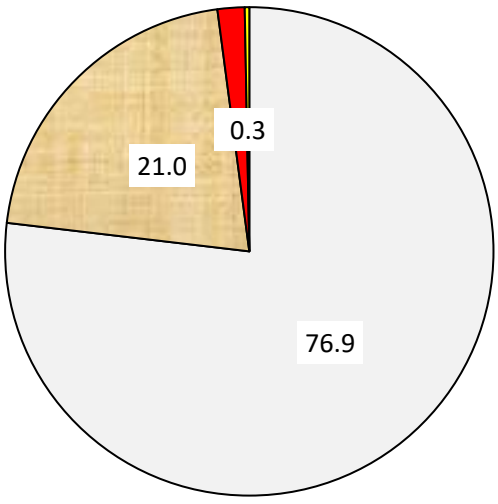

【父親の就労状況】

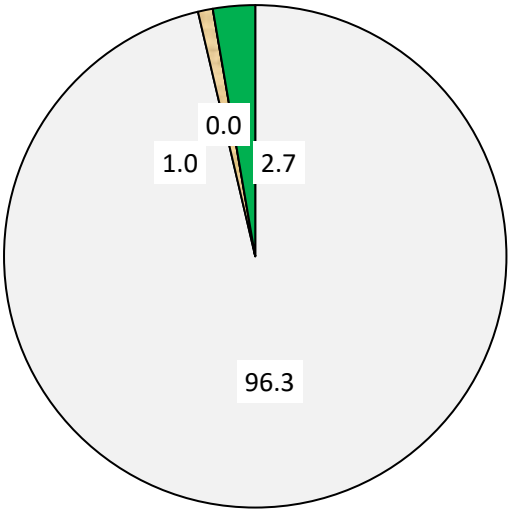

③平日の放課後の過ごし方

１４時～１６時】

14～16 時では「小学校にいる（下校前である）」が 27.7%（前回調査時 57.9%）と最も高く、次いで「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が 27.4%（前回調査時 12.6%）、「放課後児童クラブを利用している」が 20.4%（前回調査時 11.2%）となっています。

放課後デイサービスを利用しているこどもの割合は 1.9%でした。

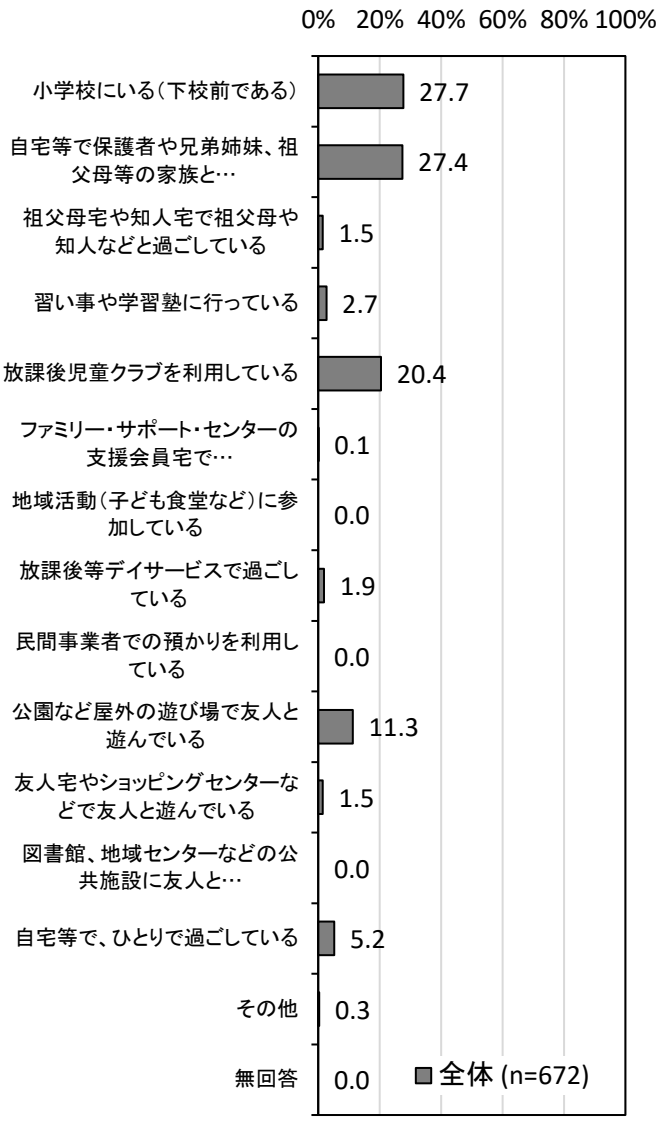

【１６時～１８時】

16～18 時では、「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が 42.1%（前回調査時 33.8%）と最も高く、次いで「習い事や学習塾に行っている」が 29.0%（前回調査時 28.6%）、「放課後児童クラブを利用している」が 14.0%（前回調査時 11.7%）となっています。

放課後デイサービスを利用しているこどもの割合は 1.9%でした。

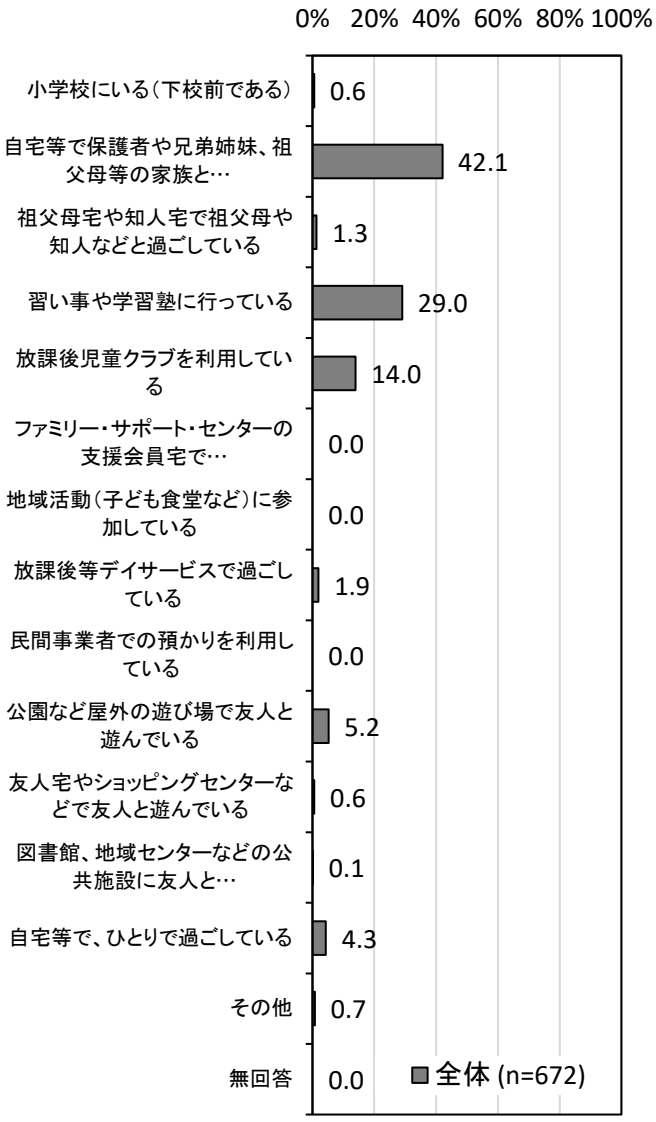

【１８時～２０時】

18 時以降では「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が85.7%（前回調査時 85.5%）となっています。

この時間に放課後デイサービスを利用していることもはいませんでした。

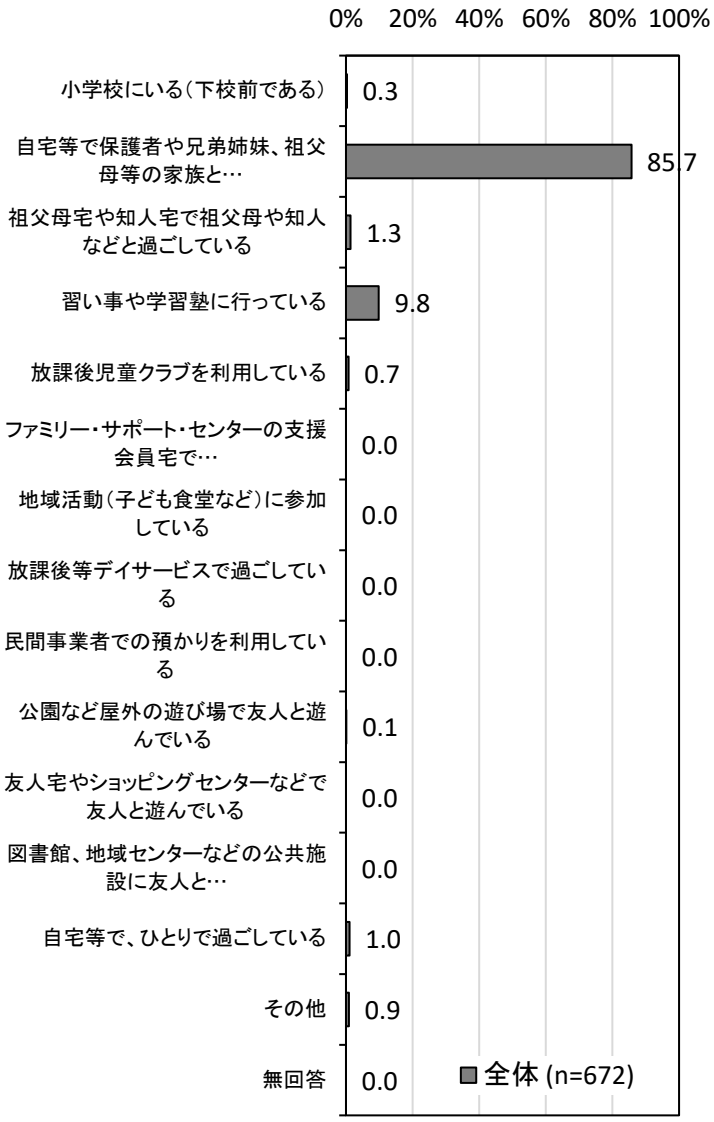

④ 経済的な面での暮らしの状況

経済的な面での暮らしの状況は、「ふつう」が52.8%（前回調査時 51.3%）と最も高いものの、「やや苦しい」、「大変苦しい」がそれぞれ 26.8%（前回調査時 28.1%）、5.5%（前回調査時 7.5%）と、経済的に苦しいと感じている方も３割程度いることがわかります。なお、苦しいと感じている方は前回調査時よりは低くなっています。

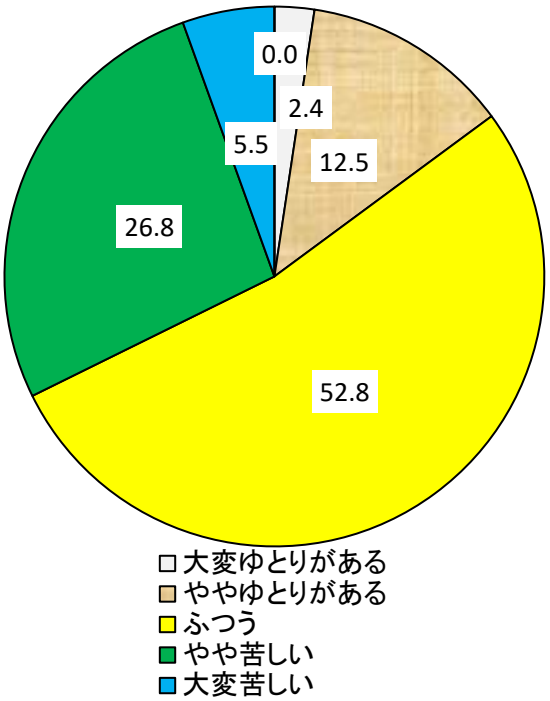

若　　者

①調査回答者の年齢

調査対象者の年齢は、「16 歳～19 歳」が 28.2%、「20 歳～24 歳」が 30.0%、「25 歳～29 歳」が 41.9%となっています。

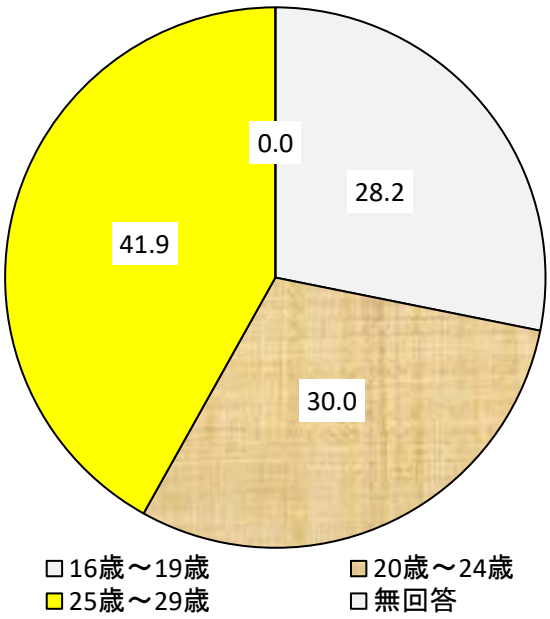

②調査回答者の現在の職業

現在の職業は、「正規の社員・職員・従業員」が 41.0%と最も高く、次いで「高校」が 20.7%、「大学」が 16.2%となっています。

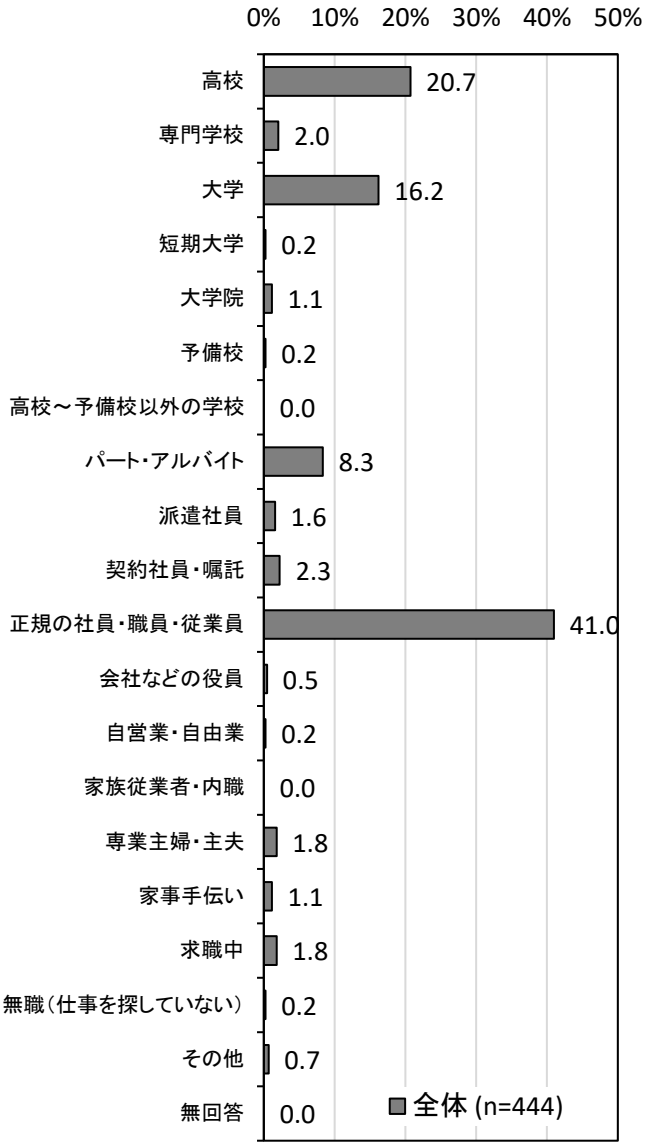

③調査回答者の経済的な状況

経済的な状況は、「どちらでもない」が 30.0%と最も高くなっています。「ゆとりがある」（13.7%）と「ややゆとりがある」（26.6%）を合わせた割合（40.3%）は、「やや苦しい」（19.4%）と「苦しい」（10.4%）を合わせた割合（29.8%）よりも 10.5 ポイント上回っています。

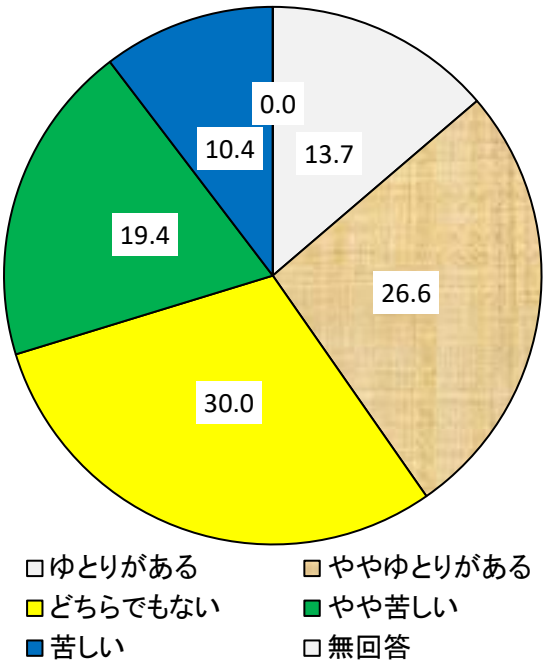

④調査回答者の近隣との交流状況

近所の人や地域の自治会との交流状況は、「全くない」が 52.0%と半数以上となっています。一方「ある」（8.1%）と「時々ある」（39.9%）を合わせた交流がある人は 48.0%となっています。

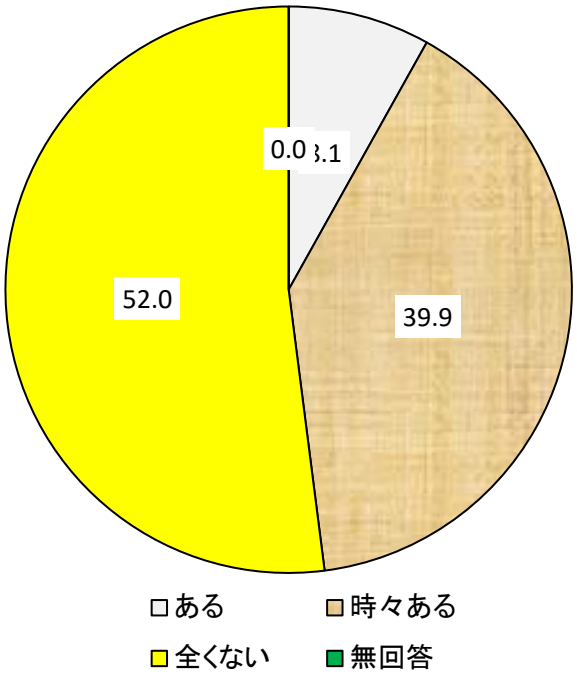

その交流の内容は、「会えばあいさつぐらいはする」が 84.0%となっています。「困ったときに相談したり、助け合ったりする」は 7.5%と１割以下となっており、互助の関係を地域で充実する上で、子どもや若者が安心して地域と関り合える環境づくりが重要と考えます。

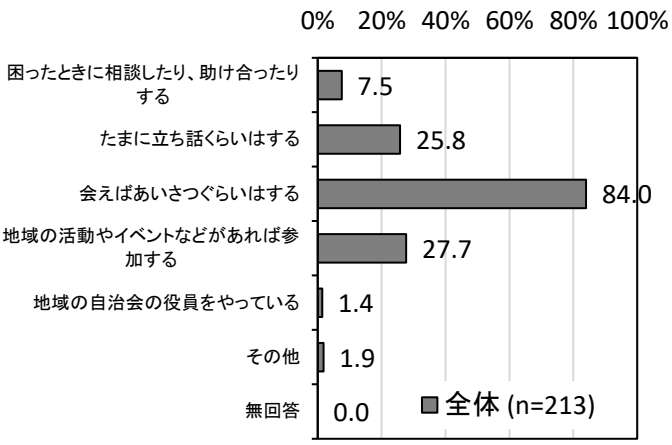

⑤ 調査回答者の外出の頻度

「仕事や学校がある日は外出する」が 65.1%と最も高く、次いで「遊びなどで頻繁に外出する」が 17.3%、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」が 7.4%となっており、普段から外出しているという割合が高いものの必要以上には外出しないという方も一定数いることがわかります。また、「家からほとんど出ない」は 1.8%となっています。

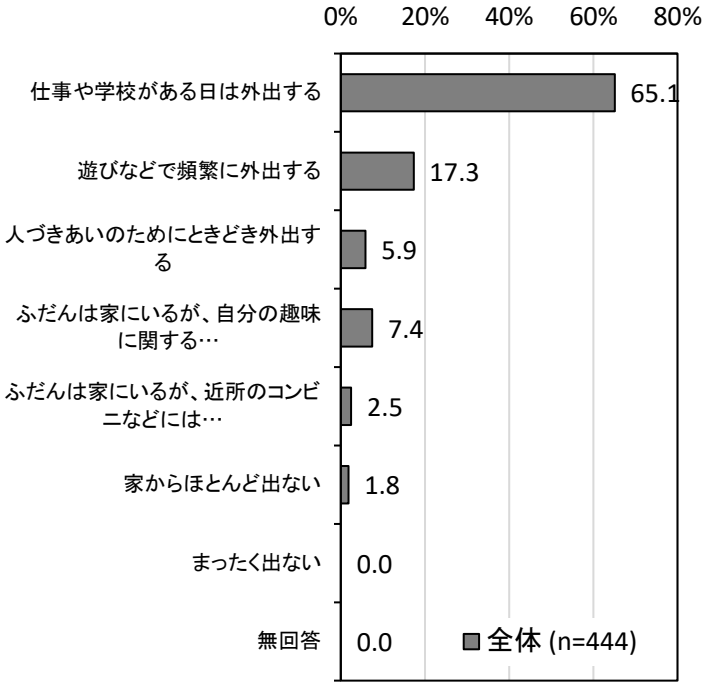

⑥調査対象者の自分についての思い

「自分らしさがあると思う」と答えた人は 48.2%、「どちらかというとある」と答えた人は 38.7%います。「今の自分が好き」と答えた人は 23.9%、「どちらかというと好き」と答えた人は 47.1%います。「今の自分に満足している」と答えた人は 15.3%、「どちらかというと満足している」は 30.9%です。

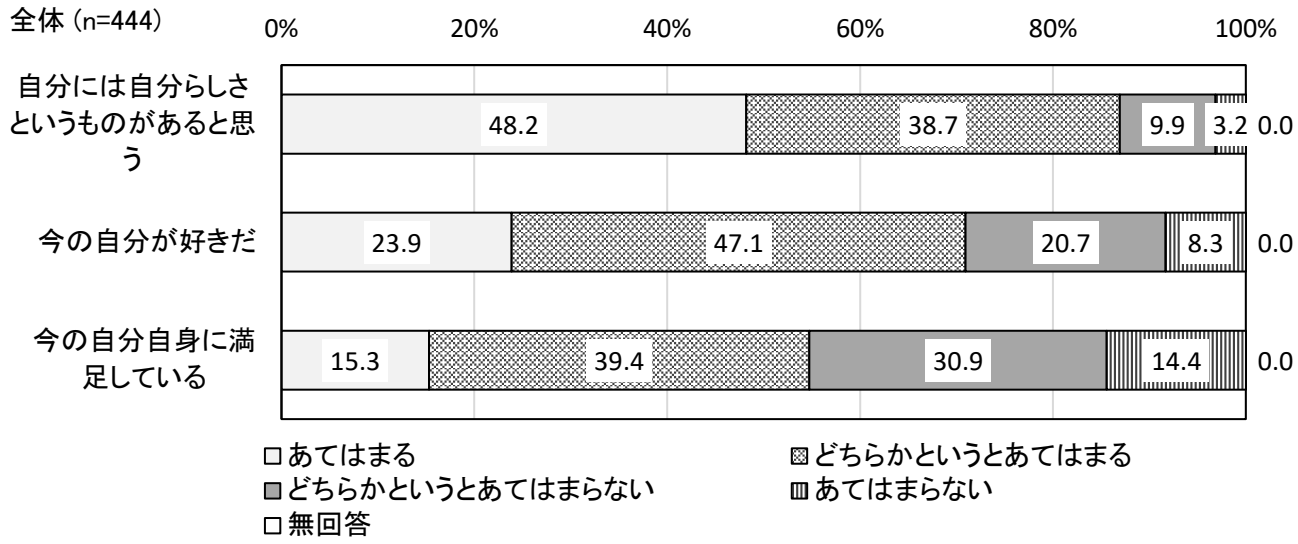

⑦調査対象者の結婚についての状況や考え方

「年齢的なタイミングにはこだわらないが、いずれは結婚したい」が 25.2%と最も高く、次いで「なるべく早く、若いうちに結婚したい」が 23.6%、「まだわからない」が 21.2%となっています。

また、回答を区分してみると、「なるべく早く、若いうちに結婚したい」と「年齢的なタイミングにはこだわらないが、いずれは結婚したい」と「ある程度年齢を積み重ねてから結婚したい」を足した『結婚したい』の割合は 49.5%、「結婚はしたくない・あまり気が進まない」という『結婚には気が進まない』の割合は 15.1%、「戸籍上こだわらない」と「まだ分からない」を足した『「結婚」とは違う・まだ分からない』の割合は 24.3%となっています。

なお、本設問は当てはまる選択肢をすべて選ぶ設問のため、１人の回答者が同区分内で２つ以上選択している場合は１件として集計しています。

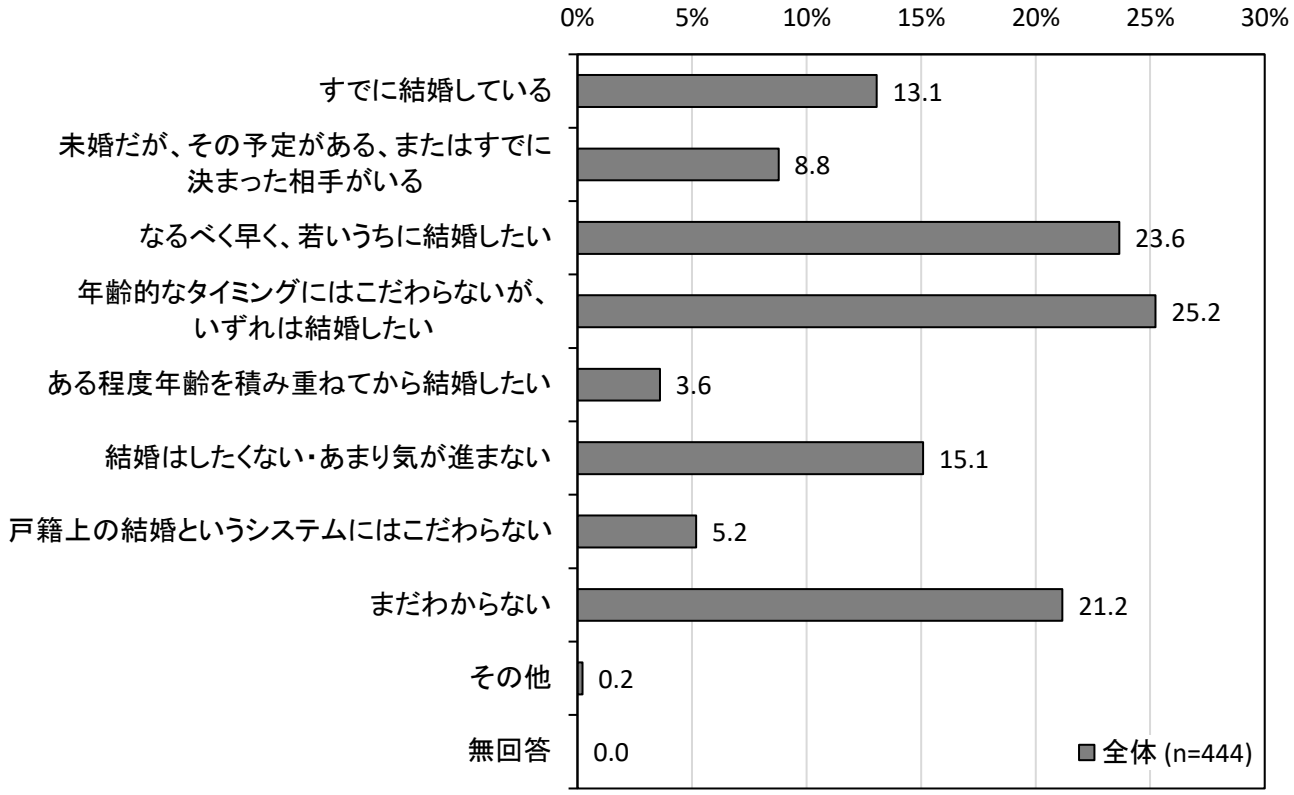

⑧調査対象者の子どもを授かることについての状況や考え方

「子どもは授かりたいが、１人か２人がいい」、「まだわからない」がそれぞれ 24.5%と最も高く、次いで「なるべく早く、若いうちに子どもを授かりたい」が 23.4%、「年齢的なタイミングにはこだわらないが、いずれは子どもを授かりたい」が 23.2%となっています。

また、回答を区分してみると、「なるべく早く、若いうちに子どもを授かりたい」から「子どもは授かりたいし、３人以上、なるべく多くほしい」を足した『子どもがほしい』の割合は 53.6%、「子どもは授かりたくない・あまり気が進まない」という『子どもがほしくない』の割合は 19.6%、「まだわからない」という『わからない』の割合は 24.5%となっています。

なお、本設問は当てはまる選択肢をすべて選ぶ設問のため、１人の回答者が同区分内で２つ以上選択している場合は１件として集計しています。

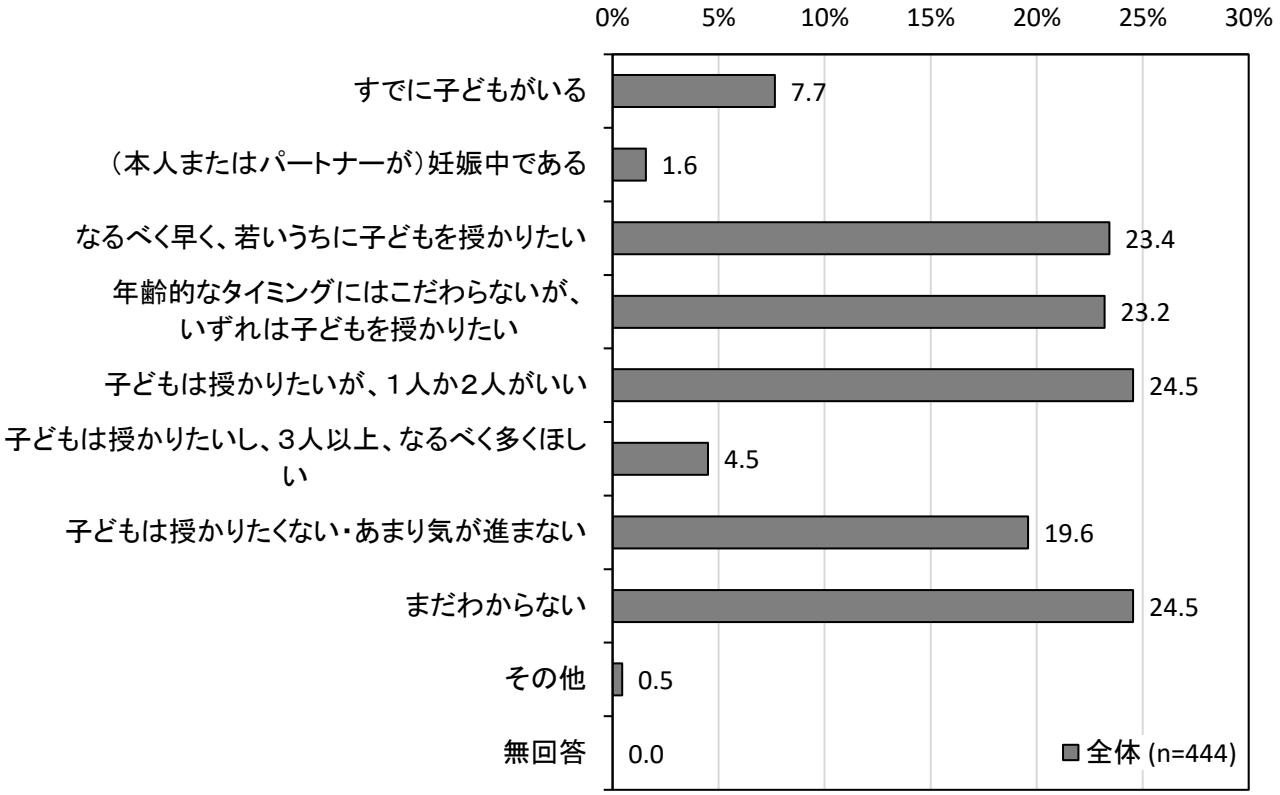

第３章　計画の基本的な考え方

１　調査から把握した基本施策につながる課題

（１）令和４年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から把握した課題

こどもの貧困対策を進めるにあたり、標記実態調査の設問の回答結果から、世帯の状況を分類しました。その分類結果をもとにした記述となります。なお、世帯を分類したＡ群、Ｂ群、Ｃ群につきましては、19頁に既述したとおりですので、こちらを参照ください。

①経済的生活困難家庭の課題

●学校の長期休暇に昼食を食べていないこどもがいる

夏休みや冬休みなどの期間の昼食を週にどのくらい食べるかについてグループ別にみると、小学５年生、中学２年生ともに、生活困難の度合いが高くなるほど、「毎日食べる（週７日）」の割合が減少し、「週１～２日、ほとんど食べない」の割合が増加する傾向がみられます。

■小学５年生

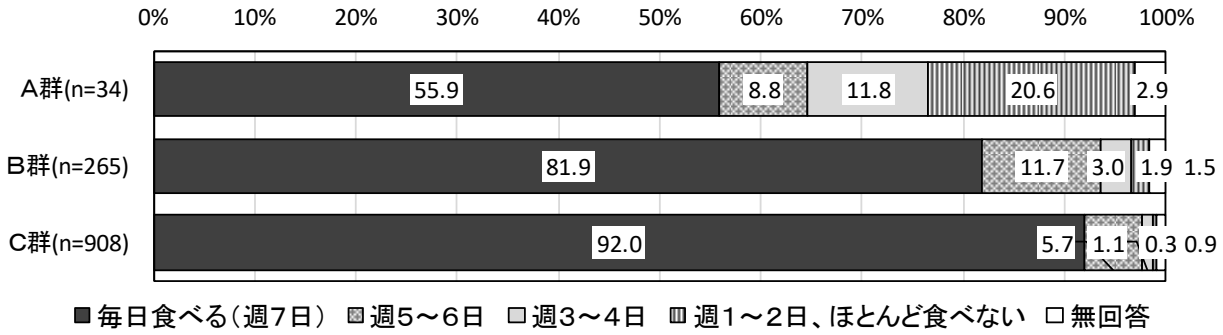

■中学２年生

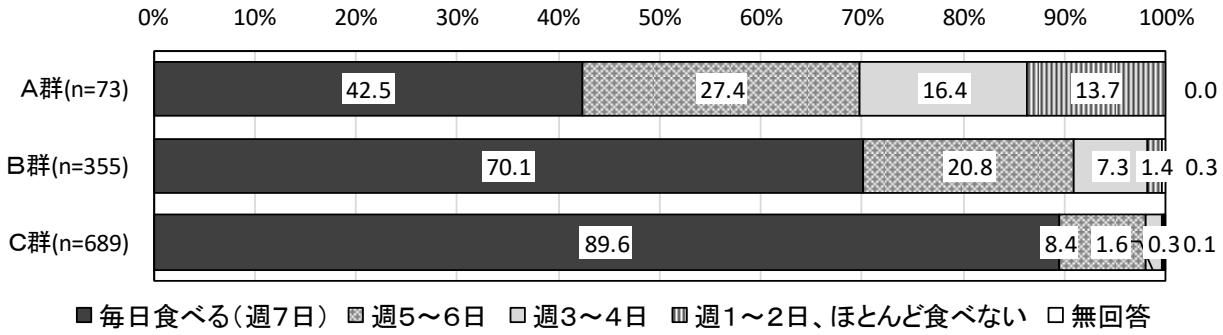

●早い時期に授業についていけなくなるこどもがいる

グループ別にみると、小学５年生、中学２年生ともに、生活困難の度合いが高くなるほど、授業がわからなくなった時期が早い傾向がみられます。

■小学５年生

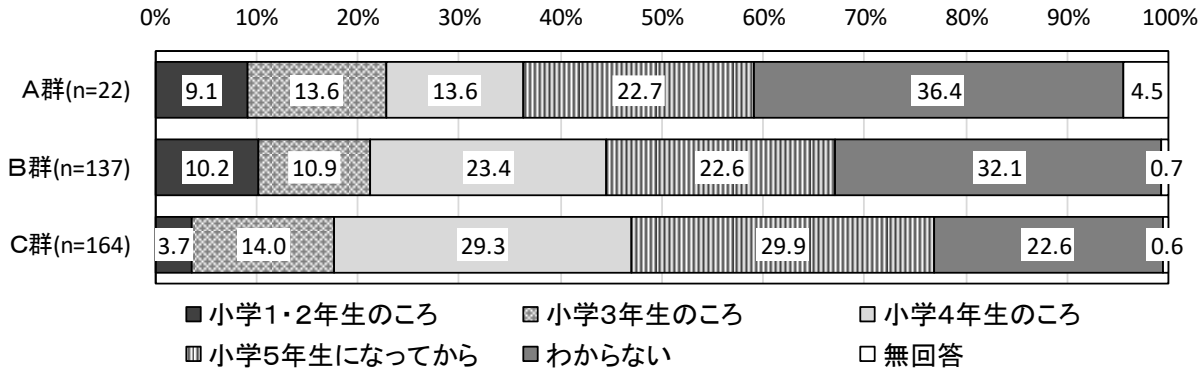

■中学２年生

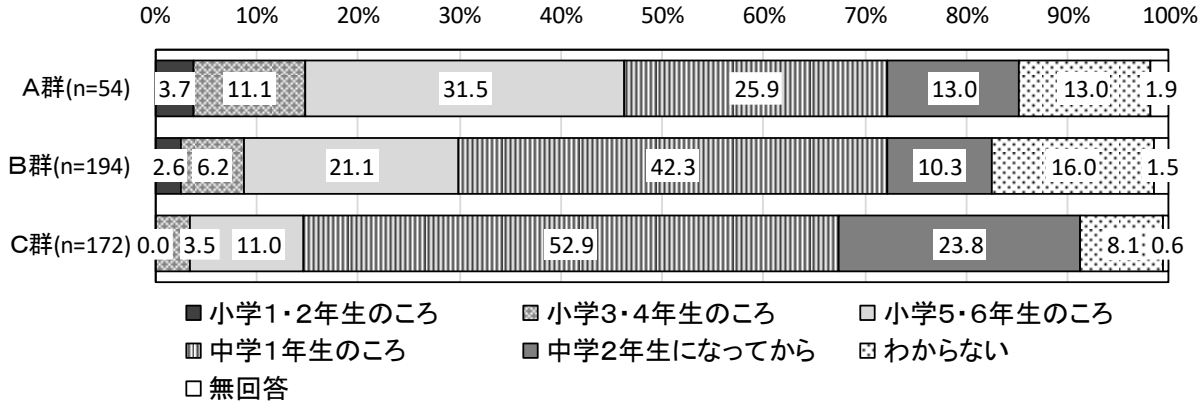

●家族のケアを毎日している小中学生がいる

家庭内に関する項目の『実施頻度が高い』の割合をみると、［家事（食事作りやそうじ、せんたくなど）］は小学５年生が 16.1%、中学２年生が 12.6%、［兄弟姉妹などの世話］は小学５年生が 16.6%、中学２年生が 10.2%、［病気の家族・祖父母の世話］は小学５年生が 3.5%、中学２年生が 1.5%となっています。

■小学５年生

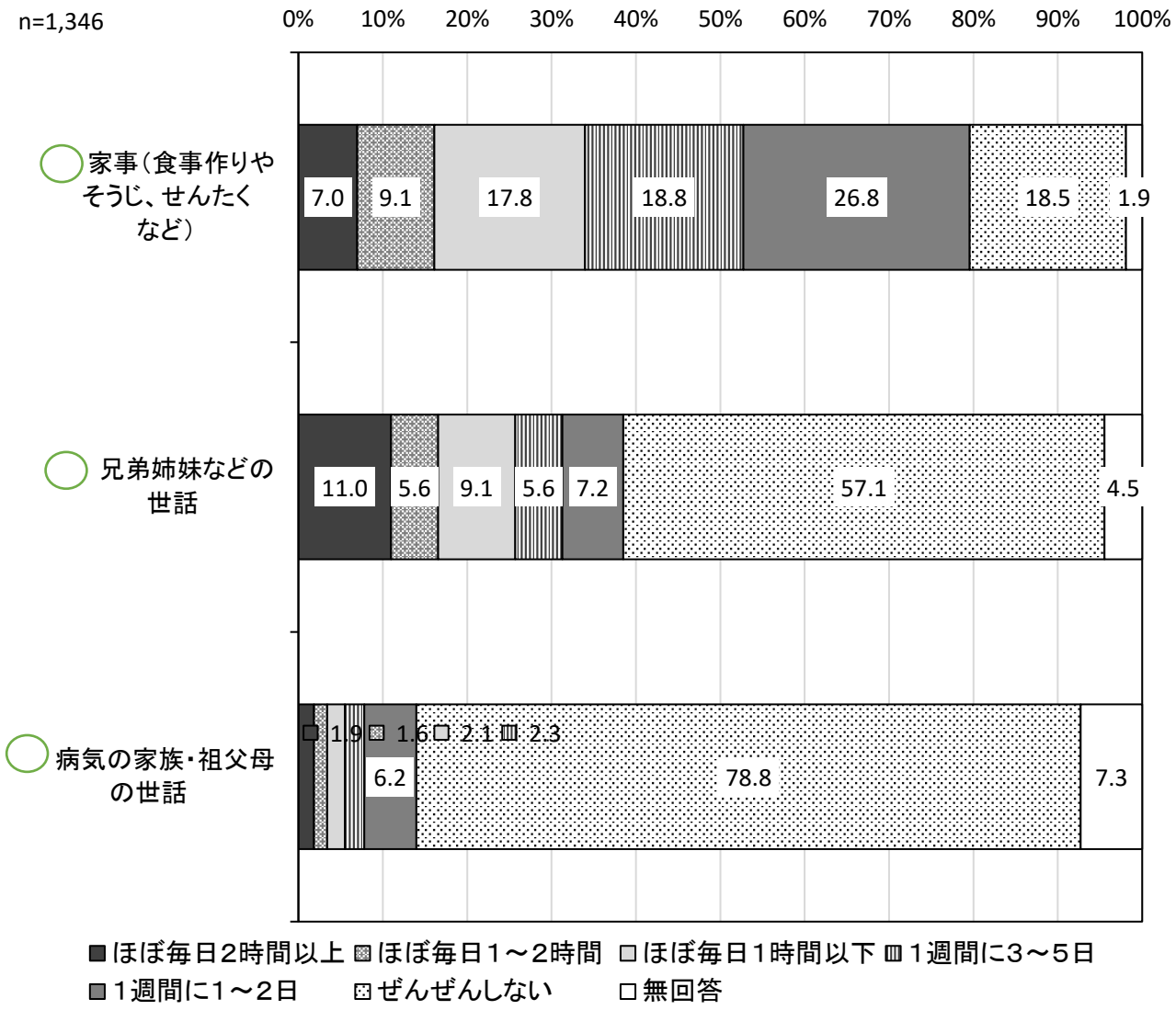

■中学２年生

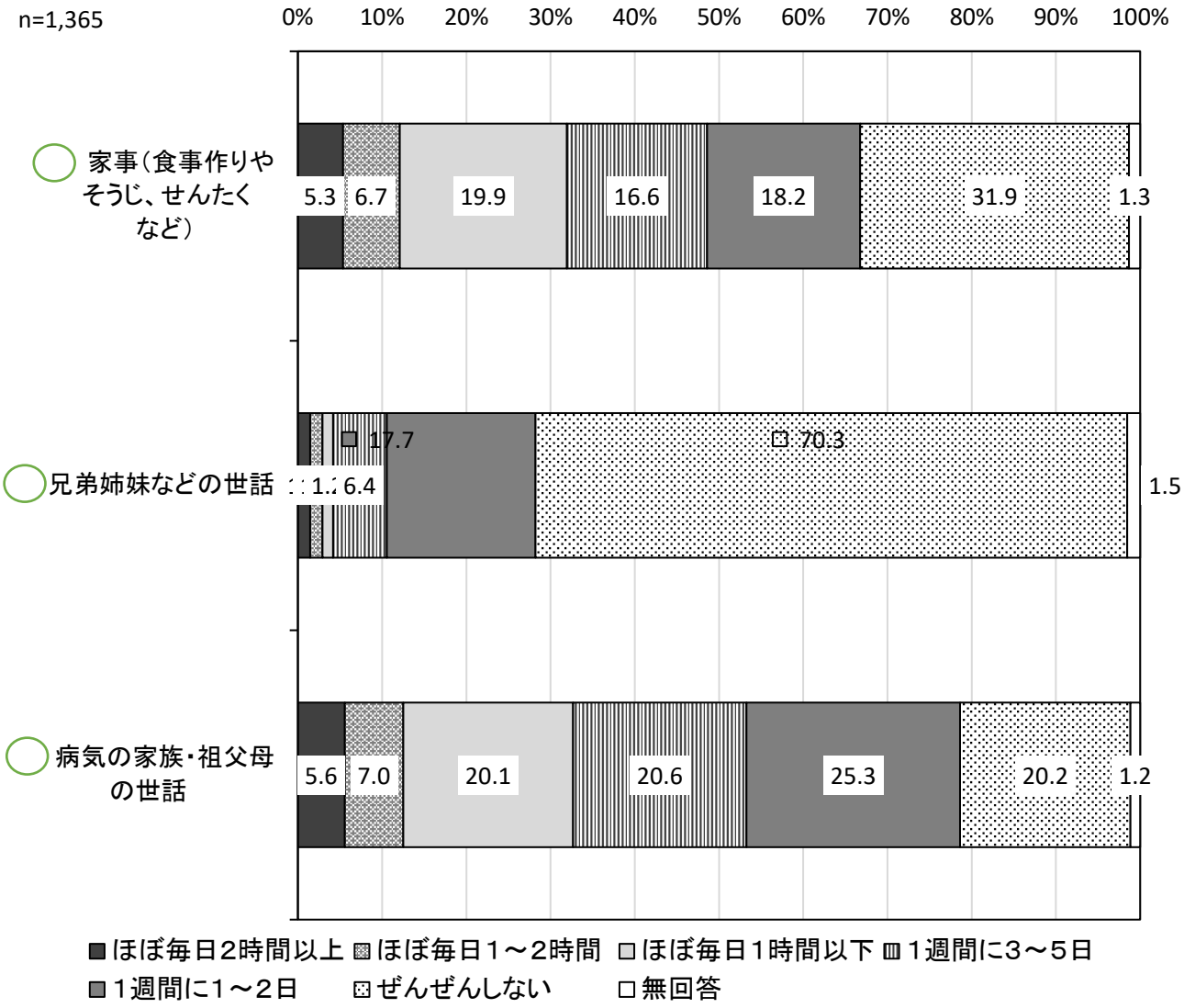
n=1,365
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
家事（食事作りやそうじ、せんたくなど）
5.3
6.7
19.9
16.6
18.2
31.9
1.3
兄弟姉妹などの世話
17.7
70.3
1.5
病気の家族・祖父母の世話
5.6
7.0
20.1
20.6
25.3
20.2
1.2
ほぼ毎日2時間以上
ほぼ毎日１～２時間
ほぼ毎日１時間以下
１週間に３～５日
１週間に１～２日
ぜんぜんしない
無回答

［F　兄弟姉妹などの世話］

兄弟姉妹などの世話をする頻度についてグループ別にみると、小学５年生、中学２年生ともに、生活困難の度合いが高くなるほど、「ぜんぜんしない」の割合が増加する傾向がみられます。また、＜B群＞では、小学５年生、中学２年生ともに「ほぼ毎日２時間以上」の割合が他の層と比較して高い傾向がみられます。

■小学５年生

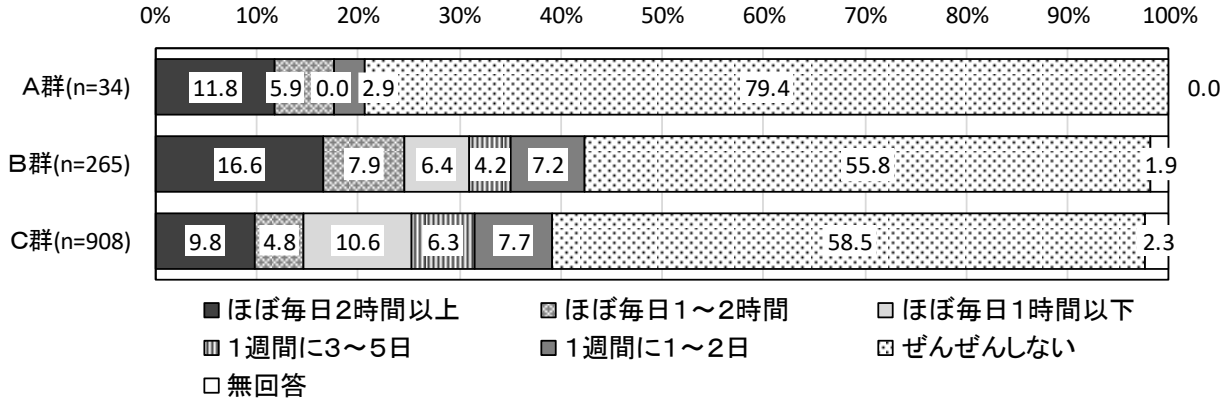

■中学２年生

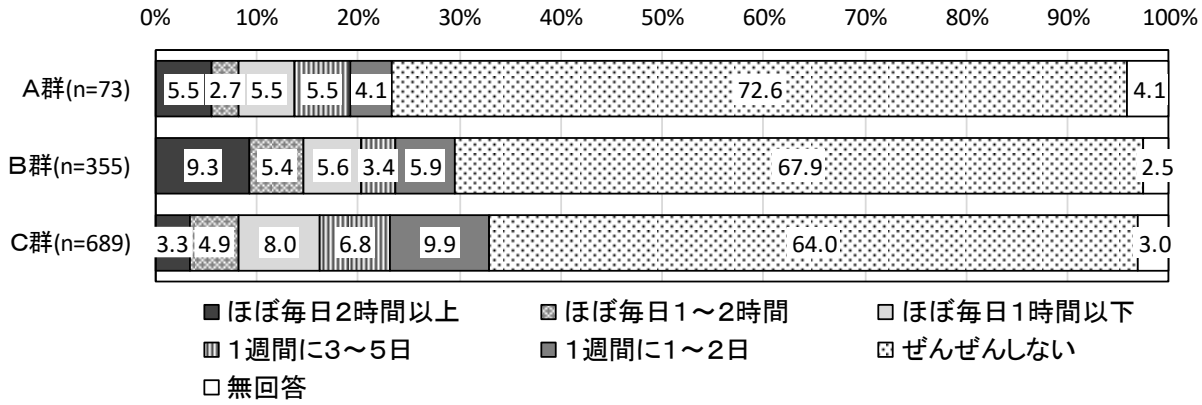

［G　病気の家族・祖父母の世話］

病気の家族・祖父母の世話をする頻度についてグループ別にみると、小学５年生、中学２年生ともに、おおむね全体と同様の傾向がみられます。

■小学５年生

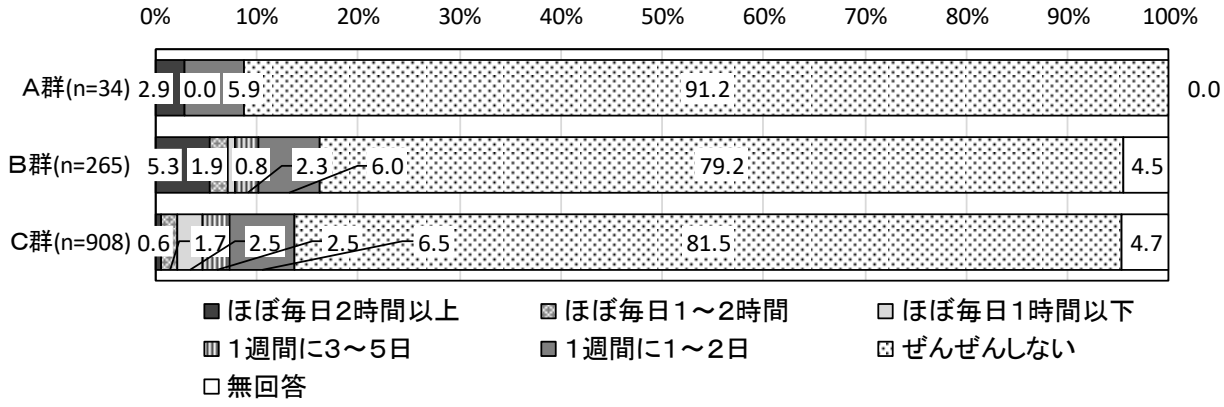

■中学２年生

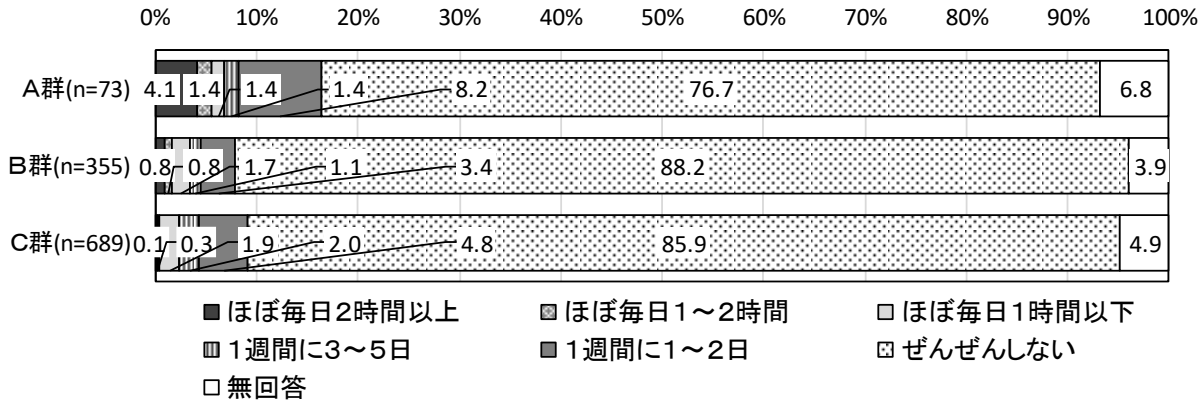

●保護者が心理的課題を持っている傾向がある

経済状態別にみると、生活困難の度合いが高くなるほど、「非該当」の割合が減少し、「気分・不安障害相当」「重症精神障害相当」の割合が増加する傾向がみられます。

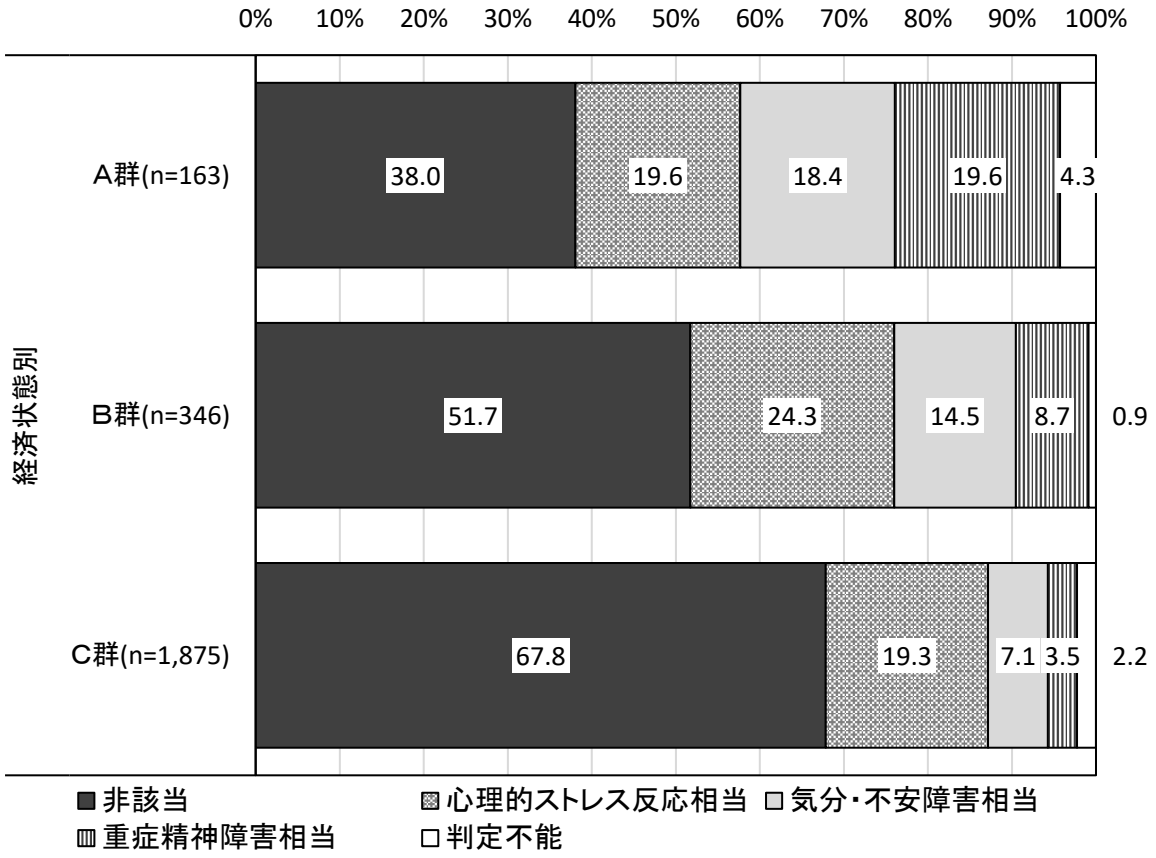

②ひとり親家庭（２世代）のニーズ

●心理的な不安定さが高い傾向がある

［C　そわそわ、落ち着かなく感じた］

そわそわ、落ち着かなく感じたかについて、世帯タイプ別にみると、≪ひとり親世帯≫では『よくあった』の割合が≪ふたり親世帯≫と比較して高い傾向がみられます。

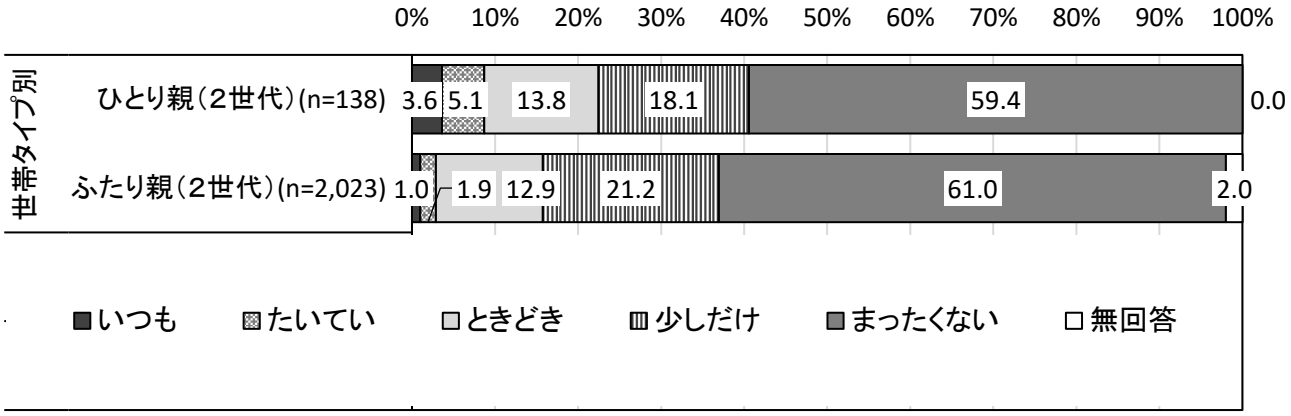

［D　気分が沈み、何が起こっても気が晴れないように感じた］

気分が沈み、何が起こっても気が晴れないように感じたかについて、世帯タイプ別にみると、≪ひとり親世帯≫では『よくあった』の割合が≪ふたり親世帯≫と比較して高い傾向がみられます。

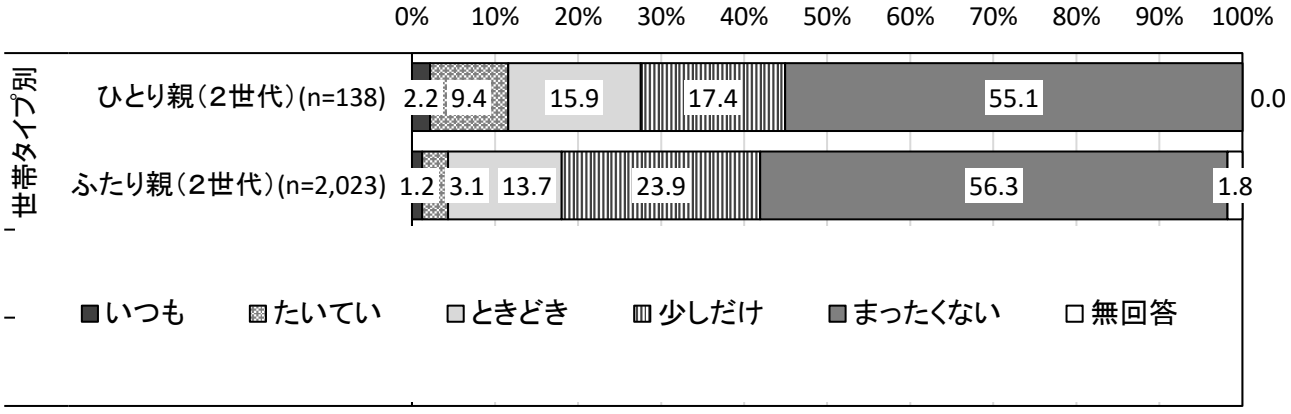

●家庭で勉強を見られない場合がある

［C　勉強を見る］

勉強を見るかについて、世帯タイプ別にみると、＜ひとり親世帯（２世代同居）＞では『しない』の割合が他の世帯タイプと比較して高い傾向がみられます。

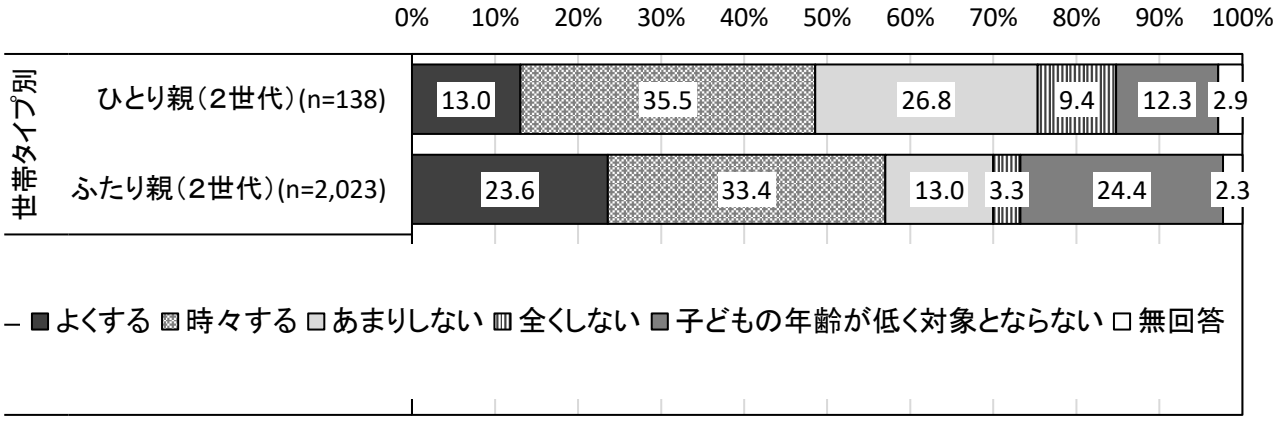

●こども食堂などを利用したい意向がある

［D　自宅、親族、友人の家以外で、食事を無料か安く食べることができる場所］

自宅、親族、友人の家以外で、食事を無料か安く食べることができる場所の利用経験や利用意向について、世帯タイプ別にみると、＜ひとり親世帯（２世代同居）＞では「身近にあれば利用させたい」の割合が他の世帯タイプと比較して高い傾向がみられ、＜ひとり親世帯（３世代同居）＞では「今後利用させるかどうかわからない」の割合が他の世帯タイプと比較して高い傾向がみられます。

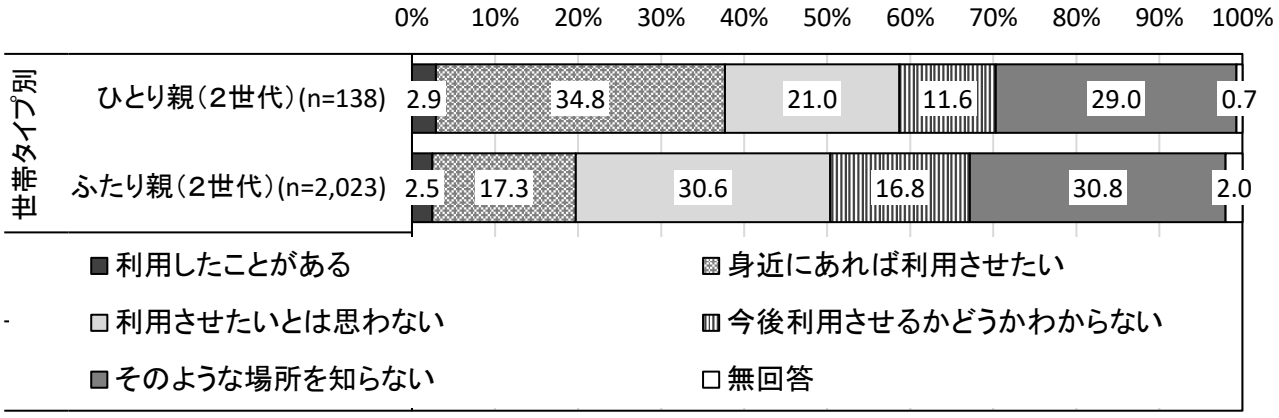

（２）令和６年「小田原市　子ども・子育て支援および若者のための取り組みに関するアンケート調査結果から把握したニーズ

①未就学児の保護者のニーズ

●気軽に相談できる体制づくりが求められている

「祖父母等の親族」が 79.3%（前回調査時 83.1%）と最も高く、次いで「友人や知人」が 68.0%（前回調査時 76.1%）、「保育士」が 30.0%（前回調査時 28.1%）、「かかりつけの医師」が 21.3%（前回調査時 17.8%）、「子育て支援センター・地域子育てひろば」が 16.9%（前回調査時 17.3%）となっています。

保育所、幼稚園、医療機関を始めとする関係機関が、気軽に相談できる体制を整えていくことが求められています。

［お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰か（どこか）示した割合］

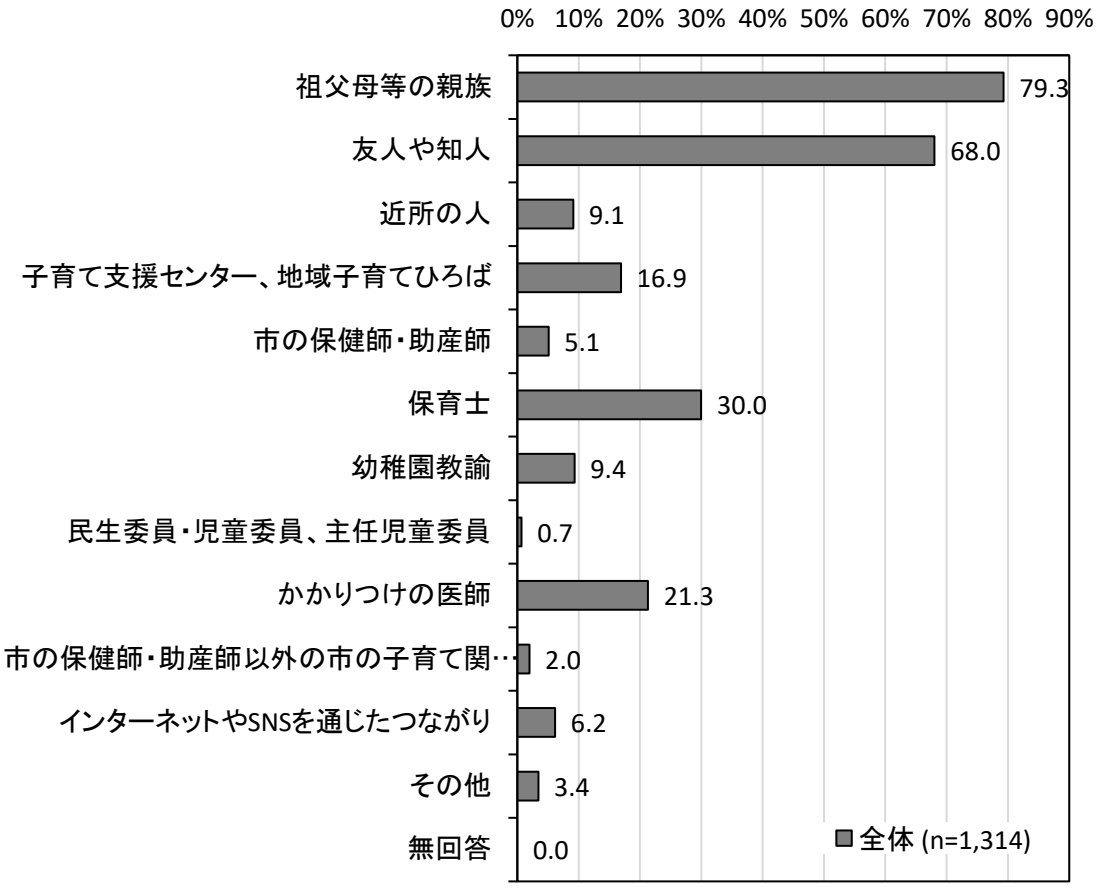

●さらなる幼児教育・保育の量の充実が求められている

現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていない方で、その利用していない理由を「（お子さんの教育や発達のため、父母が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」と回答している割合が 35.0%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」と回答している割合も 21.5%（前回調査時 23.1%）と２割以上となっており、幼稚園や保育所などの受入れ枠の確保という課題は残っています。

［「定期的な教育・保育の事業」を利用されていない理由］

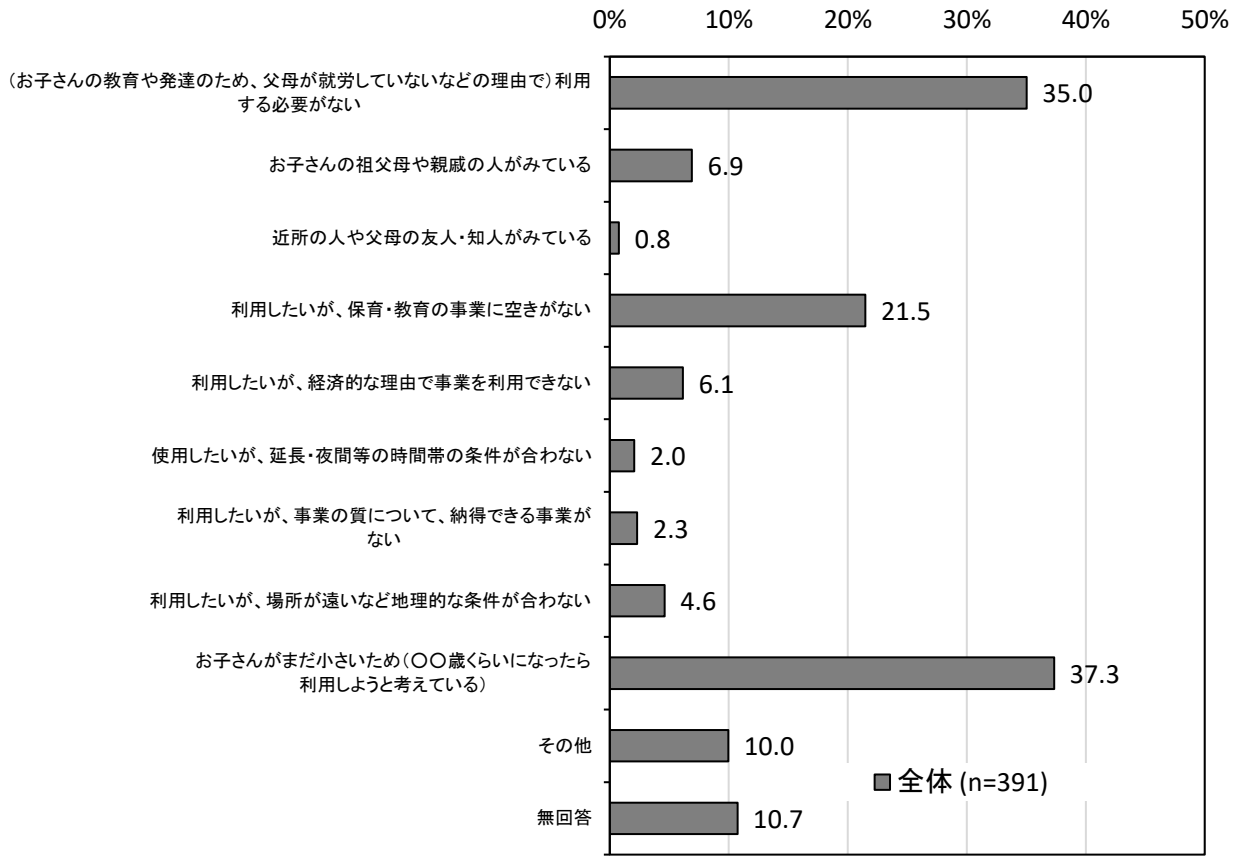

●認定こども園への喫緊のニーズがある

未就労の母親の就労希望別にみると、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」との希望を持つ人で「認定こども園」を希望している人が 36.0%となっていることから、保育園だけでなく、認定こども園の利用につながる潜在的なニーズがあることがわかります。

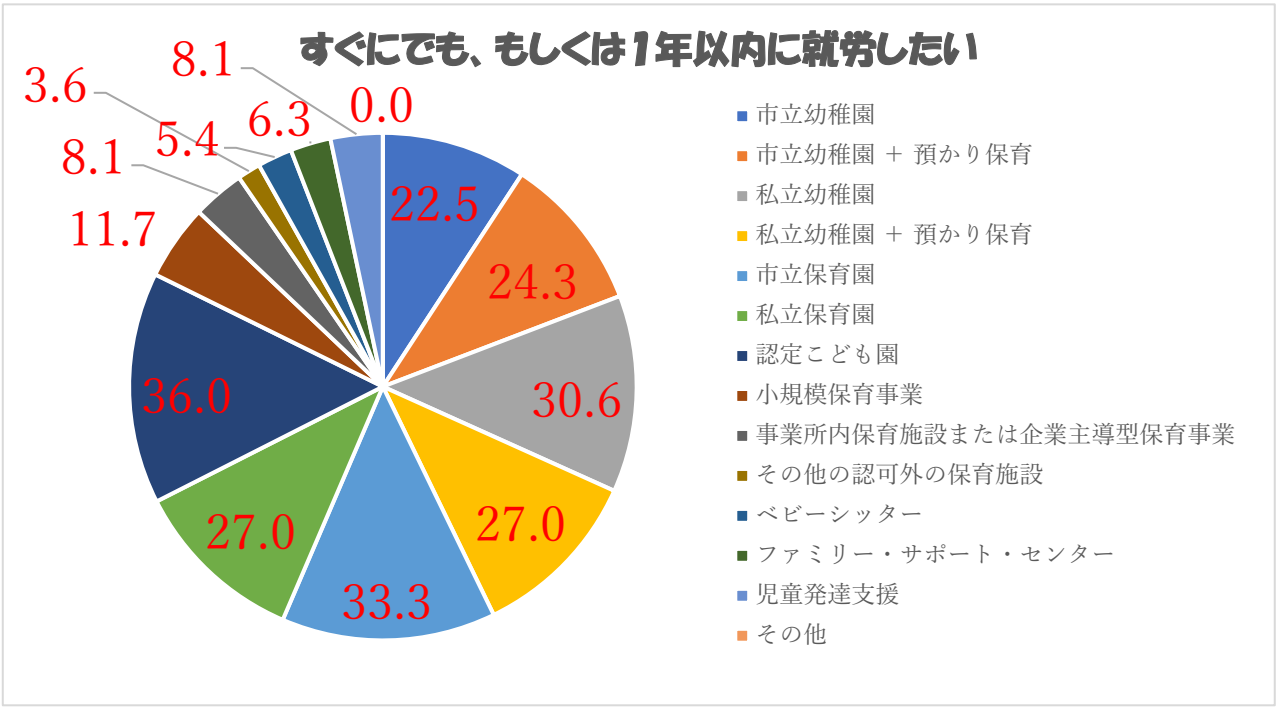

●「こども誰でも通園制度」が求められている

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますかとの問いに、緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいないと答えた方は 20.0%）でした。

［緊急時や用事の際にお子さんをみてもらえる人がいる割合］

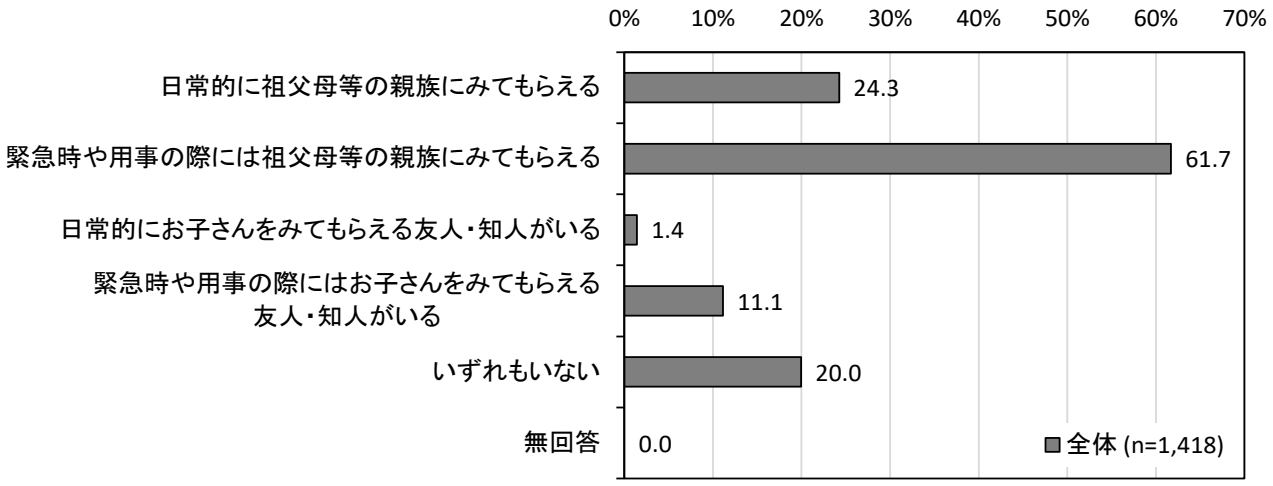

●「こども誰でも通園制度」が求められている

［緊急時や用事の際にこどもを誰でも通園制度の利用を希望している割合］

こども誰でも通園制度を利用したいと回答した方のうち、緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいる割合はグラフのとおりで、親族・知人がいる・いないにかかわらず、親族等の負担などを考慮すると「こども誰でも通園制度」を利用したい方がいます。

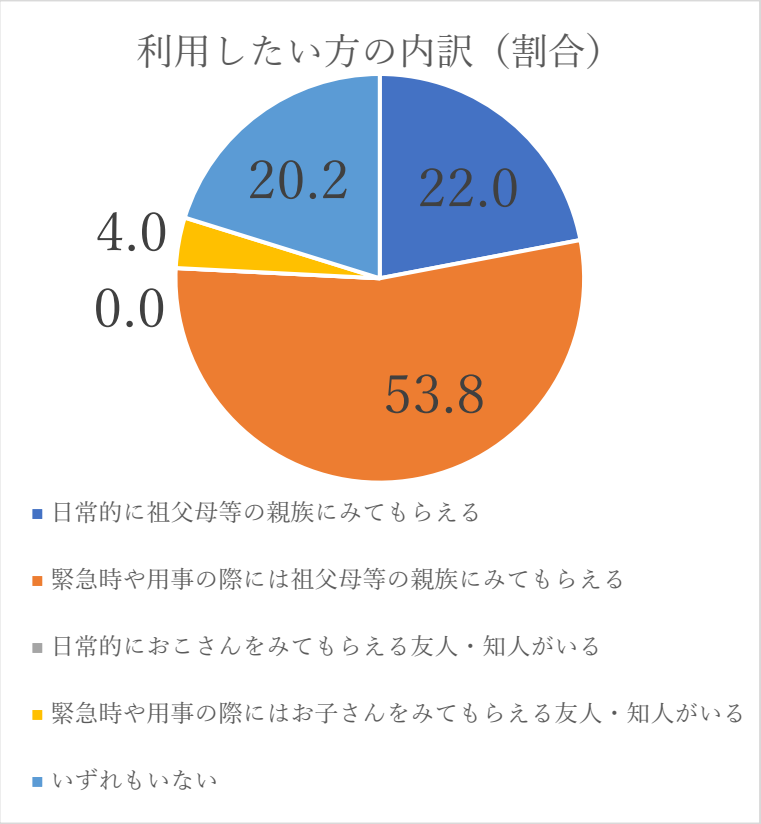

［緊急時や用事の際にお子さんをみてもらえる人がいない家庭でこども誰でも通園制度も利用を希望している割合］

緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいない（44 頁下段のグラフ）と答えた方のうちの 52.2%が「こども誰でも通園制度」の利用を希望しています。

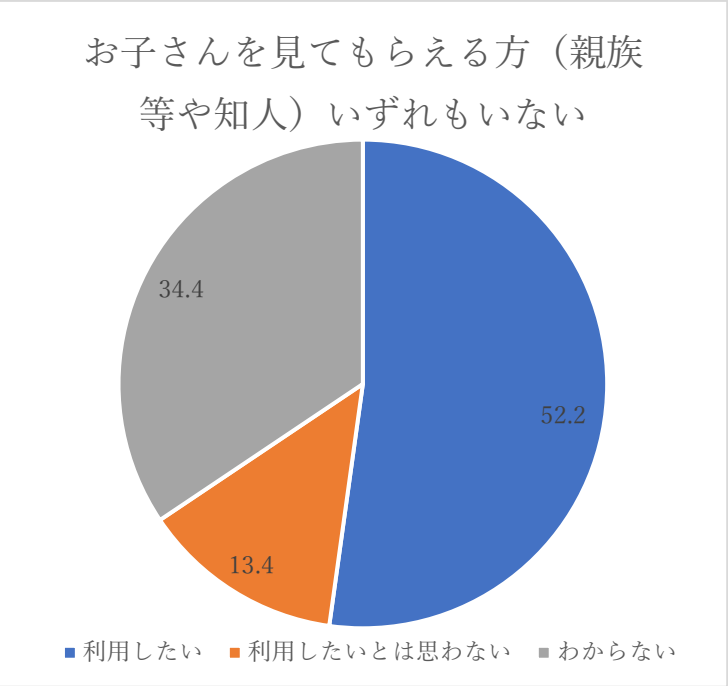

国が創設を目指す「こども誰でも通園制度」について、「祖父母等の親族にみてもらえる」方でも、44.2%の方がこの制度を希望しています。

［こども誰でも通園制度の利用を希望している割合］

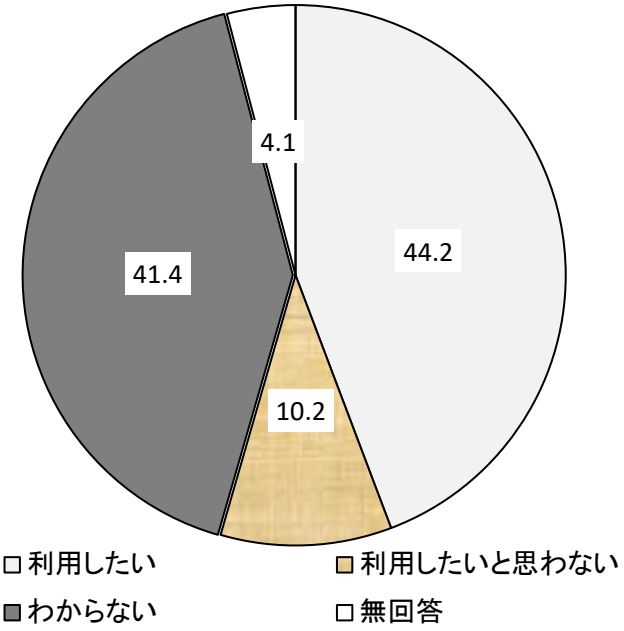

●子育て支援センターやひろばには潜在的な的なニーズがある

子育て支援センターや地域子育てひろばの今後の利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」が19.7%（前回調査時 20.3%）と、**「量的な」潜在的なニーズがある**ことがわかります。

［子育て支援センターの利用の希望の希望状況］

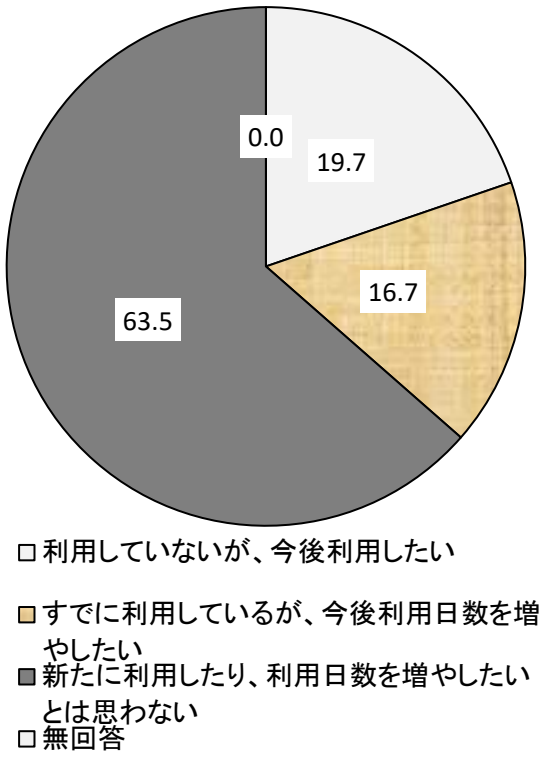

● 病児保育の必要性が高まっている一方で費用が課題となっている

［子どもの病気やけがで普段利用している教育・保育の事業ができなかった際の対処方法］

子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合に、この１年間に行った対処方法は、「母親が休んだ」が 70.9%（前回調査時 66.2%）と最も高く、次いで「父親が休んだ」が 36.0%（前回調査時 27.3%）、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 25.4%（前回調査時 30.3%）となっています。
少ないながら「仕方なくお子さんだけで留守番をさせた」という回答があることも、課題であると考えられます。

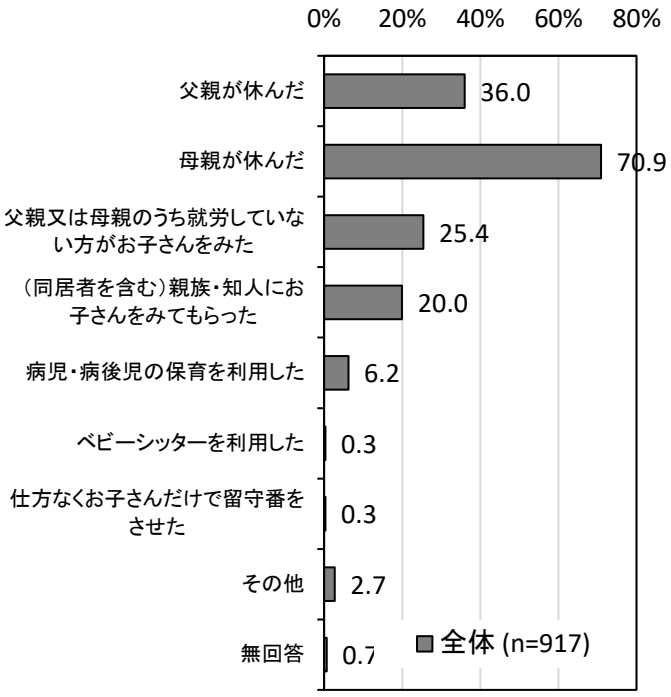

［できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいとは思わない理由］

お子さんが病気の時に「母親が休んだ」または「父親が休んだ」のどちらかを選択した方で、その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われた方は、「できれば病後児保育施設等を利用したい」「できれば病児保育施設等を利用したい」がそれぞれ 24.4%（前回調査時 21.6%）、20.1%（前回調査時 18.5%）、「利用したいとは思わない」が 54.6%（前回調査時 58.1%）となっており、前回調査時と比較して利用したいという割合が高くなっています。
一方利用しない理由の半数近い方が利用料で、費用が課題となっています。

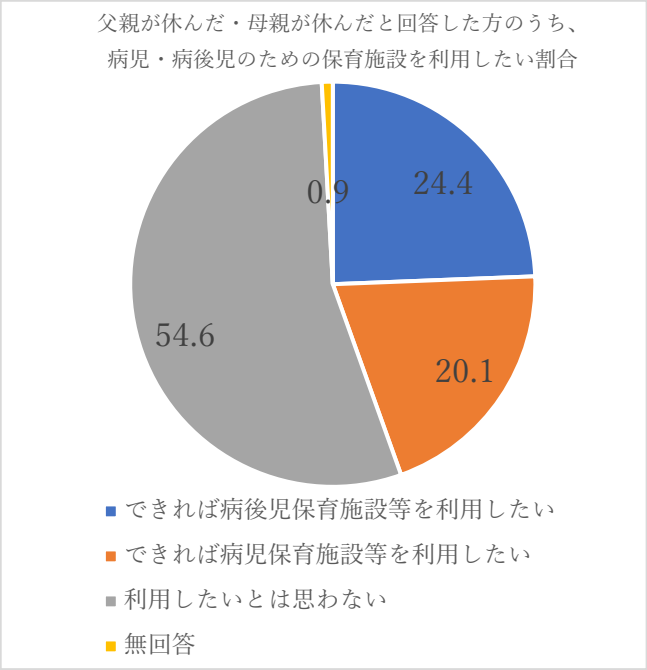

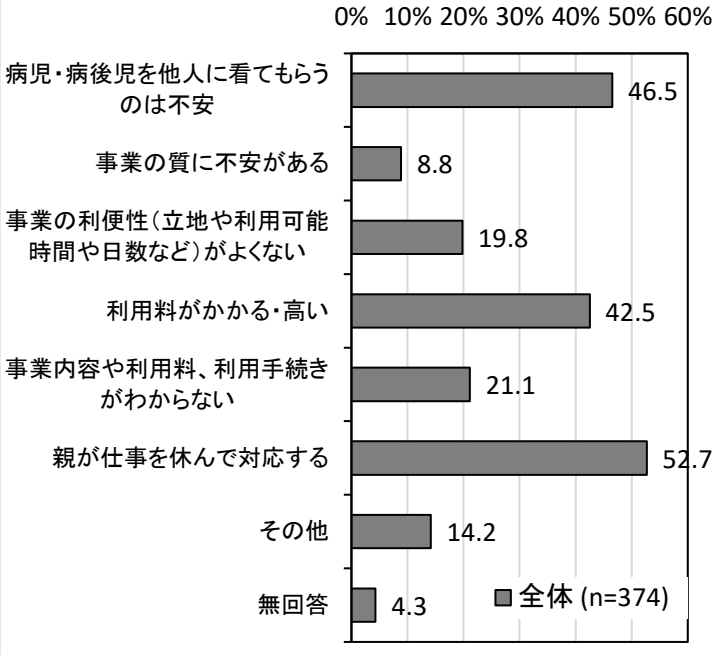

● どのような病後児保育施設や病児保育施設を利用したいか

「小児科に併設した施設でお子さんを保育する」が 79.0%と最も高く、次いで「幼稚園・保育所等で併設した施設でお子さんを保育する」が 61.3%、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する」が 9.5%となっています。

［お子さんが病気の際に「母親が休んだ」または「父親が休んだ」のどちらかを選択した方で、その際、利用したいサービスの割合

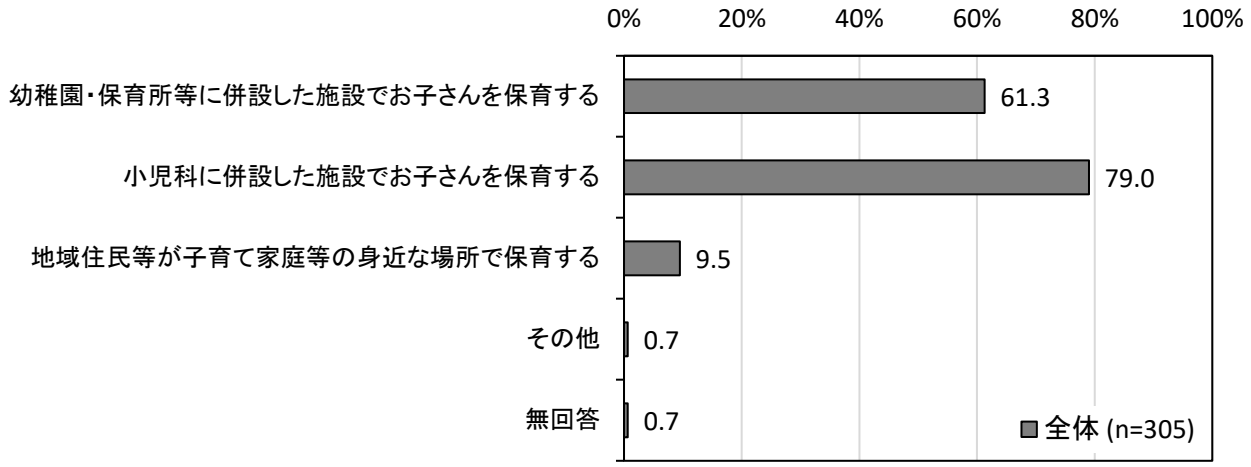

●子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの潜在的ニーズがある

［子どもの不定期な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどのサービスを利用したい割合］

子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用については、「利用していない」と答えた方が 89.9%いますが、今後については「利用したい」が 51.2%、「利用する必要はない」が 48.8%となっています。

また、ショートステイなどの宿泊を伴う一時預かりについては、「利用したい」という割合も 13.2%と一定数います。

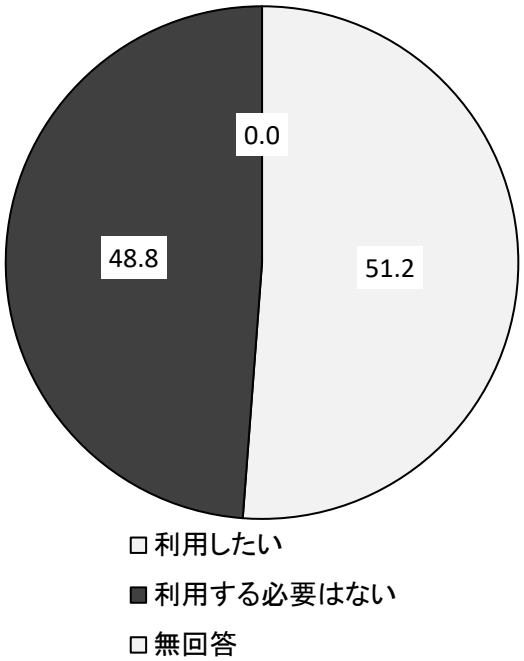

●育児休業や短時間勤務制度など職場での両立支援制度の周知が必要

［育児休業給付、保険料免除などお子さんが病気の際に「母親が休んだ」または「父親が休んだ」のどちらかを選択した方で、その際、サービスを利用したい割合］

育児休業や短時間勤務制度の認知度が半数を超えている一方、「育児休業給付のみ知っていた」が 23.6%（前回調査時 29.8%）、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が 19.5%（前回調査時 26.1%）となっています。取得できていない理由をさらに分析して、育児休業をとりやすいように働きかけていく必要があるなど、制度の一層の周知も必要であると考えます。

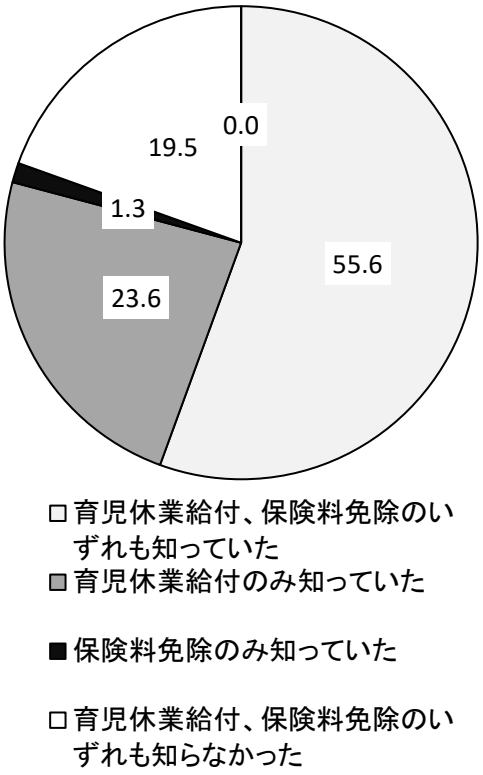

●妊娠中の経済的な支援が求められている

［妊娠中や出産後に必要だと思うサービスの割合］

妊娠中や出産後に必要だと思うサービスは、「経済的な支援」が 55.0%（前回調査時 43.7%）と最も高く、次いで「赤ちゃんやきょうだいの一時的な預かり」が 39.4%（前回調査時 39.5%）、「母親の体調や不安感の相談」が 38.2%（前回調査時 36.0%）となっており、「経済的な支援」を求めている方は前回調査時より 11.3 ポイント高くなっています。

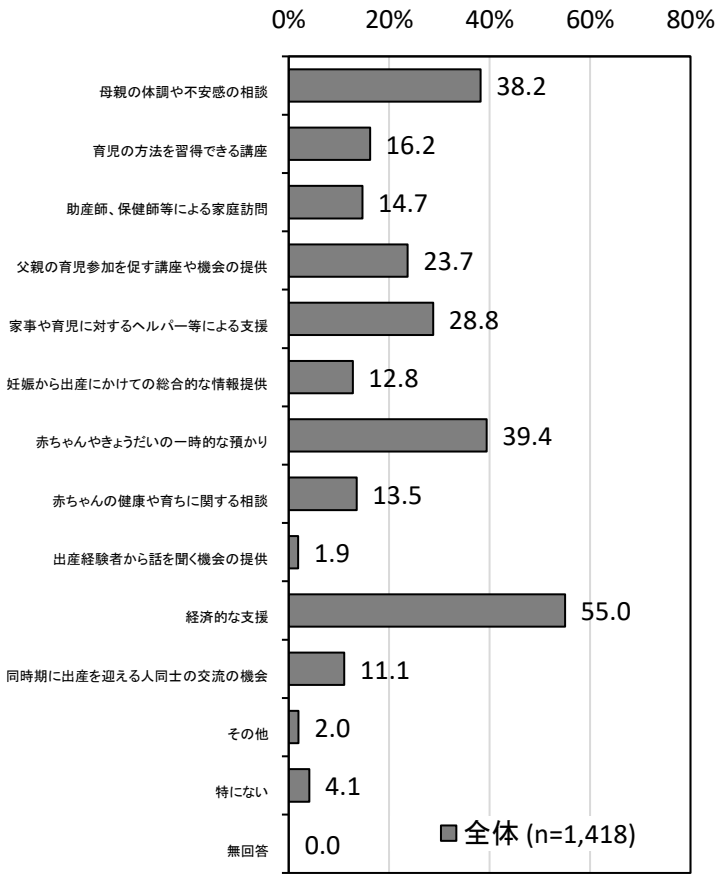

［経済的な面での暮らしの状況］

経済的な面での暮らしの状況は、「ふつう」が 46.1%（前回調査時 50.3%）と最も高いものの、「やや苦しい」、「大変苦しい」がそれぞれ 28.1%（前回調査時 27.3%）、11.7%（前回調査時 8.1%）と、経済的に苦しいと感じている方も多いことがわかります。また、前回調査と比較しても苦しいと感じている割合は高くなっています。

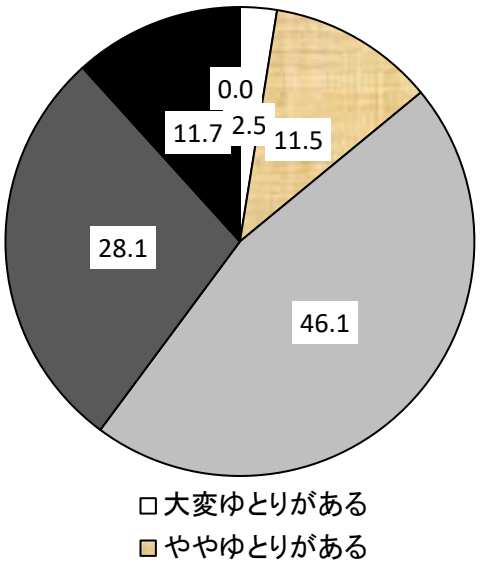

●こどもの心身の成長について相談しやすい体制や工夫が必要

［子どもの心身の成長に関する心配ごとの有無の割合］

子どもの心身の成長に関する心配ごとがあると答えた人は全体の 37.8%います。

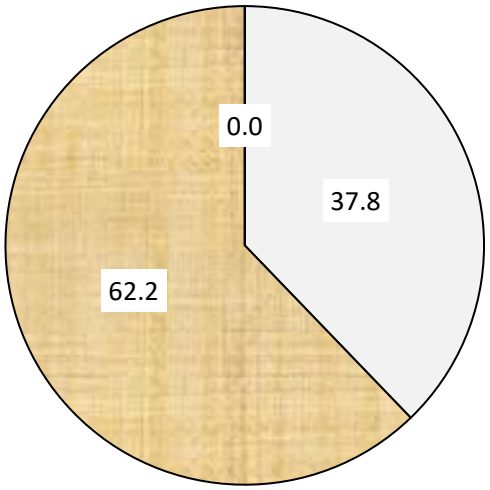

［子どもの心身の成長に関する「心配なことがある」と回答した方の心配な事に対し、児童発達支援事業（ほうあんふじ、うみ、つくしんぼ教室など）などの支援を受けている割合］

こどもの発達等について、相談を受ける必要性があるものの、相談できていない方が 57.6%です。

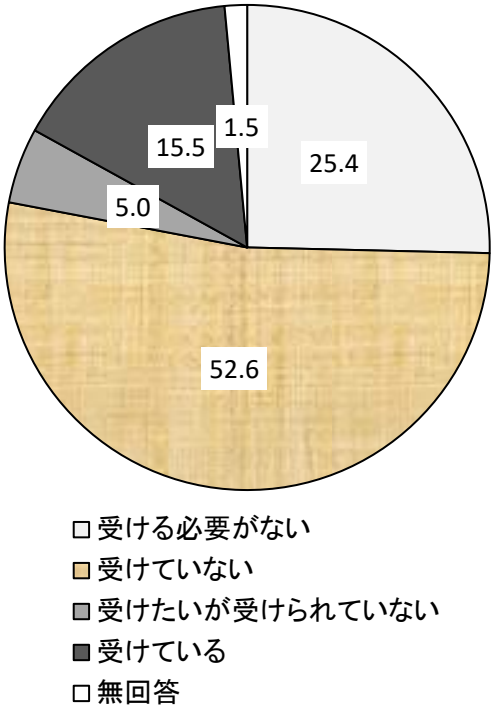

②小学生の保護者のニーズ

［母親の就労意向の割合］

●母親の就労支援が必要

「就労希望はない」が 13.7%となっていますが、「子どもが大きくなったら就労したい」が 49.0%と最も高く、次いで「就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない」が 22.9%となっています。希望する母親の就労を支援する取り組みが必要になります。

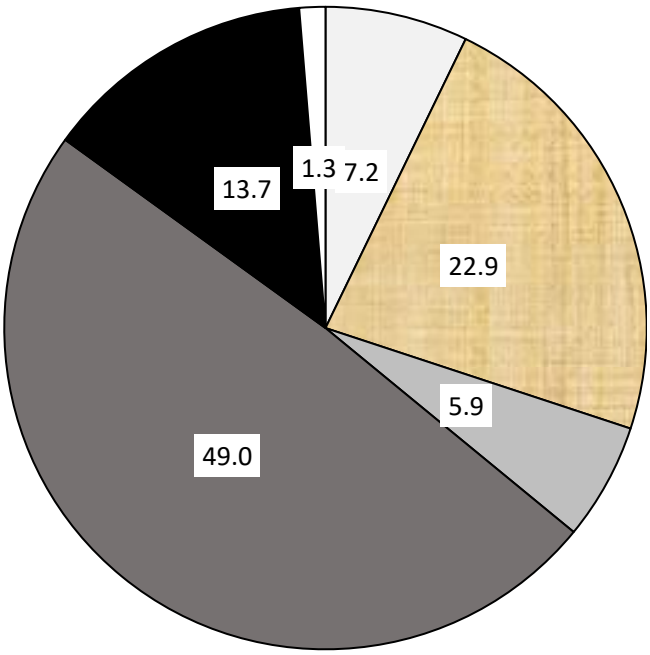

□半年以内に就労する見込みがある
□就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない
□就労希望はあるが、子どもを預ける場所がない
□子どもが大きくなったら就労したい
■就労希望はない
□無回答

［未就園児の保護者の小学校低学年（１～３年）になったときの放課後の過ごし方の希望の割合］

●放課後児童クラブを利用しない理由の把握が必要

未就園児の保護者の小学校低学年（１～３年生）になったときの放課後の過ごし方の希望では「自宅」が 54.6%（前回調査時 53.3%）と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が 51.1%（前回調査時 44.9%）となっており、前回調査時と比較して「放課後児童クラブ」が 6.2 ポイント高くなっています。

一方で、現在の小学生の放課後児童クラブの利用は２０．４%にとどまっています。

就学前は希望しているにもかかわらず、放課後児童クラブの利用率が低いことの原因を把握して、改善につなげる必要があると考えられます。

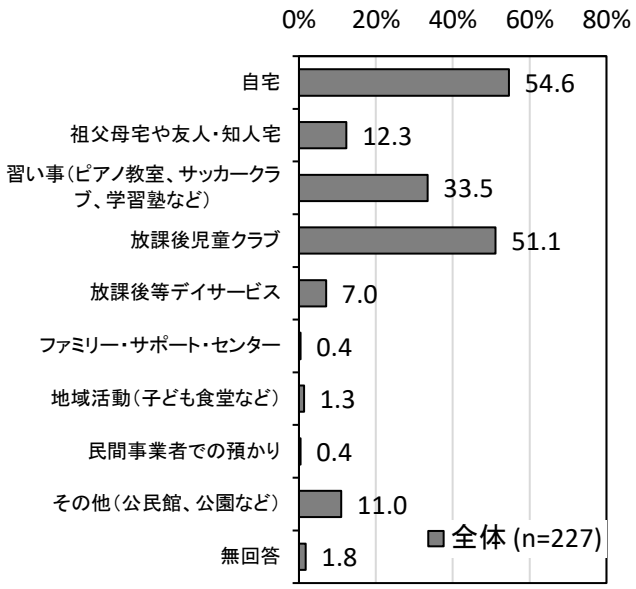

［小学生が放課後を過ごす環境についての今後の希望状況の割合］

●小学生が放課後を過ごす地域の環境の充実が必要

小学生が放課後を過ごす環境について今後望むことは、「街区公園などの身近な遊び場の整備」が 54.6%（前回調査時 42.4%）と最も高く、次いで「保護者の就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供」が 46.1%（前回調査時 43.8%）、「子どもが自らの発想のもとに自由に遊べる遊び場の整備」が 34.2%（前回調査時 31.5%）となっており、子どもが過ごす場や機会の充実が望まれます。

また、前回調査時と比較して特に「街区公園などの身近な遊び場の整備」が 12.2 ポイント高くなっています。

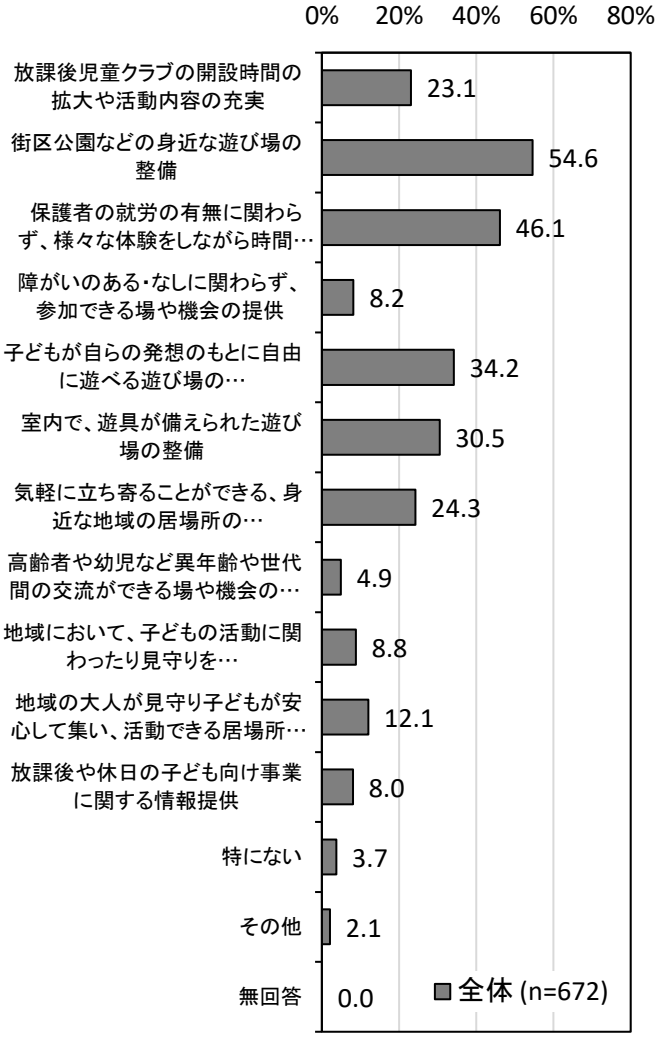

③若者のニーズ

●相談・支援機関との関係づくりが必要

［各種機関ごとの認知度の状況］

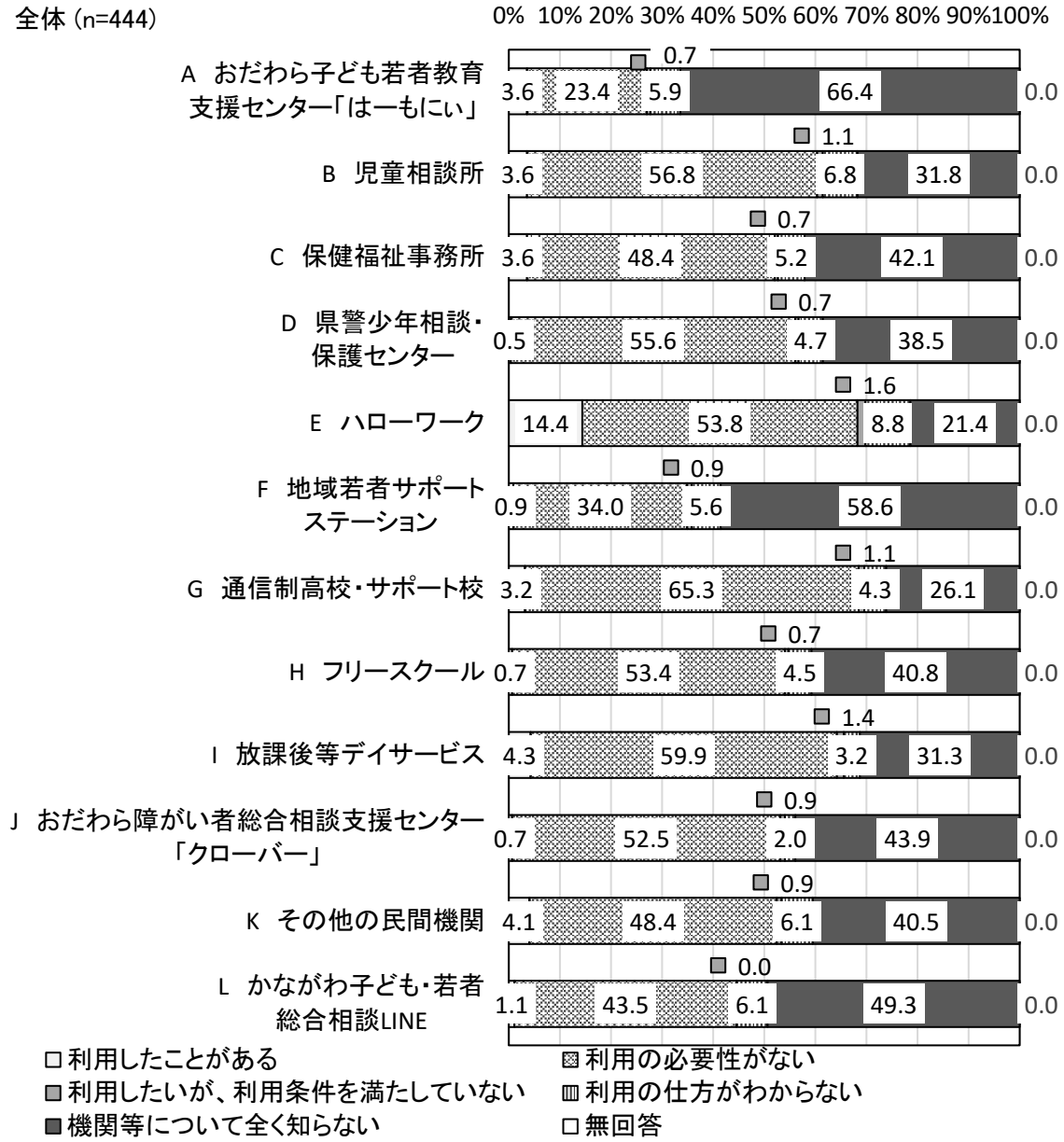

“E　ハローワーク”で「利用したことがある」が他の項目よりも高くなっています。なお、すべての項目において「利用の必要性がない」～「機関等について全く知らない」を足した『利用したことがない』の割合が高くなっています。また、“A　おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」”、“F　地域若者サポートステーション”で「機関等について全く知らない」が高くなっています。

●「はーもにぃ」のもつ施設としての機能と役割を広く周知することが必要

［ふたん家にいることの多い方にとっての「はーもにぃ」の認知度の状況］

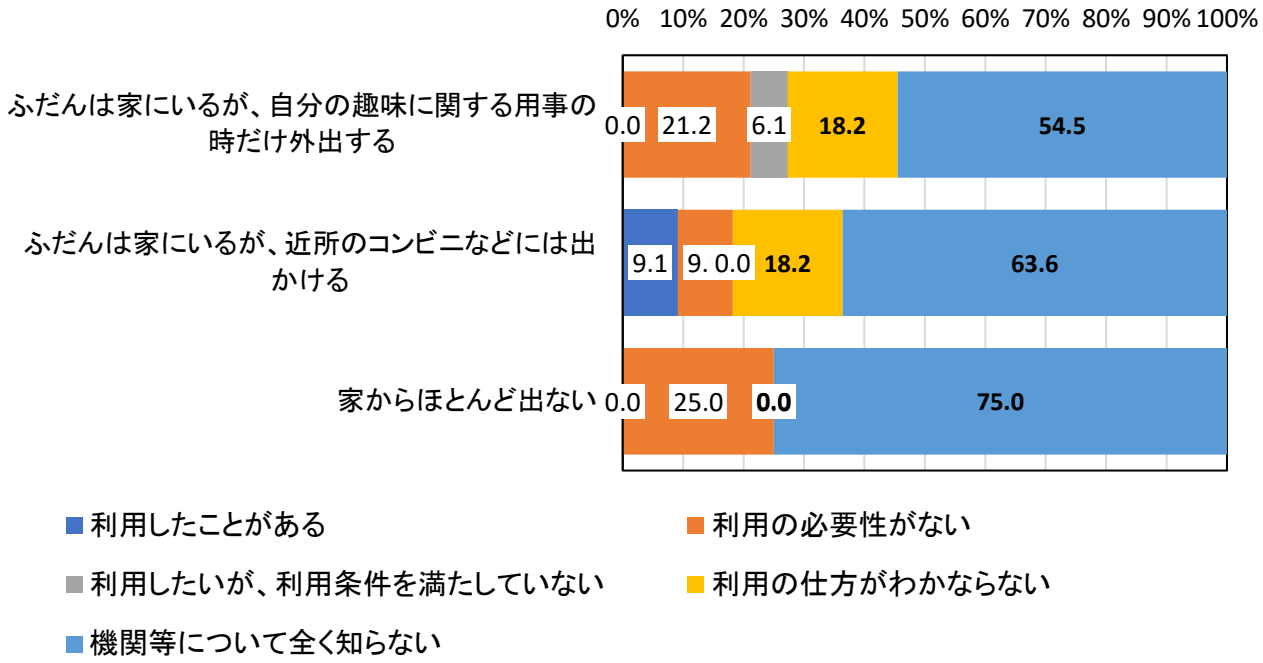

おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」について、ふだん家にいることの多い方にとっては、利用方法がわかればつながる方が一定数おり、全く知らない人にとっても、施設の存在を知ることによって、利用する可能性があると考えられます。

●ヤングケアラーへの支援について計画が必要

【兄弟姉妹などの世話をする時間】

「ほぼ毎日１時間未満」が 29.5%と最も高く、次いで「ほぼ毎日２時間以上」が 22.7%、「１週間に１～２日」が 20.5%となっています。

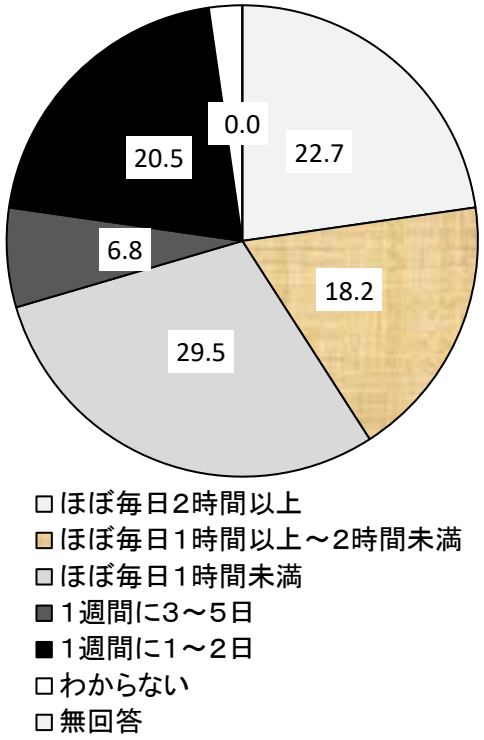

【家族・祖父母の世話をする時間】

「１週間に１～２日」が 44.1%と最も高く、次いで「ほぼ毎日１時間未満」が 26.5%となっています。

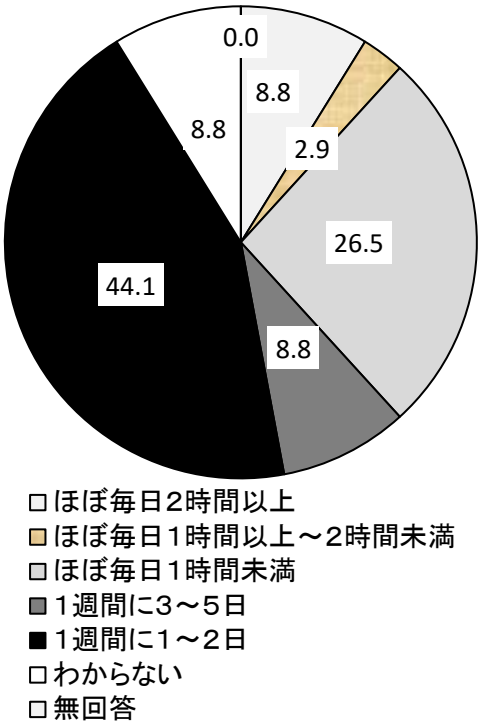

【兄弟姉妹、家族・祖父母の世話をする人】

悩んだり、困ったりすることの有無について、「ほとんどない」が 25.5%と最も高いものの、「よくある」、「たまにある」もそれぞれ 14.5%となっています。

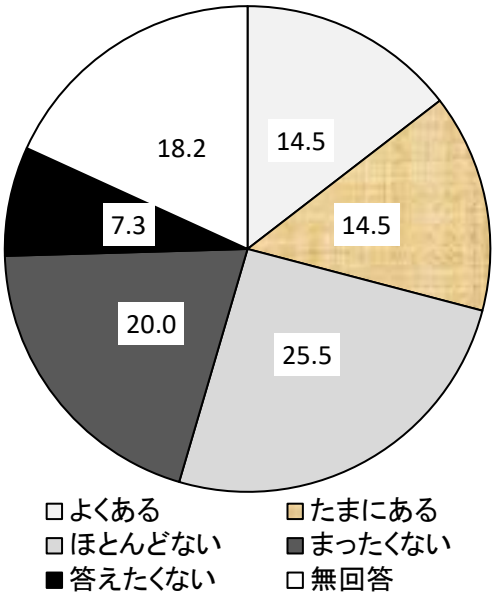

●インターネットを通じた情報の収集・提供の充実が求められる

［インターネットの利用状況についての割合］

「いつも利用している」が 99.6%となっています。

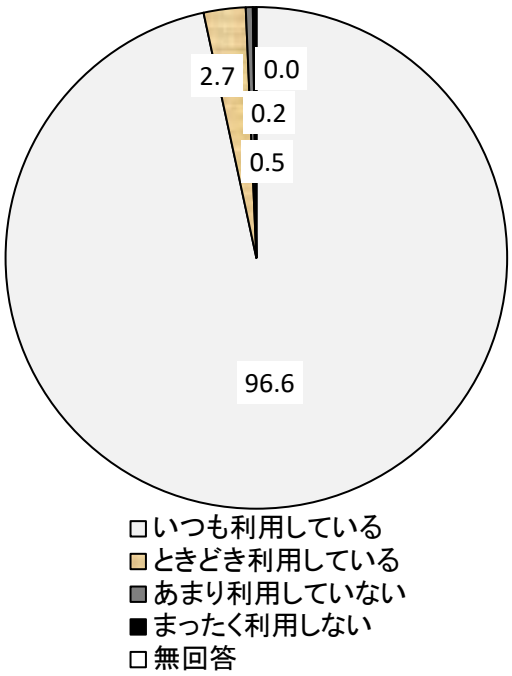

［子どもや若者が市へ意見を伝えたい割合］

●子どもや若者が市へ意見を伝えたいか

「あまりそう思わない」が 26.1%と最も高く、次いで「ややそう思う」が 23.0%、「そう思う」が 19.4%となっています。

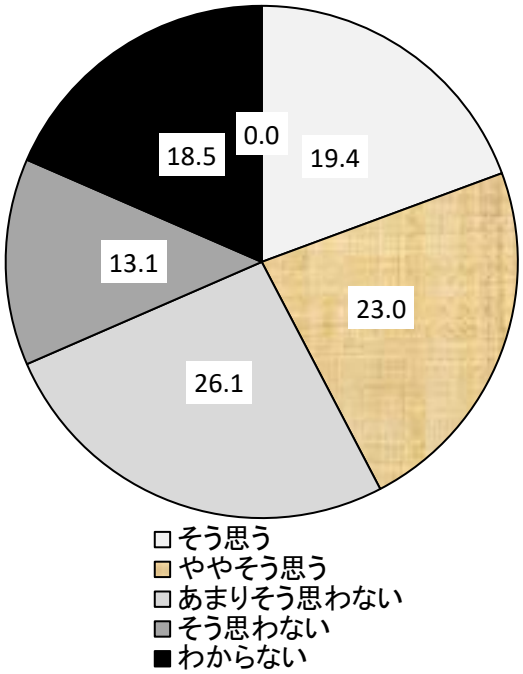

●生活や教育への経済的な支援、気軽に集える居場所が求められている

若者が求める支援については「生活や教育への経済的な支援」が最も高く、次いで「子どもや若者が気軽に集える居場所づくり」、「仲間と出会え、交流できる機会や場の提供」の順となっています。

半数以上が経済的な支援を求めているのに加え、居場所や交流の場を求める声も挙がっていますが、同様に、気軽に集える居場所づくりも必要なことが分かります。

［若者が求める支援の内容の状況］

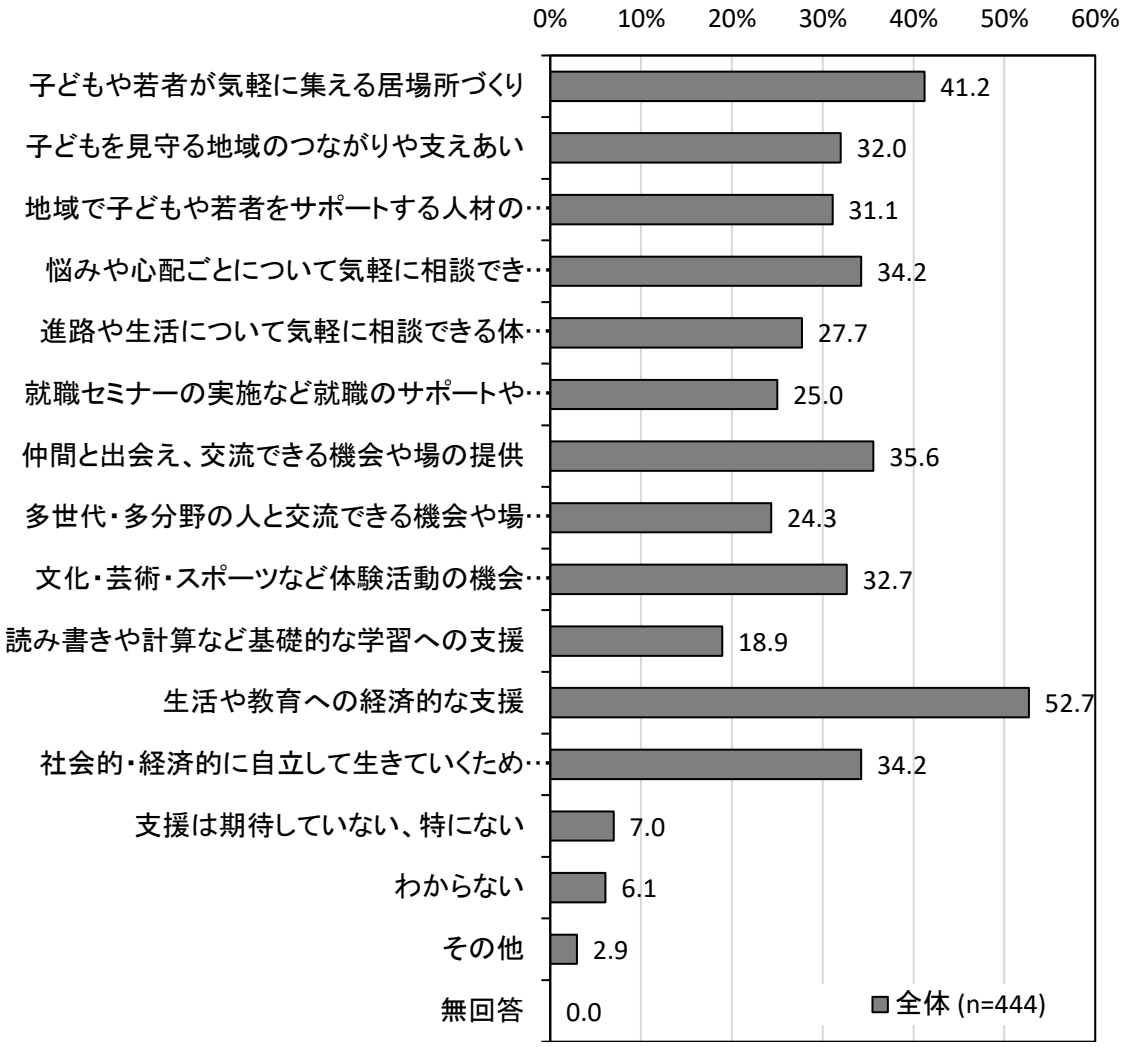

●スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換の機会が求められている

自分らしさを表現する機会は、「同世代の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換」が最も高く、次いで「様々な世代、分野の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換」、「海外の人との交流」の順となっています。

［自分らしさを表現する機会の内容の状況］

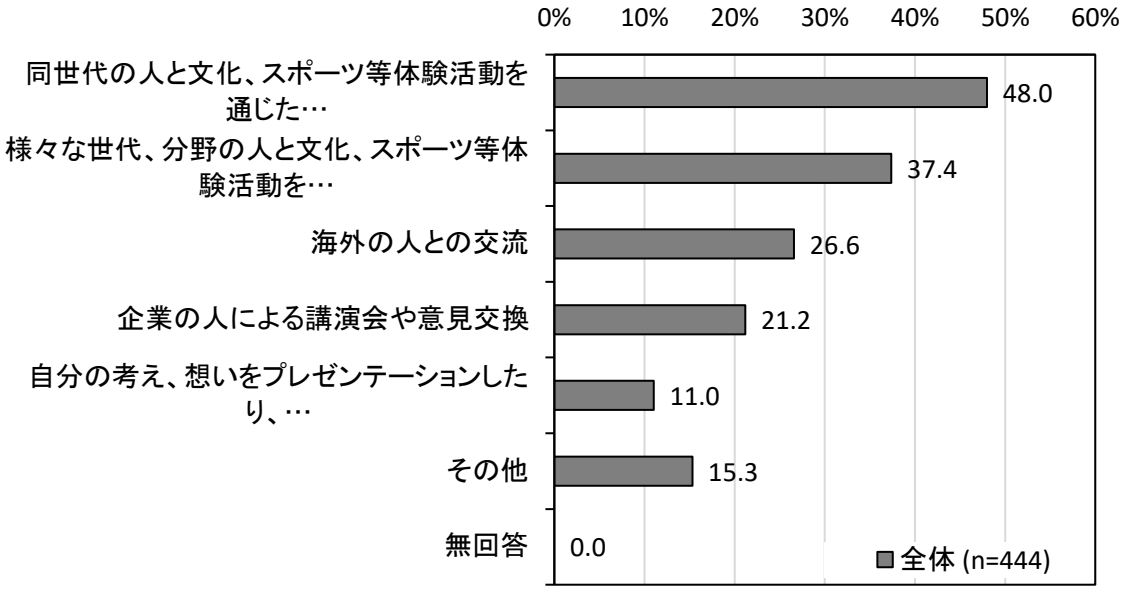

●こどもを持つことへの経済的、心理的負担の軽減が必要

「子育てや教育にお金がかかるから」が 79.3%と最も高く、次いで「育児の心理的・肉体的負担が増えるから」が 71.3%、「子どもがのびのび育つ社会環境ではないと思うから」が 47.1%となっています。

［子どもを持つことへの負担と感じるの理由の状況］

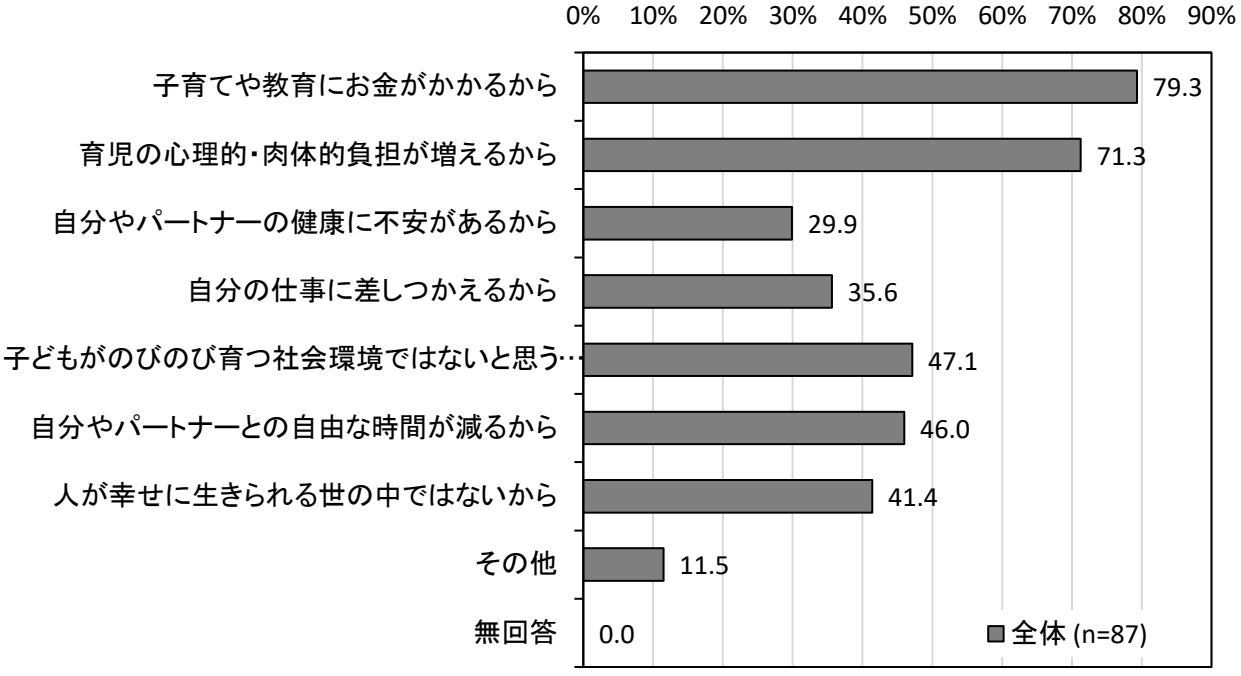

２　計画の基本的な考え方

（１）基本理念

本計画において目指すべき基本的な方向性として、次の基本理念を定めます。

次世代を担う全てのこども・若者や大人一人ひとりが、それぞれの多様な生き方を尊重し、安全・安定・安心が保障され、将来にわたって自分らしく幸せに生きられる社会を地域全体で創造します。

（２）基本目標

基本理念をもとに、次の３つの基本目標を掲げ、「こどもまんなか社会」を目指して計画を推進していきます。

1　全てのこども・若者が、安心して社会と関わり、自分らしさを表現でき、自己肯定感をもって生きられる環境づくり

2　全てのこども・若者の権利を尊重・擁護し、意見表明や社会参加の機会を保障できる社会づくり

3　こども・若者の成長や子育てを、地域を構成する様々な主体が連携し、協働して支えるための仕組みづくり

（３）行動指針

私たちのふるさと小田原は、あしたに仰ぐ富士の白雪、夕べに臨む碧の箱根、流れ清き母なる酒匂川、相模の海の白波、誰もが羨む地勢的な条件に恵まれています。

澄んだ空、青い山、清き川、広い田んぼ、森里川海の多様かつ豊かな自然環境が、おだわらのこども・若者を取り巻きます。

軒端に望む秀麗の富士、あまねき恵み足柄平野は美しく豊かな地、これらの誇り高きわがふるさとには、尊徳先生の教えがあります。

小田原の全てのこども・若者が、明るく、強く、楽しく、喜びをもって正しく強く逞しく人生を歩んでほしいとの願いが私たちにはあります。

この“おだわららしさ”のもとで、おだわらの全てのこども・若者が、自分らしく、自己肯定感をもって心身を育み、人生を切り開くことができるよう、私たちは次のとおり行動します。

（こども・若者を取り巻く課題）

私たちの社会には、様々な困難や課題を抱えながら生活しているこども・若者がいます。出産や子育て中の悩みから孤立、心身の障害、経済的困窮など様々ですが、その問題が深刻であるにも関わらず、そもそも本人にその自覚がなかったり、周囲の目を気にしてＳＯＳを発信しにくかったりと表面化しにくい状況があります。

（気づきから行動へ）

私たちはそうしたこども・若者の存在を認識し、その“声なき声”に気づき、その声を聞き取り、ニーズを把握することが必要です。

私たちは、そうした“声なき声”への気づきによって、市民として自覚を持ち、課題解決の担い手となりうるのです。

（つながりあう地域社会）

そして、市民一人ひとりが主体的に行動し、様々なジャンルや分野の垣根を超え、多様な人々がつながり、協力し合って行動することによって、本計画に掲げた基本理念を基づく取組を進めていきます。

（４）施策の体系

基本理念 － 基本目標 － 基本施策 － 大　項　目 － 小項目 －事務事業

基本理念：
次世代を担う全てのこども・若者や大人一人ひとりが、それぞれの多様な生き方を尊重し・安全・安定・安心が保障され、将来にわたって自分らしく幸せに生きられる社会を地域全体で想像します。

基本的な視点
- こども・若者の視点
- 子育て中の保護者に対する支援の視点
- 地域社会全体による視点

基本目標１
全てのこども・若者が、安心して社会と関わり、自分らしさを表現でき、自己肯定感をもって生きられる社会づくり

- 基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策
  - 1　こども・若者が権利の主体であること、児童の福祉に関する条約の社会全体での共有等
  - 2　様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進
  - 3　こども・若者が活躍できるきっかけづくり
  - 4　地域でこども・若者を支える担い手の育成
  - 5　こどもや若者への切れ目のない支援の実施
  - 6　誰もが気軽に相談することができる相談支援体制
  - 7　誰一人取り残さないための支援

基本目標２
全てのこども・若者の権利を尊重・擁護し、意見表明や社会参加の機会を保障できる社会づくり

- 基本施策Ⅱ ライフステージ別の施策
  - 1　こどもの誕生前から幼児期まで
  - 2　学童期・思春期
  - 3　青年期

基本目標３
こども・若者の成長や子育てを、地域を構成する様々な主体が連携し、協働して支えるための仕組みづくり

- 基本施策Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策
  - 1　子育てや教育に関する経済的負担の軽減
  - 2　地域子育て支援、家庭教育支援
  - 3　共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
  - 4　ひとり親家庭への支援

第２部
第１章
第２章
第３章
第４章（再掲）

施策体系図

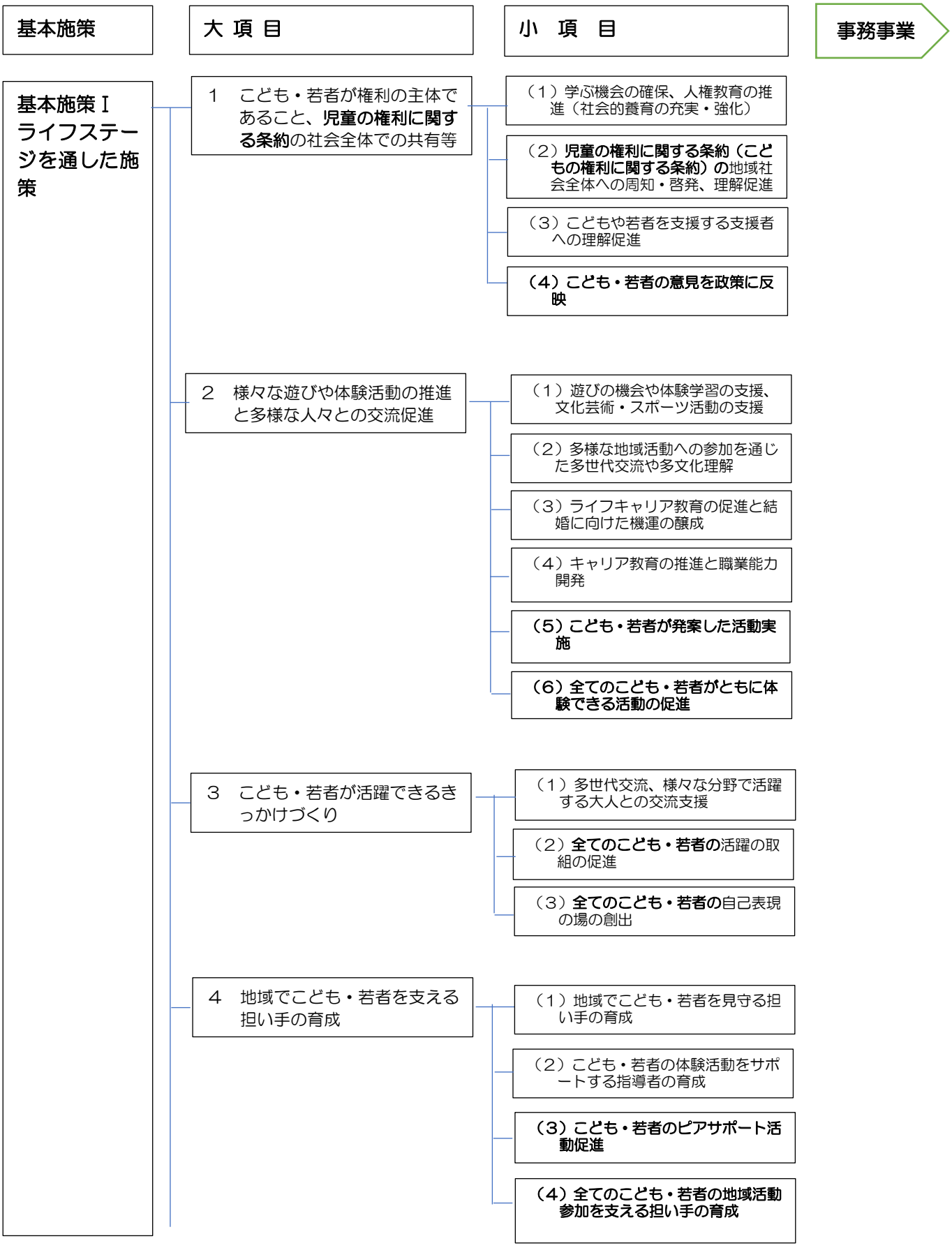
基本施策
大 項 目
小 項 目
事務事業
基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策
1 こども・若者が権利の主体であること、児童の権利に関する条約の社会全体での共有等
（1）学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化）
（2）児童の権利に関する条約（こどもの権利に関する条約）の地域社会全体への周知・啓発、理解促進
（3）こどもや若者を支援する支援者への理解促進
（4）こども・若者の意見を政策に反映
2 様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進
（1）遊びの機会や体験学習の支援、文化芸術・スポーツ活動の支援
（2）多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解
（3）ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成
（4）キャリア教育の推進と職業能力開発
（5）こども・若者が発案した活動実施
（6）全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進
3 こども・若者が活躍できるきっかけづくり
（1）多世代交流、様々な分野で活躍する大人との交流支援
（2）全てのこども・若者の活躍の取組の促進
（3）全てのこども・若者の自己表現の場の創出
4 地域でこども・若者を支える担い手の育成
（1）地域でこども・若者を見守る担い手の育成
（2）こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成
（3）こども・若者のピアサポート活動促進
（4）全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成

基本施策	大 項 目	小　項　目	事務事業
基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策	5　こどもや若者への切れ目のない支援の実施	（1）妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施	
		（2）多様な機関の連携による切れ目のない支援の実施	
		（3）多様な当事者会や家族会への支援	
	6　誰もが気軽に相談することができる相談支援体制	（1）妊娠期から青年期まで切れ目のない相談支援体制の充実	
		（2）多様な機関の連携による相談支援体制の充実	
		（3）おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」の充実	
	7　誰一人取り残さないための支援	**（1）**こどもの貧困の解消に向けた対策	
		（2）児童虐待防止対策の推進	
		（3）障がい児支援・医療的ケア児等への支援	
		（4）ヤングケアラーに対する**支援**	
		（5）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	

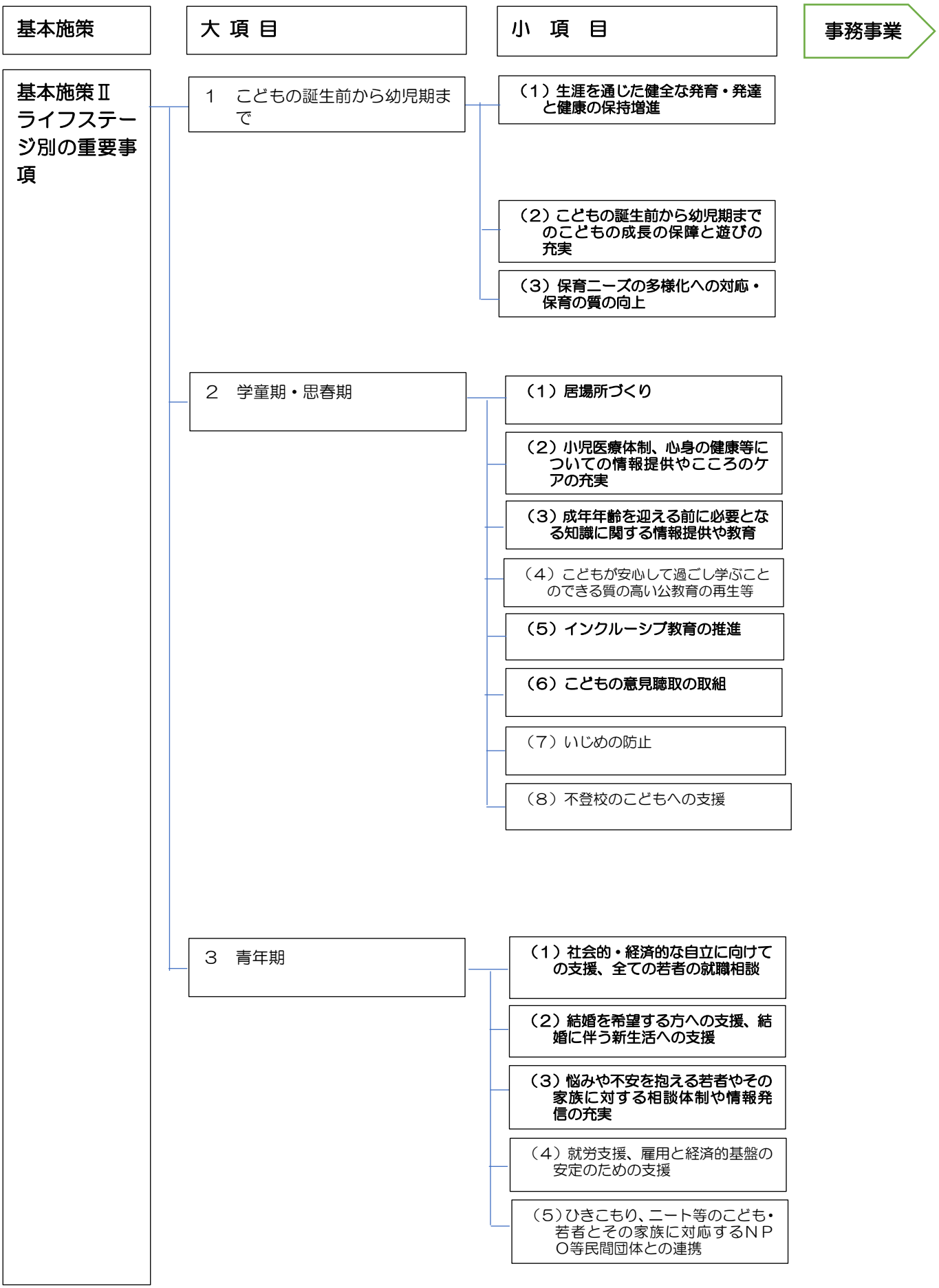
基本施策
大 項 目
小 項 目
事務事業
基本施策Ⅱ ライフステージ別の重要事項
1 こどもの誕生前から幼児期まで
（1）生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進
（2）こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
（3）保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上
2 学童期・思春期
（1）居場所づくり
（2）小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
（3）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
（4）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
（5）インクルーシブ教育の推進
（6）こどもの意見聴取の取組
（7）いじめの防止
（8）不登校のこどもへの支援
3 青年期
（1）社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談
（2）結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
（3）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実
（4）就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援
（5）ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するＮＰＯ等民間団体との連携

基本施策	大 項 目	小　項　目	事務事業
基本施策Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策	1　子育てや教育に関する経済的負担の軽減	（1）教育・保育等に関する経済的負担の軽減	
		（2）児童手当・医療費等負担軽減	
		（3）義務教育に付随してかかる費用への支援や負担軽減の工夫	
	2　地域子育て支援、家庭教育支援	（1）相談・情報の提供	
		（2）保護者に寄り添う子育て支援	
		（3）緊急時、不定期な保育ニーズへの対応の充実	
		（4）地域で活動する子育て当事者グループ、子ども食堂など子育て支援団体への支援	
	3　共働き、共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	（1）ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し	
		（2）労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成	
		（3）子育て中の母親の就労支援	
		（4）父親の育児・家事スキル獲得への支援	
	4　ひとり親家庭への支援	（1）ひとり親家庭等自立支援の推進	
		（2）ひとり親家庭の親への就労支援	
		（3）児童扶養手当制度の着実な実施	
		（4）当事者団体への支援	

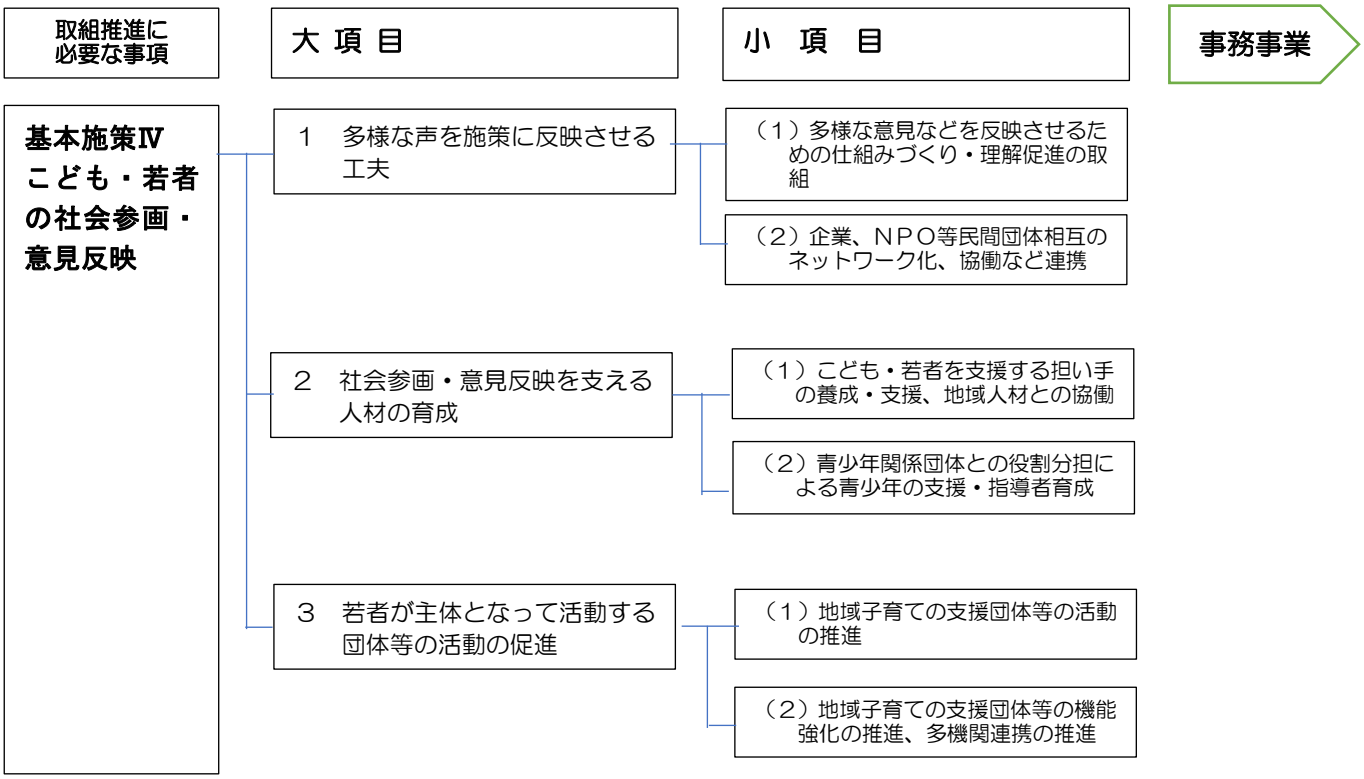

（5）基本的な視点

各施策を展開するにあたり、次の３つの基本的な視点を大切に取り組んでいきます。

1

こども・若者の視点

「こども・若者の最善の利益」が実現される社会を目指し、こども・若者の視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう子ども・子育てから若者への支援を推進することが必要です。乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期・思春期における心身の健全な発達、若者期における人格の完成を目指す中で、一人一人がかけがえのない個性ある存在として自己肯定感をもって成長していくことができるような支援をしていくことが必要です。

2

子育て中の保護者に対する支援の視点

子育ては、こどもに限りない愛情を注ぐことを通して、日々成長するこどもの姿に感動しながら、親も親として成長していくという尊い営みです。
子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提のもとに、地域や学校など社会全体が保護者に寄り添い、妊娠から出産、子育ての中で切れ目のない支援を行うなど、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長と子育ての喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

3

地域社会全体による視点

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、持続可能な社会への歩みであり、若者が自らの人生を選択し歩めるような地域を創造することは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。
行政、家庭、地域、職域など社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、すべてのこども・若者の健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、こども・若者の育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働しながら役割を果たすことが必要です。

（６）成果指標

本計画の計画期間である令和７年度から令和１１年度までの５年間において、基本理念、基本目標の達成度を評価するため、令和６年に実施した「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」の結果等こども施策に関連する目標等を踏まえ、成果指標・活動指標と達成すべき目標水準を設定します。

（指標の素案（たたき台））

基本目標１：　全てのこども・若者が、それぞれの生き方を尊重され、自己肯定感をもって、自分らしく生きらえる環境づくり

成果指標	現　状	目　標
将来の夢を持つ児童生徒の割合	－	R12　100%
○将来の夢を持つ児童生徒の割合（小学生）	R3　78.5%	R12　100%
○将来の夢を持つ児童生徒の割合（中学生）	R3　66.0%	R12　100%
□“自分には自分らしさというものがある” と思う若者の割合	R6　86.9%	90.0%
□“今の自分が好きだ”と思う若者の割合	R6　71.0%	80.0%
□“今の自分自身に満足している”と思う若者の割合	R6　54.7%	70.0%

基本目標２：　全てのこども・若者の権利を尊重・擁護し、意見表明や社会参加の機会を保障できる社会づくり

成果指標	現　状	目　標
【現状なし】こども・若者の権利に関する周知・啓発の実施状況	－	－

基本目標３：　こどもの成長と子育てを、地域総ぐるみで連携・協働して支えるための仕組みづくり

成果指標	現　状	目　標
保護者の４人中３人が子育て環境に満足	－	R12　７５%
○子育て環境や支援に満足している保護者の割合（未就学児）	H3 60.7%	R12　７５%
○子育て環境や支援に満足している保護者の割合（小学生）	R30 62.9%	R12　７５%
保護者から選ばれる多様で特色ある質の高い幼児教育・保育を全ての公私幼保施設で実践 ○多様で特色ある質の高い幼児教育・保育を実践している施設【累計】	－ R4　55%	R12　100% R12　100%
出生数	R4 1,020 人	R121,100 人
合計特殊出生率	R3　1.19	1.30

活動指標等：

（指標の素案（たたき台））

活動指標		現　　状 （基準値・基準年）	目　　標
こども・子育て支援	**子育て支援の充実**：ファミリーサポートセンターの支援会員数	R3　345 人	R6　420 人
	幼児教育・保育の質の向上：		
	○保留児童数	R3　84 人	R6　63 人
	○待機児童数	R3　5人	R6　5人
	切れ目のない支援体制の確立：児童相談対応件数	R2　299 件	R6　438 件
	青少年育成の推進：非日常型体験学習の参加者数	－	140 人
	家庭教育の支援の推進：家庭教育学級及び家庭教育講演会の参加者数	R2　227 人	R6 1,900 人
教育	**教育活動の推進**：		
	○国語の授業がわかると感じている児童生徒の割合	R3　81.2%	RX　90.0%
	○算数・数学の授業がわかると感じている児童生徒の割合	R3　77.9%	RX　89.0%
	地域とともにある学校づくり：放課後児童クラブを楽しいと感じている児童の割合	R2 2,549 件	RX 3,000 件
	きめ細かな教育体制の充実：教育相談件数	R2　67.0%	RX　80.0%
	教育環境の整備：小田原市学校施設中長期整備計画に基づく工事実施率（累計）	－	RX100.0%

第２部　第１章～第４章　基本施策－大項目－小項目による施策体系表

No.	基本施策	大項目	小項目
1	**第１章 基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策**	１　こども・若者が権利の主体であること、児童の福祉に関する条約の社会全体での共有等	（１）学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化）
2			（２）児童の権利に関する条約（こどもの権利に関する条約）の地域社会全体への周知・啓発、理解促進
3			（３）こどもや若者を支援する支援者への理解促進
4			（４）こども・若者の意見を政策に反映
5		２　様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進	（１）遊びの機会や体験学習の支援、文化芸術・スポーツ活動の支援
6			（２）多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解
7			（３）ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成
8			（４）キャリア教育の推進と職業能力開発
9			（５）こども・若者が発案した活動実施
１０			（６）全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進
１１		３　こども・若者が活躍できるきっかけづくり	（１）多世代交流、様々な分野で活躍する大人との交流支援
１２			（２）全てのこども・若者の活躍の取組の促進
１３			（３）全てのこども・若者の自己表現の場の創出
１４		４　地域でこども・若者を支える担い手の育成	（１）地域でこども・若者を見守る担い手の育成
１５			（２）こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成
１６			（３）こども・若者のピアサポート活動促進
１７			（４）全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成
１８		５　こどもや若者への切れ目のない支援の実施	（１）妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施
１９			（２）多様な機関の連携による切れ目のない支援の実施
２０			（３）多様な当事者会や家族会への支援
２１		６　誰もが気軽に相談することができる相談支援体制	（１）妊娠期から青年期まで切れ目のない相談支援体制の充実
２２			（２）多様な機関の連携による相談支援体制の充実
２３			（３）おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」の充実
２４		７　誰一人取り残さないための支援	（１）こどもの貧困の解消に向けた対策
２５			（２）児童虐待防止対策の推進
２６			（３）障がい児支援・医療的ケア児等への支援
２７			（４）ヤングケアラーに対する支援
２８			（５）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
２９	**第２章 基本施策Ⅱ ライフステージ別の施策**	１　こどもの誕生前から幼児期まで	（１）生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進
３０			（２）こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
３１			（３）保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上
３２		２　学童期・思春期	（１）居場所づくり
３３			（２）小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
３４			（３）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
３５			（４）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の充実等
３６			（５）インクルーシブ教育の推進
３７			（６）こどもの意見聴取の取組
３８			（７）いじめの防止
３９			（８）不登校のこどもへの支援
４０		３　青年期	（１）社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談
４１			（２）結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
４２			（３）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実
４３			（４）就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援

No.	基本施策	大項目	小項目
44			（５）ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するＮＰＯ等民間団体との連携
45			
46	**第３章 基本施策Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策**	１　子育てや教育に関する経済的負担の軽減	（１）教育・保育等に関する経済的負担の軽減
47			（２）児童手当・医療費等負担軽減
48			（３）義務教育に付随してかかる費用への支援や負担軽減の工夫
49		２　地域子育て支援、家庭教育支援	（１）相談・情報の提供
50			（２）保護者に寄り添う子育て支援
51			（３）緊急時、不定期な保育ニーズへの対応の充実
52			（４）地域で活躍する子育て当事者グループ、子ども食堂など子育て支援団体への支援
53		３　共働き、共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	（１）ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し
54			（２）労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識情勢
55			（３）子育て中の母親の就労支援
56			（４）父親の育児・家事スキル獲得への支援
57		４　ひとり親家庭への支援	（１）ひとり親家庭等自立支援の推進
58			（２）ひとり親家庭の親への就労支援
59			（３）児童扶養手当制度の着実な実施
60			（４）当事者団体への支援
61	**第４章 基本施策Ⅳ こども・若者の社会参画・意見反映**	１　多様な声を施策に反映させる工夫	（１）多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組
62			（２）企業・ＮＰＯ等民間団体相互のネットワーク化、協働など連携
63		２　社会参画・意見反映を支える人材の育成	（１）こども・若者を支援する担い手の養成・支援、地域人材との協働
64			（２）青少年関係団体との役割分担による青少年の支援・指導者育成
65		３　若者が主体となって活動する団体等の活動の促進	（１）地域子育ての支援団体等の活動の推進
66			（２）地域子育ての支援団体等の機能強化の推進、多機関連携の推進

第１章　基本施策Ⅰ　ライフステージを通した施策

1　こども・若者が権利の主体であること、児童の福祉に関する条約の社会全体での共有等

１　目指すべき姿

こども・若者自身が「権利の主体」であることを理解し、その権利をあらゆる侵害から守り、みんなで実現していく社会

２　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（１）学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化）

こども自身が自分の権利に気付けるような働きかけや活動を実施します。

こども・若者が、生まれた家庭や周囲の環境、直面している課題などによって学習機会や体験機会を奪われることなく、自分の可能性を広げ、様々な選択肢から人生を選び取っていけるように支援します。

（２）児童の権利に関する条約（こどもの権利に関する条約）の地域社会全体への周知・啓発、理解促進

国連は、児童の権利に関する条約を 1989 年に採択し、わが国は 1994 年（平成６年）に条約を批准しました。その 30 年後の 2023 年（令和５年）４月１日にこども基本法が成立しました。

条約に掲げられた４つの一般原則（こども基本法の基本理念）の地域社会全体への周知・啓発、理解促進を通じたこどもの権利を尊重する社会風土づくりが必要です。

４つの一般原則とは、次のとおりです。

①差別の禁止（差別のないこと）

②こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

③生命・生存・発達に対する権利（命を守られ成長できること）

④こどもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

（３）こどもや若者を支援する支援者への理解促進

こどもや若者を支援する大人が、こどもの権利や人権についてなお一層理解を深めることが求められるため、継続的な研修などが必要です。

（４）こども・若者の意見を政策に反映

こども・若者は社会を変えるような力を秘めています。こども・若者の意見を聴くことにより、大人の観点では得られないものが収穫でき、その結果、より暮らしやすい社会づくりへの取組が求められます。政策作りに参画したこども・若者にとってはその成功体験が社会や政治へのますますの関心を呼び起こします。そして、さらに周囲のこども・若者にも影響を及ぼすと考えられます。

３　具体的取組

（１）学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化）

ア　現状と課題

アンケートの結果から、経済的に苦しい家庭のこどもなどが学習についていけなくなっている傾向が

あることが調査からわかりました。食事にも事欠く家庭があることが浮き彫りになっています。この原因としては、様々な事情から「保護者が学習を重視しない」環境に置かれ、結果的にこども・若者も「学習を重視しない」こととなり、「学習についていけない」という事情がこうした傾向となっているものと考えられます。

体罰や暴言、いじめや虐待などについて、このことが人権侵害であるということを学べていないこども本人が自身の権利が侵害されているという声を上げることは困難です。

アンケート結果

●学校の長期休暇に昼食を食べていないこどもがいる

夏休みや冬休みなどの期間の昼食を週にどのくらい食べるかについて、小学５年生、中学２年生ともに、生活困難の度合いが高くなるほど、「毎日食べる（週７日）」の割合が減少し、「週１日～２日、ほとんど食べない」の割合が増加する傾向がみられます。

イ　具体的施策

学力に課題のあるこどもの学習支援について検討します。また、生活困窮世帯のこどもに対する学習・支援を引き続き実施します。

学校教育に加え、地域社会においても、幼児期、学童期、思春期、青年期などそれぞれの世代に応じた人権教育の期間を切れ目なく行い、こども自身が自分の権利に気づく機会を増やします。

学校教育、地域社会などどのくらいの人権教育の場面があるのか、まずは実態調査から取組みます。

こども自身の権利についてどの程度理解しているのかの意識調査も実施します。

（２）児童の権利に関する条約（こどもの権利に関する条約）の地域社会全体への周知・啓発、理解促進

ア　現状と課題

こども・若者が権利主体であるとの理解が浸透し、課題解決されていると言い難い現実があります。正しい認識をもつためにも地域社会全体で基本原則の理解が必要な状況です。

イ　具体的施策

意識を変え、行動を促進するためには、まず子どもの意見の尊重を具体的に浸透させることに取組みます。具体的には地域の諸団体への働きかけ（研修やリーフレット配布）を始めます。

（３）こどもや若者を支援する支援者への理解促進

ア　現状と課題

こどもの権利条例を有する自治体などと比較し、こどもの気持ちや意思を積極的に理解、尊重するという市の取り組みが少ないことなどから、そのための考え方の地域社会への浸透が不十分な現状があると言えます。

イ　具体的施策

こどもの気持ちや意思を無視してはいけないと考える大人を増やします。

こどもの権利があることは、大人にその責務を果たす義務があることであり、表裏一体の問題であることを実体験から理解してもらうための研修を実施します。

こどもを中心においた社会づくりを地域に浸透させるための仕組みとして、「こども応援事業者認定制度」の導入を検討します。

〇学校でのいじめや福祉現場などでの人権侵害に対するオンブズパーソン制度の創設

（４）子ども・若者の意見を政策に反映

ア　現状と課題

子ども条例等によって、子ども議会がある地域とそうでない地域の地域間格差が大きいとの意見もあり、学童期・思春期から意見表明する機会が少ないことも課題のひとつです。

アンケート結果

●インターネットを通じた情報の収集・提供の充実が求められている

インターネットを「いつも利用している」方の割合が 99.6%あります。

●「市へ意見を伝えたい」と考えるこどもや若者の割合

「ややそう思う」23.0%、「そう思う」19.4%と４割程度の方は伝えたいと思っています。

イ　具体的施策

・「小学生議会」「中学生議会」を開催、実際に税金の使途について議論（予算枠を用意）

・主権者教育の充実～税の使い方から民主主義を学ぶ「子ども議会」の創設、予算確保

・こども・若者の意見表明の機会を様々なレベルで実践するため、小中学校での「こども意見箱」の設置を行います。

・地域社会の活動の中に、加わる体験活動などを通じてまちづくりの場に子どもが参加できるようにします。

2　様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進

1　目指すべき姿

遊びはこどもの健やかな成長に欠かせないものとの共通理解が地域に浸透しています。

安全に遊べる場の確保そのためには、周囲の人々や地域社会全体への周知・啓発、理解の促進が図られ、地域ごとに確保されています。

年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験ができる機会の確保、保障されています。

2　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（1）遊びの機会や体験学習の支援、文化芸術・スポーツ活動の支援

様々な体験活動や多様な人々との交流を通じて、新しい発見や価値観を広げ、多様な個性があることを理解することで、自分らしく生きていけるよう支援していきます。

（2）多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解

地域で行われている様々な行事への参画促進や優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の地域活動や文化芸術の担い手、観客育成等に資することを目指します。

（3）ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成

人生１００年時代に人生の視点を描くことが必要になっています。仕事だけでなく家庭生活や、地域~~の~~との関わり、生涯にわたる役割や経験をいかに積み重ねていくのか、どのような人生設計をしていくのか、ライフステージの前段階には、進学や就職、結婚、子育て、地域での活動など様々な人生の節目を迎えます。こども・若者が考え、人生を自ら選択できるよう支援します。

（4）キャリア教育の推進と職業能力開発

こどもたち一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てていきます。

（5）こども・若者が発案した活動実施

こども・若者が発案したアイデアが地域社会の中で実践されており、こども同士だけでなく、大人から一定の評価を得られる活動が起きています。

（6）全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進

地域社会の中で体験活動、遊びなど参に加できるように、すべての活動計画時に多様性の観点からこども・若者の参加を想定するように努めるようにします。

３　具体的取組

（１）遊びの機会や体験学習の支援、文化芸術・スポーツ活動の支援

ア　現状と課題

現在は、小学５・６年生対象とした宿泊体験学習事業を実施しています。

家庭や学校では経験できない生活体験・自然体験を通して、自主性・自立心・協調性・創造性などの豊かな人間性を育むとともに、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を育む機会を設けています。

様々な媒体を活用して周知をしていますが、さらに対象者に体験学習の内容を丁寧に伝えていく必要があります。

ひとり親家庭などの子ども若者については、経済的理由などで参加がしにくく体験の格差が生じていると言えます（令和３年度の生活実態調査のうち、保護者調査の項目「(27) 子どもと一緒に体験することがあるか」の世帯構成別の集計では、「ひとり親世帯」では「経験がない」がふたり人親世帯よりも多い)。

アンケート結果

●スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換の機会が求められている

自分らしさを表現する機会は、「同世代の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換」、「様々な世代、分野の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換」、「海外の人との交流」などが求められています。

イ　具体的施策

ＳＮＳ等も活用し、過去の体験学習の様子を掲載するなどよりリアルな情報を伝えていく必要があります。

体験活動の格差問題については、基準を設けて参加費の負担を軽減するなど、より多くの子どもたちが参加できる環境を整えていきます。

（２）多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解

ア　現状と課題

・地域は、自治会等のコミュニティ組織の力によって支えられてきましたが、人口減少、少子高齢化に加え、コロナ禍の影響も相まって、その力が弱まっています。

・従来延長線上ではなく、新しい方法も模索しながら、再生が必要な状況にあり、地域にこども・若者が力を発揮する場が求められています。

イ　具体的施策

こども・若者のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、体験活動の重要性の理解を深める普及や啓発を行うとともに、多様な関係者と連携した体制整備等を行います。

☆課題解決能力を養う地域社会密着型の教育プログラムの展開

〇小田原の豊かな自然環境の中で子どもたちが健やかに育っていくための、手作りの子育てサークルや保育の場への支援

・地域社会が直面する様々な課題、一方で小田原が誇る豊かな可能性を体感し、課題を解決して未来に

向かっていく知恵と力を身に着けるべく、様々な仕事や活動の現場を訪ね、そこで生きている人たちから直接リアルに学ぶことが可能な、実践的地域教育プログラムの編成・実施

（３）ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成

ア　現状と課題

ライフステージの成長段階にあるこども、確立段階にある若者に、能力や個性、将来への希望などに応じて、自らの人生を自らが選択できるような環境整備が必要です。貴重な時間を無為に過ごすことなく、こども・若者に見せる場面を用意します。

イ　具体的施策

ワーク・ライフ・バランスにとどまらず、仕事（ワーク）、家庭（ライフ）、地域（コミュニティ）、そして自己実現（セルフ）のブレンドによる自身が納得のいく人生設計を描けるように、バックキャスト的な視点に立って、生涯にわたる幸せな人生を考えられるような経験を伝えていきます。

・役職定年を迎えた市職員や、地域活動に取り組む市民らが中心になって推進

（４）キャリア教育の推進と職業能力開発

ア　現状と課題

次の学校段階への進学のみを見据えた指導や職場体験活動のみを「キャリア教育」と捉えるのではなく、社会への接続を考慮し、社会の中で、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達の過程を重視していく必要があります。

イ　具体的施策

小中学校におけるキャリア教育では、教育活動全体の中で、基礎的・汎用的能力を育んでいきます。

・キャリアパスポートの活用

・キャリア教育の視点を取り入れた特別活動

学校におけるキャリア教育に加え、地域活動など地域の中の大人たちの活動を体験・経験する中で、職業観も養っていきます。

（５）こども・若者が発案した活動実施

ア　現状と課題

大人が発案した活動にこどもが参加しています。これは受け身の参加と言えます。こどもの力を伸ばすには参加ではなく参画すなわち企画から参加し、提案するようなことが必要です。

イ　具体的施策

まず、こども・若者が参加する既存の活動の計画時に、こどもからの意見を聞いて改善します。

こども・若者の発案する企画に予算を付けます。

どのような活動をしたいか、こども・若者の意見を公募し、選定・実施します。

また、市や大人主導でこども・若者対象の活動を立ち上げる時には参画するこどもを公募します。

こども・若者の発案した活動の評価は企画のプロセスを含めて評価します。

（６）全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進

ア　現状と課題

多様性という観点に立って、全てのこども・若者が、参加できる体験活動が分かれています。

イ　具体的施策

少なくとも、市が行う（または市の援助を受けている）体験活動の計画時には、多様性という観点に立って、様々な背景、個性のある子ども・若者が参加できるかを示すようにします。また、これを広報紙などで周知し、様々な背景のあるこども・若者が応募しやすいようにします。

3　こども・若者が活躍できるきっかけづくり

1　目指すべき姿

こども・若者が、地域の大人や子どもたちとの関わりや、自主的な活動の体験・経験などを通して、自主性や社会性を身に付け、自立した大人へ成長できる環境が整備されている。

こども・若者が自己表現の場、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験ができるきっかけが確保され、こうした場が保障されています。

2　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（1）多世代交流、様々な分野で活躍する大人との交流支援

こども・若者の全てのライフステージにおいて、一人ひとり誰でも参加できるような支援や配慮をしながら多様性という観点に立って、全てのこども・若者が年齢や発達の程度に応じて、圏域で活躍する大人との自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な交流は、貴重な体験となります。

（2）全てのこども・若者の活躍の取組の促進

多様性という観点に立って、全てのこども・若者が社会参加できる状態を担保するために、市の実施する活動にすべての全てのこども・若者の参加を可能にする支援を実施します。

また、民間の活動についてもこれを積極的に推奨します。

こども・若者が活躍できる機会を創出することで、他者から承認されるほか、人の役に立っていると実感でき、自己肯定感を高めることに繋がります。

（3）全てのこども・若者の自己表現の場の創出

表現活動や発表機会、公募などの折には、様々な団体やグループにいち早く参加を呼びかけます。

多様性への理解を深め、自分らしさを大切に育んできたこども・若者が、持っている能力を発揮できるよう環境を整えます。

3　具体的取組

（1）多世代交流、様々な分野で活躍する大人との交流支援

ア　現状と課題

首都圏の西端にあって、森里川海の豊かな自然環境を有するだけでなく、長い歴史と文化、地域に根付いた様々な地域活動など多種多様な取組に恵まれています。しかしながら、人口減少、少子高齢化とともに活動の持続性にも課題があり、こうした活動を伝承できる人材がいるにもかかわらず、こども・若者が多世代との交流や、様々な分野で活躍する大人との交流は活発とは言えない状況です。さらなる取組が必要です。

イ　具体的施策

地域のなりわい、まちづくり、民衆、生活など多様な文化に支えられた地域資源を生かします。

〇子どもたちが未来に向かって憧れを抱けるような、小田原で活躍する大人たちの仕事や生き方についての情報発信と、実際の交流機会の創出

・職業として／生き方として／暮らし方として、多様な取組を展開します。

・小中学校の校内空間の環境改善と長寿命化、地域団体の活動スペース確保による見守りや協働の促進

（２）全てのこども・若者の活躍の取組の促進

ア　現状と課題

全てのこども・若者の参加を想定していない企画が多いのが実情です。

一部の方たち中心の活動になりがちな活動から、多様性を重んじ、様々なこども・若者が交流しあえるようにすべきです。

こども・若者がより一層、自分らしく活躍できるようにするためには、その活動を承認する場を創ったり、また、本人たちにどのようなことを求めているのか、意見を聞きながら、事業を作り上げていく必要があります。

イ　具体的施策

おだわらＭＩＲＡＩアワード表彰事業などへの応募について、広く関係団体、支援グループなどに向けた周知を強化します。

おだわら若者応援コンペティションなどへの応募について、広く関係団体、支援グループなどに向けた周知を強化します。

（３）全てのこども・若者の自己表現の場の創出

ア　現状と課題

表現活動において取組への障壁や区別があるのが現状です。様々な背景のあるこども・若者がいることに無関心な市民もいると考えられます。

いじめの認知件数や子ども若者相談取扱件数については増加傾向で、子ども若者を取り巻く問題は厳しさを増してきており、人々の意識や生き方も多様化してきています。それぞれの多様な生き方を尊重するために、こども・若者が自己を表現できる場を創出することで、自分らしく生きていくことに繋がります。

イ　具体的施策

おだわらカルチャーアワードなどへの応募について、各種関係団体、支援グループなどに向けた周知を強化します。

インクルーシブな活動を実施している団体の表彰事業を開始します。

□おだわら若者応援コンペティション開催事業

□はたちのつどい

□青少年と育成者のつどい

4　地域でこども・若者を支える担い手の育成

1　目指すべき姿

こども・若者の心の安定が守られることで、心身ともに健康な状態を維持することができ、自分らしく生きていくことに繋がっている。

青少年指導者として必要なスキル等を身に付けるための研修や、新たな担い手の育成を目的とした講座を実施するなど、こども・若者を支援する人材の育成を図り、活躍できる仕組みが整っている。

地域でパトロール、美化・清掃活動等を行うなど、関連する活動に携わる担い手のそれぞれの取組を共有することで互いの活動が充実するよう支援している。

こどもに関わる担い手が、様々な障がいのあることを理解し、選択肢のある他機関に接し、学ぶ機会をつくりながら、日常の場で受け入れられる人材・その力を育てます。

こどもを預けたままではなく、日頃の接し方のアドバイスを通して、障がいのことを文字や絵で理解することで、親も学び受け入れ態勢をつくります。

2　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（1）地域でこども・若者を見守る担い手の育成

地域の見守り活動、パトロール、美化・清掃活動等などに携わる担い手の交流会や活動紹介などを支援するとともに、転入者など新しいメンバーが参加しやすい方法を検討する必要があります。

小田原市のとりわけ身近な地域の課題について、既存の地域団体にこだわらず、さまざまな世代や立場の人々が話し合い共有し、解決に向けてともに活動する機会を設けることも求められます。

学校や家庭以外にも、地域でこども・若者を見守る担い手を確保し、育成することで、こども・若者自身が心身ともに健康な状態で生活を送ることができ、自分らしく生きていくことに繋がります。

（2）こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成

青少年指導者のスキル等を身に付けることや、新たな担い手の育成を目的とした現状の講座や研修を見直すとともに、さらにこれまで参加しなかった市民が参加できるような新たな研修や体験型企画を実施することが必要です。

こども・若者の心の安定を守りながら活動を実施できる指導者の育成に取り組むことが指導者育成に欠かせない要件です。

こども・若者が安全・安心して体験活動が出来るようにサポートする、指導者としてのスキルを身に付けるための指導者養成講座を開催します。そして、小学校や地域が実施する体験学習に受講者を派遣し、実践の場を提供します。

（3）こども・若者のピアサポート活動促進

こども・若者が集い、ともに学び、悩みや将来への希望、より暮らしやすい地域づくりに向けて話し合う機会を設けることが必要です。

こども・若者にとって、悩みや心配事が発生したときに、友人や先輩などより身近な存在尋ねることで解決できたりすることもあります。仲間がサポートするピアサポート活動は、気軽に相談でき、相互に成長にも寄与するものとして促進します。

こどもの意見の尊重・主体性を保護者が学ぶことも必要です。

（４）全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成

地域活動は障壁のあるなしにかかわらず参加できることが原則です。担い手育成のプログラムにはインクルーシブな視点を持てるような内容が求められます。

各分野でのピアサポート活動が展開されていますが、障がいのあるこども・若者での展開も担い手の育成につながるものと考えます。

３　具体的取組

（１）地域でこども・若者を見守る担い手の育成

ア　現状と課題

地域の見守り活動、パトロール、美化・清掃活動等などに転入者など新しいメンバーの参加が少ない現状があります。

子ども会や自治会の加入者数が年々減少傾向にあり、地域の繋がりが希薄化し、地域で子ども・若者を支えるという意識が低くなってきていると考えられ、担い手不足、高齢化が進んでいます。

イ　具体的施策

小田原市の既存の地域団体の世代交代を支援し、さまざまな世代や立場の人々が参加しやすい工夫を現在の活動者とともに模索します。

持続可能な地域社会の実現のために、「人のチカラ」を育む学びの場として、「おだわら市民学校」を実施し、「郷土愛」や「実践に繋げる課題解決を担いうるチカラ」を育むことで、受講者が将来的に、地域の現場で活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

また、子ども若者が様々な世代と関わる体験学習や、交流の場を通して、子ども若者を支える担い手を身近に感じ、「あのようなリーダーになりたい」と目指すきっかけを作ることで、担い手確保の好循環が生まれるように取り組んでいきます。

□おだわら市民学校
□青少年育成推進員支援・活用事業
□地区健全育成組織支援事業
□体験学習　　□青少年リーダー育成事業
□青少年指導者養成・派遣事業

（２）こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成

ア　現状と課題

現在実施している青少年指導者育成の研修は見直しはされているものの、新規の参加者が少ないことが現状です。

指導者研修にこどもの心を守るための学びの内容が少ない現実があります。

体験活動をサポートする指導者については、こども・若者が安全に体験活動を行えるよう環境を整える必要があるため、危険予知トレーニングや火起こし、コミュニケーション力などの様々なスキルが求められます。そのため、指導者として活躍することは、ハードルが高く感じられるのか、新たな担い手がなかなか増えない状況です。

イ　具体的施策

青少年指導者育成の研修を見直し、転入者や関係人口などの新しい参加者を増やす工夫をします。

指導者研修にこどもの心を守るための学びの内容を重く扱います。

指導者としてのスキルを身に付けるための指導者養成講座については、より効果的なものにしていくために、受講者の声を聴きながらバージョンアップを図っていきます。

また、こども・若者の体験活動を実際にサポートしている指導者の声を「おだわら市民学校」などの担い手を育成するあらゆる機会を捉えて、伝えていきます。

□指導者養成研修

□青少年リーダー育成事業

（３）子ども・若者のピアサポート活動促進

ア　現状と課題

こども・若者が支援者になり、当事者同士がサポートしあえるように働きかけるような視点での研修が少ない現状があります。

イ　具体的施策

「おだわら市民学校」でピアサポートに関する当事者活動の講座を設けます。

（４）全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成

ア　現状と課題

地域活動の担い手育成のプログラムでインクルーシブな社会づくりの視点が少ない現状があります

地域活動の担い手育成のプログラムにおいて、具体的に全てのこども・若者がともに生きる社会づくりに向けた価値観の醸成という内容が乏しい現状があります。

イ　具体的施策

地域活動の担い手育成のプログラムでインクルーシブな社会づくりの視点を重く扱います。

地域活動の担い手育成のプログラムにおいて、具体的に全てのこども・若者が単なる支援方法にとどまらず、ともに生きる社会づくりに向けた価値観を醸成します。

5　こどもや若者への切れ目のない支援の実施

1　目指すべき姿

子どもを授かることを望むすべての家庭が、妊娠・出産・子育てに対する理解を深め、地域で安心して子育てができている。

教育部門と福祉部門の連携だけでなく、関係機関、さらには子育て支援などに取り組む関係者とも連携が図られている。

多機関の連携、ネットワークの形成が図られ、妊娠期から青年期まで切れ目のない支援体制のもとで安心して住み続けられる地域となっている。

2　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（1）妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施

妊婦から乳児、幼児、学童期・思春期、青年期に至るライフステージを通した切れ目のない支援を実施する体制づくりを強化します。

（2）多様な機関の連携による切れ目のない支援の実施

関係機関が連携した切れ目のない支援を実施する体制づくりを強化します。

（3）多様な当事者会や家族会への支援

当事者や家族に寄り添った支える場づくりやスキルの確保など支援体制の強化について進めます。

3　具体的取組

（1）妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施

ア　現状と課題

妊娠届の受付時の面接、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健康診査等の母子保健事業を実施するとともに、子育て支援センターや地域子育てひろばなど親子が集える場の設置等を通じて、妊婦と子育て世帯の継続的な支援を行うことで、子どもの健やかな成長と保護者の育児を支えています。また、保育所・幼稚園等を利用する子どもについて、必要な場合は所属機関を中心とした関係機関が連携しながら支援を実施しています。

支援者が大きく変わる、幼児期から学齢期への支援の引き継ぎは、就学相談や支援シートを活用することで、切れ目のない支援を行うことに努め、学齢期は学校を中心とした支援に加え、地域の資源を活用した居場所づくりなど子どもの自立に向けた支援を行っています。

また、「はーもにぃ」では妊娠期から青壮年期までの様々な相談を受け付け、必要な家庭については様々な子どもに関する機関等と連携することで、支援が途切れないようにしています。

イ　具体的施策

必要な家庭については、「はーもにぃ」が様々な子どもに関する機関等と連携を強化し、子どもと保護者が不安を大きく感じることなく、切れ目なく今までの支援が確実に引き継がれるようにします。

□子ども若者相談支援事業

（２）多様な機関の連携による切れ目のない支援の実施

ア　現状と課題

こどもや若者に関する相談支援については、令和２年４月におだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」を開設し、乳幼児期、学童期、青壮年期における相談・支援機能を集約しました。

令和３年４月には、児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」としての位置づけを行い、同年７月には、母子保健に関する各種の相談に応ずるなどの事業を行う「子育て世代包括支援センターはっぴぃ分室」を開設いたしました。

さらに、令和５年４月には、保健センターで行っていた健康づくり課の子どもに関する業務を「はーもにぃ」に移管し、妊娠期から乳幼児期の支援機能を強化するとともに、母子保健と児童福祉の連携強化を図ったことから、令和６年４月には改正児童福祉法の施行に合わせ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」としての位置づけを行い、妊娠期から青壮年期までの切れ目のない相談支援体制を構築しています。

イ　具体的施策

妊婦を含め、こどもと保護者が必要としている支援に確実につながることができるように切れ目のない支援体制を他機関の連携により構築します。

□おだわら子ども若者教育支援センター運営事業

（３）多様な当事者会や家族会への支援

同じような状況にある子どもや保護者が共に集い、その想いや知識を共有することができる当事者会や家族会の意義は大きく、運営形態は自主的に運営されているものや、行政等が関わっているものなど様々ですが、一律に把握できている状況ではありません。

市では令和５年度より、ひきこもり当事者が参加できる会を立ち上げていますが、当事者が抱える背景は多様であり、市だけで個々の状況に合わせた当事者会や家族会を運営することは難しい状況です。

イ　具体的施策

民間団体等の資源も活用し、個々の状況に応じた当事者会や家族会の開催を推進していきます。

支援が必要な人に対し、当事者会や家族会の情報提供を行い、適切な場につなげていきます。

□おだわら子ども若者教育支援センター運営事業

６　誰もが気軽に相談することができる相談支援体制

１　目指すべき姿

多機関の連携、ネットワークの形成が図られ、妊娠期から青年期まで切れ目のない相談支援体制のもとで安心して住み続けられる地域となっている。

２　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（１）妊娠期から青年期まで切れ目のない相談支援体制の充実

「はーもにぃ」は、妊娠期から乳幼児期、学齢期、青壮年期までの継続した相談支援体制を確立しています。

子どもの所属する機関は子どもの成長とともに変化をするため、それに伴い保護者の相談先は変わっていきます。

子どもの支援については、子どもの特性を理解し、それぞれの子どもに応じた支援をすることが大切であることから、所属機関が変わる時は、時間をかけて積み上げてきた子どもの特性の理解や支援方法を引き継ぐことが子どものために重要です。

また、保護者の相談については、相談する部署や担当者は変わっても、今までの相談内容や支援内容が引き継がれることで、保護者に寄り添い、一緒に考える伴走型の相談をすることが必要です。

（２）多様な機関の連携による相談支援体制の充実

子育てには様々な不安やわからない事が出てきます、それらは大きな心配になる前に身近な支援ネットワークで解消することが望ましいですが、内容によっては相談機関への相談が必要な場合もあります。身近な相談機関である「はーもにぃ」は、保護者が自ら気軽に相談できるようにするだけでなく、保護者と日常的に接する機関と連携が密に取れていることにより、「はーもにぃ」に相談が繋がるようにします。

「はーもにぃ」は、保護者と相談することはもとより、所属などと連携を取ることで、子どもと保護者への支援の効果を高めます。

より専門的な支援が必要な場合は、専門機関と連携し子どもと保護者を支えます。また、児童虐待を含め、特に子どもの養育について支援が必要な家庭については、小田原市要保護児童対策地域協議会を活用し、多機関が連携して子どもの安全と保護者の子育てを支えます。

（３）おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」の充実

「はーもにぃ」は妊娠期から乳幼児期、学齢期、青壮年期までの相談支援機能を集約した施設であり、同じ施設の中に、年代に応じた相談部門があることで、切れ目のない相談支援体制を構築しています。

市民にとっては、相談したいと思った時に「はーもにぃ」が身近な相談先として認知されているようにするほか、保護者に「はーもにぃ」への相談をすすめる機会の多い、関係機関等と連携が良く取れている状態を築く必要があります。

また、相談機関としての人員の確保、専門性の向上に努めます。

３　具体的取組

（１）妊娠期から青年期まで切れ目のない相談支援体制の充実

ア　現状と課題

子どもや若者に関する相談支援については、令和２年４月におだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」を開設し、乳幼児期、学童期、青壮年期における相談・支援機能を集約しました。

令和３年４月には、児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」としての位置づけを行い、同年７月には、母子保健に関する各種の相談に応じるなどの事業を行う「子育て世代包括支援センターはっぴぃ分室」を開設いたしました。

さらに、令和５年４月には、保健センターで行っていた健康づくり課の子どもに関する業務を「はーもにぃ」に移管し、妊娠期から乳幼児期の支援機能を強化するとともに、母子保健と児童福祉の連携強化を図ったことから、令和６年４月には改正児童福祉法の施行に合わせ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」としての位置づけを行い、妊娠期から青壮年期までの切れ目のない相談支援体制を構築しています。

「はーもにぃ」に、妊娠期から乳幼児期、学齢期、青壮年期までの相談支援機能を集約し一体的な相談支援を行っております。特に、就学支援委員会については、就学前の発達に関する相談の発達検査の記録を共有するなど、保護者に負担がかからないような配慮をしております。

このような取組を行っていますが、保護者からは長い期間をかけて信頼関係を築いた相談先が変わることに対する不安や、変わったことの戸惑いなどの声もあるため、切れ目のない支援の一層の推進が望まれます。

イ　具体的施策

保護者が継続的に安心して相談できるよう、切れ目のない相談支援体制をさらに強化します。特に配慮が必要な場合については、伴走的な支援を行うなど、丁寧な引継ぎを行うことで、子どもと保護者に寄り添った対応をいたします。

支援者が変わることに対する不安や戸惑いの声を受け止め、子どもと保護者が所属や相談先が変わっても、安心して新たな場所で過ごすことができるような、切れ目のない相談体制の充実に努めます。

個別のケースについては、保護者に了解を取り、担当部署間で丁寧な引継ぎを行います。

□子ども若者相談支援事業
□養育支援家庭訪問事業
□子育て短期支援事業

（２）多様な機関の連携による相談支援体制の充実

ア　現状と課題

「はーもにぃ」の児童虐待相談の 90%（R5　134/148）は関係機関からの通告です。また、子どもの発達に関する相談は 58%（R6 上半期　68/117）が保護者からの相談であるものの、多くは保育所・幼稚園等からすすめられて相談につながっています。さらに、教育相談については、常に学校と連絡を取り合いながら相談をしております。

一方で、子育て支援センターや地域資源との連携も行っておりますが、更なる連携強化が必要です。

また、「はーもにぃ」を仲介とした連携だけでなく、関係機関同士の連携も子どもと保護者を支えるためには重要ですので、顔の見える関係づくりすることも重要ですが、その状況を十分に把握できているとは言えません。

イ　具体的施策

今までの取組の中で築いてきた連携体制を、さらに強めるとともに、連携の範囲を広げることで、子どもと保護者を支えるネットワークを強化し、誰一人取り残さない相談支援体制を築いていきます。

「はーもにぃ」と身近な支援ネットワークの連携を充実させるため、「はーもにぃ」の周知をすすめ、関係機関とは顔の見える関係を作っていきます。また、関係機関と緊密に連携することで、孤立化しがちな子育て家庭を早期発見し、より早い段階から予防的な支援につなげます。

□子ども若者相談支援事業

（３）おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」の充実

ア　現状と課題

市民の全員が知らなくても、必要としたときに利用できる体制が必要で、地域内で支援等に関わっている人が知っている状況になることが、支援サービスが届くことになると考えます。

アンケート調査では、未就学児の保護者で「はーもにぃ」を知っている人は 38.6%にとどまっています。相談の件数は増加しており周知は進んできてはいるものの、さらなる周知が必要です。

「はーもにぃ」に配置されているスタッフは、令和２年４月の開設後、子育て支援室（旧はっぴぃ分室）の設置、子ども健康係の移管などに加え、相談件数の増加に伴う子ども若者相談員の採用等により増加しています。保健師、保育士、指導主事などの専門性のある職員に加え、助産師、看護師、子ども若者相談員、心理士、教育相談員など多様な専門職を会計年度任用職員として配置しています。

しかし、相談内容は多岐に渡り、複雑困難なものもあるため、さらなる専門性の向上が個々の職員、組織共に必要です。

相談支援環境については、令和６年４月のこども家庭センターの位置づけに合わせ、入口、トイレ、子育て支援室等の整備を行いました。より相談をしやすくするためには、部屋の割り振りなども含め、様々な視点からの検討を続ける必要があります。

アンケート結果

●保護者が心理的課題を持っている傾向がある

経済状態別にみると、生活困難の度合いが高くなるほど、「非該当」の割合が減少し、「気分・不安障がい相当」「重症精神障がい相当」の割合が増加する傾向が見られます。

●こどもの心身の成長について相談しやすい体制や工夫が必要

子どもの心身の成長に関する心配ごとがあると答えた人は全体の 37.8%いますが、相談を受ける必要性があるものの、相談できていない方が 58%です。

●相談・支援機関との関係づくりが必要

“おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」”、“地域若者サポートステーション”で「機関等について全く知らない」が高くなっています。

●「はーもにぃ」の機能と情報の周知が必要

おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」について、ふだん家にいることの多い方にとっては、利用方法がわかればつながる方が一定数おり、全く知らない人にとっても、施設の存在を知ることによって、利用する可能性があると考えられます。

イ　具体的施策

気軽に相談できるようにするために、子どもと保護者だけでなく、関係機関が必要な時に適切につなげられるように「はーもにぃ」の周知を進めます。

また、相談機関としての専門性を持つために、必要な人員を確保すると共に、研修やスタッフ同士の事例検討を通じて専門性の向上に努めます。さらに、個々の職員の専門性だけでなく、相談を受け付けた時の対応や継続的な支援方法の判断を組織的に行う体制を取ることにより、多面的な判断を継続的にできるようにすることで組織としての専門性を確保します。

□おだわら子ども若者教育支援センター運営事業

7　誰一人取り残さないための支援

【こどもの貧困対策等の深刻化しやすい問題対応】

1　目指すべき姿

こども自身が直面している問題のうち、深刻であるにも関わらず、そもそも本人に自覚がなかったり、周囲の目を気にしてＳＯＳを発信しにくかったりという表面化しにくい状況があります。

こどもの貧困をはじめとする深刻な問題について、関係部署の連携が深まり、各家庭の状況に応じた支援サービスが提供されている。

2　目指すべき姿に向けた取組の方向性

相談にあたっては、「こどもの最善の利益」を優先し、相談者からの話を聴くとともに、当事者自身で解決できるよう支援する、必要な場合には、関係機関との調整を行います。

（1）こどもの貧困の解消に向けた対策

全てのこどもが健やかに成長し、社会で自立するためには、一人ひとりの成長・発達の段階に応じた教育を受ける機会の確保、安心・安全に過ごせる居場所や生活環境の整備などが必要です。しかし、一部のこどもはその生まれ育った環境により、教育の機会が得られなかったり、栄養バランスの取れた食事ができない状況に置かれています。このような状況は、こ7ども本人や家庭の努力で解決することが難しいため、社会全体で対策を講じる必要があります。

（2）児童虐待防止対策の推進

こどもへの虐待を含めた不適切な養育等に対し、早期発見と適切な支援を図るため小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報共有と連携に努めます。

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育をする、社会的養護を必要とする子どもに対しては、県と連携して支援します。

（3）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

支援を要する方々には、地域でのネットワークづくり、人材の確保・育成、啓発活動などに引き続き取り組む必要があり、あわせて、悩みを抱える子どもや養育者に寄り添った相談、支援の拡充に努めます。

（4）ヤングケアラーに対する支援

本来、おとなが担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまいます。これは、個人の権利に重大な侵害を生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援に繋げる必要があります。

（5）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

ライフスタイルや生活の場に応じた居場所づくりの活動を推進している小田原市においては、平成31年（2019年）に「小田原市自殺対策計画」を策定し、関係機関や団体との連携を図りながら、全庁的・

総合的に自殺対策を推進し、自死を考えている人を一人でも多く救うことを目指し取り組んでいます。

3　具体的取組

（1）こどもの貧困の解消に向けた対策

ア　現状と課題

貧困は経済的な面だけではなく、子どもの健康や教育の機会、将来への生きがいを奪ってしまうなど深刻な影響を及ぼす問題です。そして、一旦その状態になるとなかなか抜け出せず、親から子へと貧困の連鎖が続いてしまう状況があります。平成 25 年（2013 年）には「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が制定（令和６年６月２６日改正）され、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進していくことが定められ、小田原市においても地域全体で子どもを見守り育てるという理念のもと、居場所づくりの支援等を行っています。子どもが自分の将来に希望を持ち、生き抜く力を身に付け、貧困の連鎖を断ち切るために、今後も地域全体で取り組んでいく必要があります。

アンケート結果

●学校の長期休暇に昼食を食べていないこどもがいる

夏休みや冬休みなどの期間の昼食を週にどのくらい食べるかについて、小学５年生、中学２年生ともに、生活困難の度合いが高くなるほど、「毎日食べる（週７日）」の割合が減少し、「週１～２日、ほとんど食べない」の割合が増加する傾向がみられます。

●家庭の経済状況を理由に、将来の進学希望について目標をもてないこどもがいる

将来の進学希望について、小学５年生、中学２年生ともに、生活困難の度合いが高くなるほど、「わからない」の割合が増加し、その理由として、「家にお金がないと思うから」の割合が増加する傾向がみられます。

イ　具体的施策

・貧困を防ぐための環境整備の推進

さまざまな要因で社会や人とのつながりが希薄となることで貧困に陥ることを防ぐため、地域における支援の機運が高まるよう意識の醸成に取り組み、当事者がつながりを回復するための支援を関係機関で連携して進めます。

また、世代を超えて貧困が連鎖することがないよう、地域全体で子どもを見守る環境整備として、子どもの居場所づくりの支援や相談体制の構築、さまざまなメンタルケアに努めるなど、貧困対策を推進します。

特に、実際に貧困は声を上げにくいということがよく知られており、貧困対策は、その声が届きにくい方がおり、市民への周知の充実などは難しさを伴います。

また、そうした支援がいじめの対象になってしまったりということのないような丁寧な対応も必要です。具体的には貧困がわからないように支援することなどが大切です。

・教育・啓発活動の推進

生活に困っている世帯の児童生徒へ学習の場を提供し、学習の習慣を身に付け、進学につなげることや社会性を育む学習支援を地域の活動団体等と連携して進めます。

また、貧困が及ぼす社会的問題について正しい理解を深めるとともに、学校教育や市民への啓発活動

を通じて市民の人権意識の向上に努めます。

〇若者の貧困対策となる各種取り組みの推進

・奨学金返済への支援制度や、市独自の給付型奨学金制度の創設に向けた検討

〇経済的困窮世帯への支援対策の強化

・上下水道料における福祉的減免制度の導入など

（２）児童虐待防止対策の推進

ア　現状と課題

虐待の未然防止や再発防止に向けては、地域でのネットワークづくり、人材の確保・育成、啓発活動などに引き続き取り組む必要があり、あわせて、悩みを抱える子どもや養育者に寄り添った相談、支援の拡充に努めます。

イ　具体的施策

小田原市要保護児童対策地域協議会による関係機関との情報共有と円滑な連携・協力体制を充実させ、養育者による虐待の早期発見・対応に努め、子どもの安全を守ります。また、養育者の抱える問題への理解と対応により、虐待につながるリスクを減らすため、相談体制の充実を図ることや必要な調査、指導を行うなど養育者の支援に努めます。

（３）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

ア　現状と課題

療育を必要とする児童については、早期発見・早期支援を進めている中、発達障がいへの市民の認知も広がり、利用児童数は年々増加しています。

特に、小学校から高校にいたる放課後等デイサービスは利用者数、事業所数ともに大幅に増加しており、一人当たり利用日数も増加しています。

また、大人の計画相談支援と比べ、児童相談支援の利用率は約３割と少なく、利用を必要としない世帯がいる一方、希望者が利用できていません 。

療育手帳を取得する例は少なく、障がい児相談支援の利用も少ないため、必要な療育の内容や支給量について、客観的な評価が不足しています。

放課後等デイサービスは、障がいの程度に関わらず申込順で利用できており、一人当たりの利用日数が多いため、利用希望者数が事業所の定員を超えて「利用したいが利用できない」という世帯が生じています。

イ　具体的施策

現在、重症心身障がい児や医療的ケアを要する児童を受け入れている市内事業所は児童発達支援が３、放課後等デイサービスが４、短期入所は２カ所です。保育所、幼稚園での受け入れ体制も徐々に整備されています。

医療的ケア児については、本市独自の補助として、放課後等デイサービス事業所に対し「医療的ケア提供体制整備事業」を実施しています。

「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定し、医療的ケアが必要な児を、保育所等の実

施園で受入れる体制を整えました。引き続き、医療的ケアが必要な子どもやその家族が、社会全体の一員として安心して暮らせるよう一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制の充実を図っていきます。

「療育を必要とする」児童に早期に必要な支援が行き渡るよう、支給量は、児童の障がい特性や程度にかんがみて判断するとともに、児童の成長段階に合わせたサービス利用を促すことで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、学校や地域社会への包容を推進します。

身近な地域で健やかな成長をサポートできるよう、地域における重症心身障がい児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

・発達支援が必要な子供たちを絶対に見捨てない、幼稚園・保育体制の整備

（４）ヤングケアラーに対する支援

ア　現状と課題

こども・若者が自由を奪われ、権利を侵害されている深刻な問題であるにもかかわらず、当事者にその自覚がないなどの理由により、ＳＯＳを出せないなど、問題が表面化しにくい状況があります。

アンケート結果

●家族のケアを毎日している小中学生がいる

家庭内に関する項目の『実施頻度が高い』の割合をみると、［家事（食事作りやそうじ、せんたくなど)］は小学５年生が 16.1%、中学２年生が 12.6%、［兄弟姉妹などの世話］は小学５年生が 16.6%、中学２年生が 10.2%、［病気の家族・祖父母の世話］は小学５年生が 3.5%、中学２年生が 1.5%となっています。

●ヤングケアラーへの支援について計画が必要

兄弟姉妹などの世話をする時間が、「ほぼ毎日１時間未満」が 29.5%と最も高く、次いで「ほぼ毎日２時間以上」が 22.7%、「１週間に１～２日」が 20.5%となっています。

●家族のケアを毎日している小中学生が一定数いるため、ヤングケアラーへの支援が必要

兄弟姉妹などの世話をする時間が、「ほぼ毎日１時間未満」が 29.5%と最も高く、次いで「ほぼ毎　日２時間以上」が 22.7%、「１週間に１～２日」が 20.5%となっています。※小中学生それぞれの調査結果のため、どこの数値をもってきたのか要確認。

イ　具体的施策

家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体の支援する視点を持った対策を推進します。

また、社会的養護のケアから離れたこども・若者ケアリーバーに対する支援を含めた対策の推進が必要です。

〇ヤングケアラーへの支援体制の強化

・現状の把握および有効な支援策の検討

（５）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

ア　現状と課題

自死は誰にでも起こり得る危機であり、自死の危険を示すサインに早期に気づくこと、自死に追い込

まれようとしている人が安心して生きることができるよう、予防に向けた対策を推進する必要があります。

また、我が国では自死に対する正しい理解が進んでいないことで、自殺未遂者や深い悲しみの中に置かれている自死遺族に対する心無い言葉や偏見があることから、適切な支援と理解促進に向けた啓発活動の推進が求められています。

イ　具体的施策

・地域におけるネットワークの強化

さまざまな悩みや困りごとを抱える人に対して、関係団体と連携して情報共有や事前に防ぐ取組を実施できる体制づくりに努めるとともに、問題の早期解決に向けた地域連携、ネットワークを強化します。

・自殺対策を支える人材の育成

それぞれのライフスタイルや生活の場に応じた居場所づくりの活動を推進します。また、自死の危険性に早期に気づき、適切な支援につなげるため、行政職員や教職員、地域の人と接する機会の多い関係団体の人などへ、ゲートキーパーの養成研修を実施するなど、自殺対策を支える人材の育成に努めます。

特に、２０歳代の自殺死亡率を下げるためには、ハイリスク者を早期に発見し、一人ひとりの支援に繋げると同時に、予防策として子どもの頃から「生きる力」や「自己肯定感」を育み、ＳＯＳを出せる勇気や生きづらさを克服できる力を身につけるための教育に力を入れます。

・住民への啓発と周知

自死に対する正しい理解を深め、また、自殺未遂者や自死遺族が適切な相談窓口につながるよう各種相談窓口の周知に努めるとともに、差別や偏見を防ぐための啓発活動を推進します。

・生きることの促進要因への支援

「生きることの阻害要因」を減らすため、相談体制の充実を図り、必要な機関へつなぐとともに、「生きることの促進要因」を増やすため、地域で子どもを見守る拠点や高齢者の生きがいの創出や仲間をつくる場など、居場所づくりへの取組にも努めます。また、自死遺族等へ寄り添った支援を進めます。

・児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

人権やいのちの大切さを伝えるとともに、困難やストレスに直面した児童生徒が助けを求める声をあげられることを目的とした教育を進めます。

第２章　基本施策Ⅱ　ライフステージ別の施策

1　こどもの誕生前から幼児期まで

１　目指すべき姿

各家庭のニーズに合わせ、妊娠・出産・子育てに関する適切な知識・情報が提供されるとともに、関係機関と連携した継続的な支援やサービスが提供されている。

保育のニーズ量を踏まえた保育所等のサービスの供給体制の調整が進み、地域的な偏在等による保育所待機児童の解消が図られ、保育を必要とする世帯において保育が必要な年齢で入園できている。また、幼児・保育の全ての施設において、安全で質の高い保育が提供されている。

２　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（１） 生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進

妊娠期及び乳幼児期の頃より、よりよい生活習慣を形成することで、生涯を通じた健康づくりを推進することできます。

（２）こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこどもの育ちを支える場を始めとして、社会全体の全ての人と共有したい理念や基本的な考え方を示す羅針盤である、「幼児期までのこどもの育ち係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」に基づき、社会の認識の共有を図りつつ、地域全体の取組を強力に推進します。これにより、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障することになります。

（３）保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上

乳幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前における教育・保育は、子どもの豊かで健やかな育ちを支え、促す上で極めて重要な意義があります。

教育・保育ニーズの変化や子どもや子育て世帯を取り巻く社会環境が変化する中、諸課題に対して施設が果たす役割を明確にする必要性が高まっています。こうした中にあって、「子どもを主体とする」ことを全ての基本とし、その前提として、保護者や保育者の援助や関わりにより、子どもたちの生理的な欲求や安心して過ごせる環境が整えられることが必要と考えます。

就学前から小学校・中学校に繋がる一貫した目標が共有され、子どもの発達段階に合わせた適切な教育・保育が行われることが望ましいと考えます。

一方で、待機児童が減少しているとはいえ、保育所に入所したいときに誰もが入所できる状況ではありません。原因の一つに、各園が保育士を確保できないことが挙げられます。

保育士不足は全国的な課題となっていますが、本市の保育所でも、保育士の確保ができないために定員いっぱいの子どもを受け入れることができない保育所等が増えています。今後、安定的に保育を必要とする子どもを受け入れるためにも、保育士を確保するために、保育士を目指す学生にとっても魅力的な取り組みを実施する必要があります。

３　具体的取組

（１）生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進

ア　現状と課題

妊娠届の受付時の面接、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健康診査等の母子保健事業を実施するとともに、子育て支援センターや地域子育てひろばなど親子が集える場の設置等を通じて、妊婦と子育て世帯の継続的な支援を行うことで、子どもの健やかな成長と保護者の育児を支えています。また、保育所・幼稚園等を利用する子どもについて、必要な場合は所属機関を中心とした関係機関が連携しながら支援を実施しています。

イ　具体的施策

・健康的な生活習慣を身につけ、子どもが心身ともに健やかに成長する。

子どもの頃の生活習慣は生涯の健康の基礎となります。そのため、妊娠中から講座や各健診、育児相談等を通じて、自らの健康管理ができるよう、健康的な生活習慣についての情報提供や保健指導を行います。

・安全・安心な妊娠、出産

母子健康手帳交付時に全数に面談を実施する中で、定期的な妊婦健康診査の受診や、ママパパ学級等への参加を促すことで、健やかな妊娠・出産を迎えられるよう支援します。

・こどもの健やかな成長発達の支援

すべての赤ちゃんのいる家庭に保健師又は助産師等が訪問し、健やかな成長を支援するとともに、子育てに関する情報提供を行います。また、乳幼児健康診査等で、子どもの成長発達を確認するとともに、保護者を含めた健康の保持増進を図ります。

また、育児に不安がある時に、一人で悩まずに身近なところ保健師などの専門職等に相談できる体制を強化します。

〇子育て支援に関する市の母子保健スタッフの補充

☆発達支援の必要な子どもたちを受け入れる幼稚園・保育園の体制整備

・妊婦健診や産後ケアなどの支援体制の充実

・発達支援に関する研修機会の提供、体制整備の支援

・野外保育サークルなど、市民による小さな自主保育活動への支援制度の創設

・発達障がいを含む早期発達支援への対応

未就学児の集団活動の場である保育所・幼稚園等において児童に対する適切な支援を行えるよう心理士等が施設を訪問し、支援方法等について検討するとともに、関係機関等との連携を図ります。

（２）こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

ア　現状と課題

総供給数としは充足しておりますが、保育ニーズの高いエリアなどでの需給のバランスに課題があることから待機児童対策は、まだ必要な状況にあります。保育ニーズに関しては、マッチング機能の強化などによって、保育ニーズ以外に関しては、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援の充実は必要です。幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進めるとともに、病児保育の充実も図る必要があり

ます。

アンケート結果

●病児保育の必要性が高まっている一方で費用がネックとなっている

子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合に、この１年間に行った対処方法は、「母親が休んだ」が 70.9%（前回調査時 66.2%）と最も高く、次いで「父親が休んだ」が 36.0%（前回調査時 27.3%）、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 25.4%（前回調査時 30.3%）となっています。

少ないながら「仕方なくお子さんだけで留守番をさせた」があることは重大な事故につながりかねないので、課題であると考えられます。

お子さんが病気の時に「母親が休んだ」または「父親が休んだ」のどちらかを選択した方で、その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われたかは、「できれば病後児保育施設等を利用したい」「できれば病児保育施設等を利用したい」がそれぞれ 24.4%（前回調査時 21.6%）、20.1%（前回調査時 18.5%）、「利用したいとは思わない」が 54.6%（前回調査時 58.1%）となっており、前回調査時と比較して利用したいという割合が高くなっています。

一方利用しない理由の半数が利用料で、費用が課題と考える保護者もいます。

イ　具体的施策

質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援など、いずれの幼児教育・保育施設にも通園していないこどもとその保護者を見守るいわゆる無園児向けの対策が必要です。

（３）保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上

ア　現状と課題

幼児期の教育・保育ニーズの量の見込みと確保内容を定め、低年齢児を中心に増加、多様化する保育ニーズの受け皿確保の取組を進めています。

女性の就業率の水準に対応するものの、保育ニーズの上昇率の鈍化、児童数の減少傾向の中、保育ニーズのピークアウトが見込まれます。

今後の児童数の減少やニーズ変化を踏まえ、教育・保育サービスの提供体制の調整が必要となります。

アンケート結果

●気軽に相談できる体制づくりが求められている

未就学児の保護者のニーズとして、「祖父母等の親族」が 79.3%（前回調査時 83.1%）と最も高く、次いで「友人や知人」が 68.0%（前回調査時 76.1%）、「保育士」が 30.0%（前回調査時 28.1%）、「かかりつけの医師」が 21.3%（前回調査時 17.8%）、「子育て支援センター・地域子育てひろば」が 16.9%（前回調査時 17.3%）となっています。

●さらなる幼児教育・保育の量の充実が求められている

「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」と回答している割合も 21.5%（前回調査時 23.1%）と２割以上となっており、保育ニーズの高い地域における量的課題は残っています。

●認定こども園への喫緊のニーズがある

未就労の母親の就労希望別にみると、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」との希望を持つ人で「認定こども園」を希望している人が 36.0%となっていることから、保育所だけでなく、認定こども園の利用につながる潜在的なニーズがあることがわかります。保育機能のニーズと考えます。

●「こども誰でも通園制度」が求められている

緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいないと答えた方（全体の２０%）の５２%が「こども誰でも通園制度」の利用を希望しています。

こども誰でも通園制度の利用を希望した方のうち、緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいないと答えた方は全体の２０%になります。

緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいないと答えた方のうちの５２%が「こども誰でも通園制度」の利用を希望しています。

国が創設を目指す「こども誰でも通園制度」について、「祖父母等の親族にみてもらえる」方でも、８０%の方がこの制度を希望しています。

●子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの潜在的ニーズがある

子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用については、「利用していない」と答えた方が 89.9%いますが、今後については「利用したい」が 51.2%、「利用する必要はない」が 48.8%となっています。

また、ショートステイなどの宿泊を伴う一時預かりについては、「利用したい」という割合も 13.2%と一定数います。

イ　具体的施策

質の高い教育・保育を一体的に提供するため、教育・保育現場で蓄積してきた知見をとりまとめ、教育・保育の一体的な実践・研究を通したブラッシュアップするとともに、大学や研究機関等との連携を図ります。

幼保一体化の具体の姿として、保育の必要の区別なく適正規模で教育・保育を受けられる認定こども園を整備し、「教育・保育共通カリキュラム」に基づく質の高い教育・保育サービスの一体的な提供を行います。

保育者の就労環境が重要であり、職員の働き方改革を進め、働きやすい環境づくりを進めます。

多様化する保育ニーズや病児保育、病後児保育に加え、国において、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度「こども誰でも通園制度」が創設され、本市においても対応が求められます。

地域の高等教育機関と協働して、保育の質向上に努めます。

・認定こども園の実施

・こども誰でも通園制度の対応　　⇒（国）令和７年度まで試行、令和８年度から本格実施

・一時預かり事業
・「森のようちえん」利用者への支援の実施

〇各家庭のニーズに応じたきめ細かな支援

妊娠・出産に向けた健康維持や正しい知識の啓発に取り組むとともに、妊婦に対する面接等を通じて、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から切れ目なく行い、孤立しがちな子育て家庭の不安や悩みの軽減を図っていきます。

〇必要な保育サービス量の確保

就学前児童人口の見通しに応じて保育ニーズに迅速に対応するため、公立・民間保育所を中心とした保育施設、認定こども園等を含む保育サービス量の維持に取り組みます。

〇保育の質の向上

子ども・子育て支援法に基づく監査や、保育所等への専門職員の巡回により、保育の質の向上と安全確保を推進します。

子ども主体の幼児教育・保育の重要性については、公私幼保の枠を超えた全市的な視野から、公私幼稚園、保育所等が集う意見交換会を開催し、幼児教育・保育の質の向上について論議を進めており、保育者同士が共有を図り、各園で実践的な取り組みを行いながら、幼児教育・保育の質の向上に努めていきます。

２　学童期・思春期

１　目指すべき姿

こどもの居場所について、こどもや保護者が、自分たちのニーズに合あったサービスを選択でき、全てのこどもにとって安全・安定・安心な居場所が確保されている。

こどもが過ごす全ての場が、全てのこどもたちが、ともに生活できる環境になっている。

変化の激しい社会を乗り越える生き抜く力を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、めざす子どもの姿として、地域特性を生かしながら本市の学校教育を推進します。

家庭・地域・学校・行政だけでなく、民間事業者等を含めたあらゆる主体が地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、連携・協働しながら地域とともにある学校づくりを進めます。

２　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（１）居場所づくり

こども・若者が、生きづらさや居づらさを感じることのないよう、安全・安定・安心に楽しく過ごすことができ、様々な学びや、体験活動の機会に接することで、自己肯定感や自己有用感等を高め、自分らしさを表現できる多様な居場所を確保していきます。

こどもたちが放課後を過ごす場を、インクルーシブな環境にしていく。

学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、あらゆる主体と連携しながら施設の地域利用を含めた地域の様々な活動が統合される場、世代を超え、ひととひとをつなぐ場となるような仕組みづくりに取り組みます。

（２）小児医療体制、心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実

こどもがいつでも安心して医療サービスを受けられることが大切です。

学童期から思春期のこどもたちの成長を支援するには、こども自身への取り組みに加え、思春期のこどもを持つ親への家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実を図る必要があります。

生涯にわたり充実した生活を送るために必要な健やかな体の育成に向け、学校においても多様化・深刻化する子どもたちの心身の訴えを見過ごすことのないように、日頃から健康状態を的確に把握できるよう取り組みます。

（３）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

人生１００年時代の到来が予測される中、この長い年月を全ての市民がより充実したものとし、賢く楽しく生きがいを持って暮らすためには、生涯を通じた学びにより「生活の質」を高めることが大切であるため、幼児教育から学校教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学びの充実を目指します。

（４）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

「未来を創るたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成を目指します。

（５）インクルーシブ教育の推進

「インクルーシブ教育」は、個性や多様性を認め伸ばす教育です。多様な子どもたちが同じ場で学びあう学校や一人ひとりの教育的ニーズに応える学びの場を目指してハードとソフトの両面で充実させていくことを目指します。

（６）こどもの意見聴取の取組

こども政策を推進するうえで、こどもや若者の意見を聞くことはとても重要なことです。その声を大切にして、こどもや若者にとって最も良いこととは何かを考え、こどもに関する取組・政策へ反映します。

（７）いじめの防止

いじめは、こどもの健やかな成長と人格形成に悪影響を及ぼす重大な人権侵害で絶対に許されない行為です。すべての教育活動を通して、発達段階に応じた人権尊重の意識を高めるべく、「いのちはかけがえのないものであること」をこどもへしっかりと伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にする心を育む教育活動の充実に取り組みます。

学校は、全ての児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。

（８）不登校の子どもへの対応

教育相談指導学級や校内支援室の設置、不登校生徒訪問相談員の配置等により、不登校またはその傾向のある児童生徒が、自らの進路を主体的にとらえ社会的に自立する力を養います。

3　具体的施策

（1）居場所づくり

ア　現状と課題

地域住民が中心となって、公民館等で学習支援・体験活動を実施するほか、お弁当の配布や食事を提供する子ども食堂等の地域における子どもの居場所を運営しており、コロナ禍を経て、事業を再開した団体や、新規に始める団体も増えてきています。

学童保育は、多様な個性のあるこどもたちが参加しにくい環境になっています。

また、子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査の結果では、「子ども食堂」について、認知度（知っている）と回答した人は、70.4%に対し、「子ども食堂」について、利用状況（これまで利用したことがある）と回答した人は、9.2%、「子ども食堂」について、利用希望（今後利用したい）と回答した人は、16.7%に留まっています。

「子ども食堂」について改善してほしいこととしては、「どこにあるのか、いつやっているのか等周知が行き届いていない」という意見や、「なんとなく、入りづらいイメージがあり、気軽に入れるようにしてほしい」といった意見があがっており、地域で居場所づくりの取組みは活発になってきていますが、支援を必要とする人に周知が行き届くよう取り組む必要があります。

市内の全小学校に放課後児童クラブを設置し、保護者が就労等により昼間家庭で見守りができない児童に、生活や遊びの場を提供する事業です。引き続き、利用者ニーズの把握に努め、児童が安心・安全に過ごせる放課後の居場所であるとともに、待機児童０人を継続できるよう、必要な施設の整備を行い、運営委託事業者と連携しながら必要な運営スタッフを確保していきます。

また、対象学年の児童であれば誰でも参加できる放課後子ども教室も全小学校に設置済みであり、放課後児童クラブと放課後子ども教室どちらも同じ小学校内で実施しているという本市の特徴を生かして、一体的な運営が行えるよう取組を進めていきます。

アンケート結果

●こども食堂などを利用したい意向がある

自宅、親族、友人の家以外で、食事を無料か安く食べることができる場所の利用経験や利用意向について、世帯タイプ別にみると、＜ひとり親世帯（２世代同居）＞では「身近にあれば利用させたい」の割合が他の世帯タイプと比較して高い傾向がみられ、＜ひとり親世帯（３世代同居）＞では「今後利用させるかどうかわからない」の割合が他の世帯タイプと比較して高い傾向がみられます。

●放課後児童クラブを利用しない理由の把握が必要

未就園児の保護者の小学校低学年（１～３年生）になったときの放課後の過ごし方の希望では「自宅」が 54.6%（前回調査時 53.3%）と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が 51.1%（前回調査時 44.9%）となっており、前回調査時と比較して「放課後児童クラブ」が 6.2 ポイント高くなっています。

一方で、現在の小学生の放課後児童クラブの利用は２０．４%にとどまっています。

就学前は希望しているにもかかわらず、放課後児童クラブは小学校低学年までの利用率が高い状況であり、こどもの成長とともに、高学年になると利用率が低くなっている状況があります。

●小学生が放課後を過ごす地域の環境の充実が必要

小学生が放課後を過ごす環境について今後望むことは、「街区公園などの身近な遊び場の整備」が 54.6%（前回調査時 42.4%）と最も高く、次いで「保護者の就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供」が 46.1%（前回調査時 43.8%）、「子どもが自らの発想のもとに

自由に遊べる遊び場の整備」が 34.2%（前回調査時 31.5%）となっており、子どもが過ごす場や機会の充実が望まれます。

また、前回調査時と比較して特に「街区公園などの身近な遊び場の整備」が 12.2 ポイント高くなっています。

●生活や教育への経済的な支援、気軽に集える居場所が求められている

若者が求める支援については「生活や教育への経済的な支援」が最も高く、次いで「子どもや若者が気軽に集える居場所づくり」、「仲間と出会え、交流できる機会や場の提供」の順となっています。

半数以上が経済的な支援を求めているのに加え、居場所や交流の場を求める声も挙がっていますが、同様に、気軽に集える居場所づくりも必要なことが分かります。

イ　具体的施策

居場所づくり実施場所のマップを作成するなど、居場所に関する情報をまとめ、可視化し、おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」等の関係機関とも連携しながら周知に努め、こども・若者自身が見つけて選びやすい環境を整えていきます。

また、子ども若者の意見を聴きながら、本人たちがどのように過ごし、誰と過ごすかを意識するとともに、継続的に運営できるように、居場所づくりの担い手である地域団体同士や関係機関が連携し、地域全体を意識した居場所づくりを進めていきます。

（２）小児医療体制、心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実

ア　現状と課題

近年、様々な心身の健康問題がこどもたちに生じています。学童期から思春期へは、第二次成長期であり、心と体が著しく発達する時期です。命や性に関する健全な意識の涵養と正しい知識の普及が大切です。

児童生徒の心身の健康は、急激な社会環境や生活環境の変化によって大きな影響を受けています。生活習慣の乱れている児童生徒やいじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題や、性に関すること、薬物乱用、感染症、アレルギー疾患などの健康課題を抱えている児童生徒が増加してきており、一人ひとりのニーズも多様化しています。

学校においては、これらの現状に適切に対応した一人ひとりの健康の維持増進を目標に、学校や家庭、地域社会において、健康で明るくたくましく、安全で心豊かに過ごせるよう、取組を進める必要があります。

イ　具体的施策

日頃の健康状態を把握するため、かかりつけ医を持つなど意義の啓発が必要です。

急な子どもの病気に対応する小児深夜救急医療など小児医療の充実・確保に努めます。

一人ひとりに応じたきめ細かな相談・支援が重要であり、相談を受けやすくし、情報収集のできる環境づくりやこころのケアに取り組みます。

・学校保健法第１３条に基づく定期健康診断の実施
・心臓疾患検診、腎臓疾患検診、脊柱側わん症検診の実施
・学校保健安全法第１１条に基づく就学時健康診断の実施

・性教育講演会（命の大切さ、男女の心と体の違い、性感染症やエイズ、医療現場での体験談など）の開催
・喫煙・飲酒・薬物による身体への悪影響等の周知
・正しい歯の磨き方の指導等の実施

（３）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

ア　現状と課題

こどもたち一人ひとりが自分を輝かせて充実した人生を送り、よりよい地域社会をつくる力「社会力」を育むため、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成に取り組んでいます。

今後も、ICT 等も活用しながら、より個別最適な学びを実現していく必要があります。

イ　具体的施策

・おだわらっ子の約束の普及と実践
・全国学力・学習状況調査の結果の分析と活用
・ステップアップ調査の学習習慣等の意識調査、授業評価アンケート等の結果の分析と活用
・各校の実態や特色を生かした学力向上プランの推進
・外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置
・小学校英語専科非常勤講師の配置
・少人数指導スタッフの配置
・中学校教科非常勤講師の配置

（４）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の充実等

ア　現状と課題

本市の多様な地域資源や、二宮尊徳学習など地域の特色を生かした小田原の学びは各校で行われていますが、より探究的な学びとなるようにしていく必要があります。

郷土小田原をフィールドに、身近な社会問題を解決するために探究的な活動を行い、より良い社会を実現する資質・能力を育む「小田原版 STEAM 教育」を導入しています。

アンケート結果

●早い時期に授業についていけなくなるこどもがいる

小学５年生、中学２年生ともに、生活困難の度合いが高くなるほど、授業がわからなくなった時期が早い傾向がみられます。

イ　具体的施策

- 小田原版 STEAM 教育の推進
- 郷土学習の充実
- 環境学習・環境活動の推進
- 福祉教育の充実
- 防災教育の充実

（５）インクルーシブ教育の推進

ア　現状と課題

国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に学び合う「インクルーシブ教育」の実現を目指し、それぞれの教育的ニーズに対し最適な教育活動を行うための、多様で柔軟な仕組みづくりを進めています。各学校においては、教科の学習だけでなく、教育活動全体をとおしてその実現に向けた工夫した取組を行っています。

近年、多様化する教育的ニーズ、特別支援学級在籍児童生徒の増加等の要因から、インクルーシブ教育の推進が思うように進んでいない現状もあります。

イ　具体的施策

- 個別支援員の配置
- ニーズに応じた通級指導教室等の設置
- 小田原市特別支援教育推進会議の開催
- インクルーシブ教育の推進のための学校訪問等
- 小中学校特別支援学級訪問
- 支援教育研修会の開催
- 小田原市支援教育相談支援チームによる専門機関との連携等
- 日本語指導協力者の派遣

（６）こどもの意見聴取の取組

ア　現状と課題

令和５年４月に施行した「こども基本法」において、地方公共団体がこども施策を策定、実施、評価するに当たっては、子どもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置とることが義務化されました。

市では様々な施策に取組んでいますが、こどもが対象となるものは、こどもの意見を聴き、反映させる仕組みをつくる必要があります。

イ　具体的施策

こどもの意見聴取の方法は、直接対話によるものやアンケートなど色々な方法が考えられます。市では、こどもが市の取組に対して意見を投稿できたり、市がこどもたちに意見を募集するためのプラットフォームとなる「こども意見箱」を設置します。

取組みを進めて行く中で、どのような方法が子どもにとって安全安心に意見を表明できるか、みんなで考えながら、こどもから意見を聴取する取組を実施します。

・こども意見箱の設置

（７）いじめの防止

ア　現状と課題

各学校では、児童生徒一人ひとりが自己理解や他者理解の大切さを認めることができるように、道徳科の授業を柱に教育活動全体を通して、人権教育の充実に努めています。また、一人ひとりが持つ特性や生活環境の違いを教職員全体で把握し、個に寄り添った指導・支援ができるようにしています。さらに、教育相談の充実に 努め 、ＳＯＳが出せない児童生徒の 早期発見・早期対応を心掛けています 。

本市小中学校におけるいじめの認知件数は増加の傾向にありますが、これは教職員が「いじめ防止対策推進法」の定義に沿って、積極的な認知と早期発見・早期対応に努めている成果であり、いじめの解消率の高さにもつながっていると考えられます。

イ　具体的施策

・小田原市いじめ問題対策連絡会の開催
・小田原市いじめ防止対策調査会の開催
・いじめ予防教室の開催

（８）不登校の子どもへの対応

ア　現状と課題

本市の不登校者数は、毎年、少しずつ増加しています。不登校の要因としては、小中学校とも「無気力、不安」によるものが大半を占めており、原因のはっきりとしない不登校が多くなっています。また、欠席が続き、生活リズムが崩れることで不登校が継続してしまっている児童生徒も多くなっています。さらに、学年が上がるにつれて不登校者数は増加しており、特に中学校では出現率等が高くなっています。

イ　具体的施策

- 教育相談員、心理相談員による教育相談
- 教育相談指導学級、校内支援室の設置
- 校内支援室支援員・指導員、不登校生徒訪問相談員の配置
- 小中学校全校への校内支援室担当支援員の配置

3　青年期

1　目指すべき姿

心身の発達過程の最終局面にある青年期にある世代が自らの能力や意欲に基づいた希望をする人生の選択ができている。

自ら望む人生の選択ができるようになることで、自己肯定感が増し、生きる意義を見出せている。

2　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（１）社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談

全ての若者が、家庭や経済状況にかかわらず、専門性や職業に必要な技量等を身に着け、将来に夢や希望をもつことができる環境が大切です。

（２）結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

社会の多様化に伴い若者のライフスタイルや価値観も多様化するとともに、時代とともに変化しています。若者が自らの人生を主体的に考え、望みをかなえていくための支援の一つとして、出会いや結婚を希望する方への支援が必要です。

（３）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実

核家族化や地域とのつながりの希薄化などを背景に、こども・若者の孤独や孤立が社会問題として顕在化しています。悩みや不安を抱える若者やその家族を見守り、支える体制づくりが求められています。

（４）就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援

全ての若者が夢や希望を持ち、その能力に応じて取り組むための場所があることが望まれます。

（５）ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するＮＰＯ等民間団体との連携

ひきこもり、ニート等の困難な状況にあるこども・若者、その家族等が気軽に相談できる場やサポートする団体などと連携した支援体制が必要です。

3　具体的取組

（１）社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談

ア　現状と課題

社会的・経済的な自立に向けての支援、障がいのある若者の就職相談には、本人の希望と能力だけでなく、受け手となる地域の身近な働き先の確保が大切で、マッチングする機能が求められます。

イ　具体的施策

法定雇用率など地域の企業、団体等就労先となる事業所においても、受け入れたい状況が想定される中、どのような人材の受け入れが可能であるのか、引き続き働きかけてまいります。

（２）結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

ア　現状と課題

若者がライフステージごとのステップがライフデザインとして描けることが大切です。進学、就職など自らの生活基盤が整った先の人生設計として家庭を持つには、必要な地域や情報として学ぶことも多いため、学べる場が重要です。居心地のいい居場所で気軽に学べる環境づくりが大切です。

イ　具体的施策

結婚を希望する方がその希望を実現できるように、県と連携しながら支援していきます。

（３）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実

ア　現状と課題

こども・若者が、自らの生き方を確立しようとする時期にあっては人間関係、学校や職場でのこと、進学や就職などライフステージの節目においては悩みや不安を抱えることも少なくありません。

悩みや不安を抱えるこども・若者が主体的に人生の選択ができるような居場所や気軽に相談できる支援体制が求められています。

イ　具体的施策

子ども若者教育支援センターの相談機能の充実と子ども若者相談支援体制を強化します。

・子ども若者相談員の配置

（４）就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援

ア　現状と課題

心理的・社会的に発達するだけなく、希望や能力に応じた就業の機会をもたらすためにも大学等の高等教育への修学支援や社会的・経済的な自立には職業的な自立が必要です。

アンケート結果

●相談・支援機関との関係づくりが必要

“ハローワーク”を「利用したことがある」が他の項目よりも高くなっています。なお、すべての項目において「利用の必要性がない」～「機関等について全く知らない」を足した『利用したことがない』の割合が高くっています。

イ　具体的施策

県や関係機関と連携し、就職説明会を開催する等、若者の就労機会の拡充を支援していきます。

（５）ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するＮＰＯ等民間団体との連携

ア　現状と課題

ひきこもり、ニート等のこども・若者が本人なりの自立を目指すためには、長期的に支援を継続し、信頼関係を構築していくことが必要です。まずは、支援を必要とするひきこもり、ニート等のこども・若者が相談を受けられる場所につながることが重要ですが、本人や家族に対し、十分に情報が行き届いているとは言えません。

イ　具体的施策

ひきこもり、ニート等の子ども・若者が、相談場所や支援体制について知り、支援につながることができるよう、ＮＰＯ等民団体と連携してひきこもり、ニート等の子ども・若者に対する支援について、具体策を検討してまいります。

・県主催によるNPO 等民間団体との連携会議への出席

第３章　基本施策Ⅲ　子育て当事者への支援に関する施策

1　子育てや教育に関する経済的負担の軽減

１　目指すべき姿

経済的負担感が軽減され、子育てや教育について、安心感を持てる社会の形成されています。

２　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（１）教育・保育等に関する経済的負担の軽減

子育てに係る経済的負担については、アンケートの回答からも見られるとおり、非常に大きいことであり、子育て世帯にとって、こどもを持つことへの不安感を生み出しています。

保育施設等の利用料については、世帯収入に応じて料金を設定する仕組みですが、行政が一定額を負担したとしても、令和元年１０月には満３歳以上を対象に幼児教育・保育の無償化が制度化されるなど、保育施設等の利用に係る子育て世帯の経済的負担の軽減策が全国的に展開されています。

（２）児童手当・医療費等負担軽減

子育て世帯に児童手当を支給や子どもに係る医療費を助成することにより、その健全な育成を図ります。

（３）義務教育に付随してかかる費用への支援や負担軽減の工夫

具体的な負担の緩和につながることは何か調査を行うことで、実態を浮き彫りにします。

３　具体的取組

（１）教育・保育等に関する経済的負担の軽減

ア　現状と課題

無償化の対象となる児童のうち、３歳児については約３割程度が施設を利用していません。

このうち、保育施設等の利用申込みをしていながら施設を利用できていない児童（世帯）が一定数います。また、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動（森のようちえん、インターナショナルスクールなど）の中で子育てを行う世帯には現時点で支援が行き届いていない状況にあります。保育ニーズの多様化に伴い、保育サービス利用については支援の公平性が課題とも言えます。

また、幼児教育・保育の無償化の対象は施設の基本利用料のみであり、給食提供に必要な食材料費については利用者負担となっています。一部世帯を除き、一律に徴収されることから経済的な負担を感じる世帯もいます。また、今般の物価高騰の影響もあり、食材料費の高騰が給食を提供する保育施設等へも大きな負担となっています。

アンケート結果

●妊娠中の経済的な支援が求められている

妊娠中や出産後に必要だと思うサービスは、「経済的な支援」が 55.0%（前回調査時 43.7%）と最も高く、次いで「赤ちゃんやきょうだいの一時的な預かり」が 39.4%（前回調査時 39.5%）、「母親の体調や不安感の相談」が 38.2%（前回調査時 36.0%）となっており、「経済的な支援」を求めている方は前回調査時より 11.3 ポイント高くなっています。

●生活や教育への経済的な支援、気軽に集える居場所が求められている

若者が求める支援については「生活や教育への経済的な支援」が最も高く、次いで「子どもや若者が気軽に集える居場所づくり」、「仲間と出会え、交流できる機会や場の提供」の順となっています。

半数以上が経済的な支援を求めているのに加え、居場所や交流の場を求める声も挙がっていますが、同様に、気軽に集える居場所づくりも必要なことが分かります。

イ　具体的施策

施設の利用を希望する児童が確実に入所が適うように、保育所等利用者支援員による相談機能を引き続き活用し、利用希望者のニーズに沿った案内が出来る体制を整えるほか、一部利用児童に地域的な偏りが見られる場合には、既存施設の定員内訳を変更して対応するなどの対応をとっていきます。

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する世帯に一定額の支援を行うことで、子育てに幅広い選択が出来る環境を整えていきます。

食材料費の無償化を通じて、子育て世帯の経済的な負担を解消するとともに、施設を利用していない世帯への不公平感を解消するための対応を検討します。

・教育保育施設等整備事業
・利用者支援事業
・地域における小学校就学前の子どもを対象にした多様な集団活動事業の利用支援
・副食費補助

（２）児童手当・医療費等負担軽減

ア　現状と課題

児童手当制度は所得制限、所得上限の設定が令和６年 10 月から廃止となり、支給対象が高校生年代まで対象を拡大となりました。これについては、制度を十分に活用いただけるよう内容の周知に努めます。

子ども医療費助成についても、令和５年度に所得制限を廃止、令和６年 10 月から高校生年代までを対象とする制度に改正されました。

イ　具体的施策

子育て世帯について、高校生年代まで経済的負担が大きいことから、その世代まで対象を拡大されましたので、拡大された制度を十分に活用してもらうため、しっかりとした普及に努めます。

・児童手当制度の普及啓発と着実な支給
・子ども医療費助成制度の普及啓発と着実な実施

（３）義務教育に付随してかかる費用への支援や負担軽減の工夫

ア　現状と課題

経済的に課題を抱えているこどもに対し、公平な教育機会を確保する観点で必要な支援を考えます。

イ　具体的施策

修学資金の助成による就学援助など、必要な支援を検討してまいります。

2　地域子育て支援、家庭教育支援

1　目指すべき姿

ニーズに応じた必要な子育て支援サービスが安定的に提供され、安心して子育てができ、子どもが育つ環境が整っている。

2　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（1）相談・情報の提供

アンケート結果からもわかるとおり、施設や機能の存在を知らない市民が多いことから、こうした機能の強化とともに、周知の方法が誰一人取り残さない社会への大前提となることを踏まえた施策展開が重要です。

（2）保護者に寄り添う子育て支援

保護者が、子育てにおいて地域で孤立することがないよう、社会全体でサポートする体制を整えていきます。

（3）緊急時、不定期な保育ニーズへの対応の充実

子育てをする方の視点に立って、家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るため、子育て支援事業を充実させ、多様なニーズに対応する必要があります。

子育ての第一義的な責任は家庭であり、責任が果たせるよう地域・学校・事業者・行政等が連携し、社会全体で子育てを支援する体制を引き続き整えていきます。

（4）地域で活動する子育て当事者グループ、子ども食堂など子育て支援団体への支援

核家族化が進展した結果、子育てのノウハウを持つ地域の子育てグループはセーフティネットであり、こうした活動団体の活動を地域で共有することが大切です。そのための連携や周知が重要です。

3　具体的取組

（1）相談・情報の提供

ア　現状と課題

子育て中の親にとって正確で有用な情報の取得は、子育てにおける安心感や充足感を左右する重要な要素になっています。特に子育てに関する制度やサービス、相談機関などを始めとする行政情報、公園、遊び場などの地域の子育て支援に関する情報は、積極的に提供する必要があります。

また、ひとり親や多子世帯、経済状況などの家庭の状況や、親子関係などに応じた様々な状況の家庭に対する情報発信に努める必要があります。

イ　具体的施策

関係者間の連携の取れた強化された仕組みを用意するとともに、違和感なく利用できる環境づくり、そして利用しやすい周知の方法を工夫します。

・いじめ・不登校に向き合うなどの情報を共有するための仕組みづくり

（２）保護者に寄り添う子育て支援

ア　現状と課題

子育てをする方の視点に立って、家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るため、子育て支援事業を充実させ、多様なニーズに対応する必要があります。

子育ての第一義的な責任は家庭であり、責任が果たせるよう地域・学校・事業者・行政等が連携し、社会全体で子育てを支援する体制を引き続き整えていきます。

子育て中の親は、様々な不安を抱えながら子育てをしています。子どもの病気、成長など健康に関するものから、しつけや他の子との友達関係などの育て方に関すること、子育てにまつわる社会環境、経済的な問題、自身の健康、家族や親族との関係に関することなど、日々の子育てから生まれる多種多様な課題は、最初は小さなものであっても、抱え込んでしまうと、後に大きな負担になってしまいます。

保護者が抱える不安を解消するためには、支援機関や団体が互いに連携し合い、重層的な支援体制を整える必要があります。保護者が不安を抱えたまま、決して地域で孤立しないよう、社会全体で子育て家庭を支えていく体制を整えていく必要があります。

アンケート結果

●こどもを持つことへの経済的、心理的負担の軽減が必要

「子育てや教育にお金がかかるから」が 79.3%と最も高く、次いで「育児の心理的・肉体的負担が増えるから」が 71.3%、「子どもがのびのび育つ社会環境ではないと思うから」が 47.1%となっています。

イ　具体的施策

〇子育てに取り組む保護者が孤立しないような、地域の様々な実践者や活動とつながり合う仕組みづくり

そのために重要な取り組みとして、

現場の課題感として、悩みや違和感は、支援員も日々感じることがあります。

そのためには、現場の支援員と専門性を有する保健師や医療機関等の専門機関との連携が可能であれば、万一、課題間や問題のあるケースかどうかの早急な判断、さらにその延長線上には早期な対応、または予防的な対応が可能になると考えます。現場の最前線の支援員が必要な支援への取次機能を高めることで、誰一人取り残さないを現場で実践することにもなり、支援員を孤立させない仕組みを持つことの必要性を感じます。

子育て支援センター等の支援員は最前線の窓口として、こどもをまんなかに取り囲むような支援機能の必要性を踏まえ、質の向上を示すエビデンス等により効果を見極め、既にある仕組み等を活用できるかを含め、制度（仕組み）化を検討します。

・子どもの健やかな育ちを支える活動をしている人たちとの繋がりづくり
・保護者自身の心身の健康を保つための、様々な活動への参画機会や仲間づくり

（３）緊急時、不定期な保育ニーズへの対応の充実

ア　現状と課題

保護者の子育て及び就労の両立を支援する多様なサービスが求められています。

イ　具体的施策

子育てを地域で支えるため、子育て支援拠点事業を引き続き市内４か所で展開します。また、安心して子育てできるよう子育て支援サービスを安定的に提供してまいります。

ニーズ量に応じた子育て支援サービスの提供は、子どもと家庭を取り巻く環境が変化する中、各家庭がより良い子育てを選択し、子どもたちが安心して成長できるよう、子育て支援サービスの質的な拡充を図ります。

一次的な保育など育児のサポート等のニーズ対応を推進するとともに、病中または病気の回復期で集団保育の困難な児童を一時的保育する病児保育、病後児保育ニーズに対応します。

・誰でも通園制度
・病児保育事業、病後児保育事業

（４）地域で活動する子育て当事者グループ、子ども食堂など子育て支援団体への支援

ア　現状と課題

保護者の子育て及び就労の両立を支援する多様なサービスが求められています。

子ども食堂などのこどもの居場所となっている場は、地域の身近なところで、地域の子どもを見守る最前線であることから、こうした団体を支援していく必要があります。

イ　具体的施策

地域にある子どもの居場所の機能や活動の頻度、その連携なども模索するため、まずは体系的に状況の把握などを整理します。

３　共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

１　目指すべき姿に向けた取組の方向性

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が図られ、ひとり親家庭において、子どもが健全に育成されています。

２　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（１）ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、男女がともに希望に応じて働き続けられることが大切です。そのためには、働き方に対する意識の啓発が必要で、多様な働き方が可能な職場環境づくりを地域の企業組織、団体等と課題感を共有することが必要です。

（２）労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成

何よりも職場の理解が不可欠であることから、労働組合、商工会議所等経済団体と連携することを通じて、男女共同参画の意識のさらなる意識の啓発を図ります。

（３）子育て中の母親の就労支援

妊娠や出産、育児を理由に離職した女性の社会復帰しやすくするための支援が求められます。

（４）父親の育児・家事スキル獲得への支援

夫婦が相互に協力しながら子育てしていくためには、当事者の意識が何よりも大切で、男性の家事・育児への主体的な参画が大切です。

３　具体的取組

（１）ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し

ア　現状と課題

経済社会の進展に伴い、産業構造の変化は就業構造の変化にもつながります。こうした、労働者の意識も多様化しており、誰もが安心して働くことができる職場環境づくりが求められています。

イ　具体的施策

ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。

（２）労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成

ア　現状と課題

職場の理解が不可欠であることから、企業や各種団体などへの情報提供を通じたさらなる普及啓発に取り組みます。

イ　具体的施策

子育て世帯等を意識した企業等の積極的な取組が必要なことから、こどもを中心においた社会づく

りとして企業の積極的な行動を促してまいります。

（３）子育て中の母親の就労支援

ア　現状と課題

アンケート結果から、職場との両立のための支援を求めています。

アンケート結果

●育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度の周知が必要

育児休業や短時間勤務制度の認知度が半数を超えている一方、「育児休業給付のみ知っていた」が 23.6%（前回調査時 29.8%）、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が 19.5%（前回調査時 26.1%）と、制度の一層の周知も必要であると考えます。

●母親の就労支援が必要

「就労希望はない」が 13.7%となっていますが、「子どもが大きくなったら就労したい」が 49.0%と最も高く、次いで「就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない」が 22.9%となっています。希望する母親の就労を支援する取り組みが必要になります。

イ　具体的施策

地域の企業、民間団体等に対し、女性が仕事を続けられるよう支援や理解の促進のための一層の啓発が必要です。

おだわらＬエールの認定事業者増加に向け、さらなる啓発を進めていきます。

（４）父親の育児・家事スキル獲得への支援

ア　現状と課題

男性の育児休業の取得状況など、男女にはまだ格差が大きいことから、引き続き、意識啓発が必要な状況です。

イ　具体的施策

男性の家事・育児等への参画や、固定的性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）解消は一定程度進んでいますが、さらなる情報発信をしてまいります。

４　ひとり親家庭への支援

１　目指すべき姿

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が図られ、ひとり親家庭において、子どもが健全に育成されています。

２　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（１）ひとり親家庭等自立支援の推進

児童扶養手当の支給等の経済的支援に加え、就職に際して有利になる資格取得への支援を実施し、生活の安定、自立促進を図ります。

（２）ひとり親家庭の親への就労支援

ハローワークや母子家庭等就業自立支援センター等と連携し、ひとり親家庭の生活が安定し、自立促進に結び付く就労活動を支援します。

（３）児童扶養手当制度の着実な実施

父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している者に対し手当を支給し、母子世帯、父子世帯等の生活の安定を図り自立を促進します。

（４）当事者団体への支援

小田原市母子寡婦福祉会の活動を支援します。

３　具体的取組

（１）ひとり親家庭等自立支援の推進

ア　現状と課題

離婚時点で非正規雇用の家庭が多く、一時的な所得の減少でも生活に困窮してしまうケースがあります。自立支援のための制度は用意されていますが、活用できないケースも多いことから制度からも漏れた家庭への支援が課題です。

アンケート結果

●心理的な不安定さが高い傾向がある

そわそわ、落ち着かなく感じたかについて、世帯タイプ別にみると、≪ひとり親世帯≫では『よくあった』の割合が≪ふたり親世帯≫と比較して高い傾向がみられます。

気分が沈み、何が起こっても気が晴れないように感じたかについて、世帯タイプ別にみると、≪ひとり親世帯≫では『よくあった』の割合が≪ふたり親世帯≫と比較して高い傾向がみられます。

●家庭で勉強を見られない場合がある

勉強を見るかについて、世帯タイプ別にみると、＜ひとり親世帯（２世代同居）＞では『しない』の割合が他の世帯タイプと比較して高い傾向がみられます。

イ　具体的施策

ひとり親家庭の自立の促進が図られる支援として、母子・父子自立支援員が相談を受け、国の制度等

を活用し、ひとり親家庭の自立支援を総合的に支援していきます。ひとり親家庭への経済的支援、就労支援等をひとり親家庭に寄り添った状態を意識して実施する。

・母子家庭等自立支援教育訓練給付費等の支給
・母子・父子・寡婦福祉資金等の申請受付

（２）ひとり親家庭の親への就労支援

ア　現状と課題

ひとり親家庭の生活の安定の促進が図られる支援として、資格取得の支援制度を活用した後も様々な理由で、生活の安定につながらないケースがあり、働き方、子どもの生活の在り方など総合的なカウンセリングが必要とされています。

イ　具体的施策

母子・父子自立支援員が相談を受け、他の機関とも連携し、ひとり親家庭の自立支援を総合的に支援していきます。

・母子家庭等自立支援教育訓練給付費等の支給
・地域の高等教育機関と連携した職業教育、資格の取得支援、就労支援、就労後の支援を強化します。

（３）児童扶養手当制度の着実な実施

ア　現状と課題

ひとり親家庭のうち、特に児童扶養手当を受給している世帯は、生活に不安を感じる低所得世帯も多いことから、単に給付による対応にとどまらない多様な支援方策を視野に置いた対応が求められています。

児童扶養手当の受給には所得制限があるため、就労収入の上昇を抑えるいわゆる働き控えが課題となっていました。これに対し、令和６年１１月分から所得限度額が引き上げとなる改正が実施されたことから制度の趣旨を伝えることが大切です。

イ　具体的施策

経済的支援と相談支援の両面からの支援を実施することにより、ひとり親家庭の自立支援の促進を図ります。

国のひとり親支援に係る事業では児童扶養手当に連動した対象者要件の見直しが実施されるなど、児童扶養手当の支給が自立支援に確実につながるような制度改正が進められていることから、趣旨普及と着実な実施します。

・児童扶養手当の認定
・児童扶養手当の支給

（４）当事者団体への支援

ア　現状と課題

フードバンクを活用したひとり親家庭への食品提供事業を実施する小田原市母子寡婦福祉会を支援するために補助金を交付しています。母子寡婦福祉会寡婦会員の高齢化、会員が 120 名程度で限定的

であることが課題となっています。

イ　具体的施策

食品提供事業を継続して実施することにより、市内在住のひとり親家庭の持つ生活への不安を解消するとともに、相互扶助の機運を高め、児童の健全な成長の確保を図ります。

・食品提供事業への支援
・会員交流事業への協力

第４章　基本施策Ⅳ　こども・若者の社会参画・意見反映

1　多様な声を施策に反映させる工夫

１　目指すべき姿

大人側からきっかけとなる場の創出をすることで、こども・若者が参加するようになり、こども・若者同士の継承により、地域の新しい文化として定着しています。

２　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（１）多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組

きっかけは大人側の意識が大切で、大人がこどもや若者の多様な意見を反映させようと意図して形成した場を通じた取組が、徐々に、こども・若者の参加と経験により熟成されていくと考えます。世代ごとの活動としていくことで地域に定着させます。

（２）企業、ＮＰＯ等民間団体相互のネットワーク化、協働など連携

参加と経験の場は、地域社会の様々な組織の下で展開されることから、こうした活動の積み重ねが相乗効果となっていくように協働・連携を含め多種多様な展開が重要です。

３　具体的取組

（１）多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組

ア　現状と課題

意見を表明すること、参加する権利があることは、成長過程にあるこども・若者が自ら気づいて行動に移すことも大切ですが、まずは、大人がこども・若者にはそういった権利があることをよく理解することが大切です。また、こども・若者の権利は、こども・若者自身が、その成長段階に応じて学び、実践を積み重ねることによって、育まれるものです。こどもや若者が、自分の意見を表明したり、参加する経験を得られるように、大人がきっかけとしての「場」の創出をすることが必要です。

イ　具体的施策

小中学校での「こども意見箱」を設置します。

基本施策Ⅰ－１－（２）再掲　　など

（２）企業、ＮＰＯ等民間団体相互のネットワーク化、協働など連携

ア　現状と課題

地域社会にこども・若者の意見を聞く場も、活動もまだ少ないことから、地域の企業等の場での子どもの取組を浸透させる仕組みが必要です。

イ　具体的施策

こどもを中心においた社会づくりを地域に浸透させるため、地域に浸透させる仕組みとして、「こども応援事業者認定制度」の導入を検討します。

基本施策Ⅰ－１－（３）再掲　　など

2　社会参画・意見反映を支える人材の育成

1　目指すべき姿

こどもの社会参画や意見反映を支えるため、すでに活動をしている団体等の全体像を把握し、こうした活動団体の人々の活動を支援し、つながりあった活動となっています。

2　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（1）こども・若者を支援する担い手の養成・支援、地域人材との協働

地域には、様々な発想から活動が開始されていることから、こども・若者を支援する担い手がどのような活動を行っているのか調査し、分析から始めます。

（2）青少年関係団体との役割分担による青少年の支援・指導者育成

こども・若者を支える長い歴史や蓄積された経験から、今後、必要となる方向性や機能について検討し、役割分担による支援・指導者育成を検討します。

3　具体的取組

（1）子ども・若者を支援する担い手の養成・支援、地域人材との協働

ア　現状と課題

活動の趣旨、内容、活動量など地域における全体像の把握が必要な段階です。

イ　具体的施策

様々な種類の活動が考えられることから、類型化、体系化し、浸透させるためには課題を抽出し、解決方策としての取組を展開します。

基本施策Ⅰ－1－（2）再掲　　など

（2）青少年関係団体との役割分担による青少年の支援・指導者育成

ア　現状と課題

伝統的に地域に根づいて活動している団体は多いものの、近年の共働き世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化など、活動母体そのものの弱まりという危機感のもと、役割分担などしながら、連携していくことが必要です。

イ　具体的施策

既存の活動団体と協議の場を活性化し、地域としての課題を抽出し、取組の方向性を探ります。

基本施策Ⅰ－1－（4）再掲　　など

３　若者が主体となって活動する団体等の活動の促進

１　目指すべき姿

こども・若者が、学校以外で、地域活動や公共活動に参加することで、地域の力となっています。

２　目指すべき姿に向けた取組の方向性

（１）地域子育ての支援団体等の活動の推進

こども・若者自身が感じる居心地の良い居場所や達成感のある取組、こども・若者を対象にした遊びや様々な体験活動を実践している団体等の周知を強化していきます。

（２）地域子育ての支援団体等の機能強化の推進、他機関連携の推進

居場所や活動が地域にどのくらい存在するのか調査し、体系化します。

３　具体的取組

（１）地域子育ての支援団体等の活動の推進

ア　現状と課題

様々な体験活動を実践している団体の情報がより共有されることが大切です。

イ　具体的施策

ＮＰＯ等の民間団体の活動を調査し、行政が広報支援という形で、発信します。

基本施策Ⅰ－１－（３）再掲　　など

（２）地域子育ての支援団体等の機能強化の推進、多機関連携の推進

ア　現状と課題

広報活動等のきっかけを通じて、行政が情報を集約、体系化し、発信することが必要です。

イ　具体的施策

行政との協働や、必要に応じて役割分担するなど、活動が広く市民に周知します。

基本施策Ⅰ－１－（３）再掲　　など

第５章　子ども・子育て支援法に基づく実施計画

１　子ども･子育て支援法に基づいて記載する内容

ここでは、「第４章 施策の展開」で位置付けた事業のうち、子ども・子育て支援法（以下、この章において「法」という。）に基づき定めなければならない具体的な実施計画として、「（１）子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育」、「（２）地域子ども・子育て支援事業」について記載するとともに、令和元年 10 月１日から幼児教育・保育の無償化の制度開始に伴い、創設された「（３）子育てのための施設等利用給付」について記載します。

また、「（１）子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育」と「（２）地域子ども・子育て支援事業」については、子育て世帯のニーズに基づく「量の見込み」と、それに対するサービスの提供量を「確保内容」として定めます。

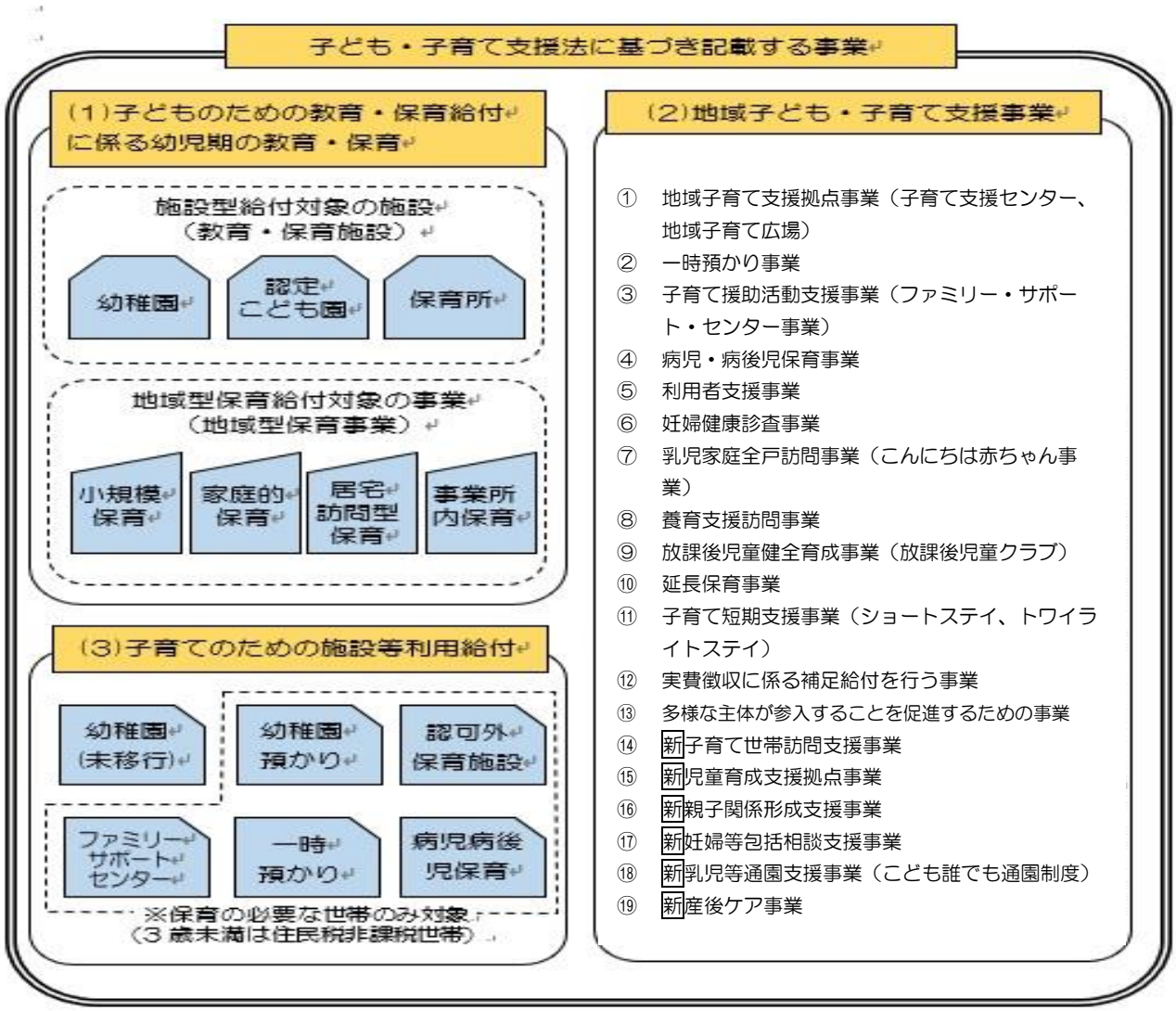

（1）子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育

子どものための教育・保育給付は、子ども・子育て支援新制度の対象で一定の基準を満たす幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等を利用するための給付制度です。本給付は、保護者に対して直接現金を給付するのではなく、対象となる施設等が保護者に代わって給付を受領し、保護者に教育・保育を提供します。

幼稚園、保育所、認定こども園の「教育・保育施設」の利用に対する給付を「施設型給付」、小規模保育事業、家庭的保育事業などの「地域型保育事業」の利用に対する給付を「地域型保育給付」といいます。

区分	施設・事業名	概要
施設型給付	幼稚園	３～５歳の子どもを対象に１日４時間程度の幼児教育の提供を行う。
	保育所	０～５歳までの、就労などにより保護者が保育できない子どもを対象に保育の提供を行う。就労時間等によって１日８時間までの短時間保育と 11 時間までの標準時間保育に分かれる。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、０～５歳までの保育の必要な子どもと３～５歳までの保育が必要でない子どもの両方を対象として、教育・保育の提供を行う。
地域型保育給付	小規模保育事業	０～２歳の保育の必要な子どもを対象に、定員６～19 人の少人数の環境で保育を提供する。
	家庭的保育事業	０～２歳の保育の必要な子どもを対象に、定員５人以下で保育者の自宅等で保育を提供する。
	居宅訪問型保育事業	特別な対応が必要な子どもに対して、子どもの居宅等で保育者が１対１で保育を提供する。
	事業所内保育事業	病院や企業などが、従業員の子どもを預かるために運営する保育施設で、地域の保育の必要な子どもにも併せて保育を提供する。

施設型給付、地域型保育給付の利用を希望する子育て世帯は、子どもの年齢と保育の必要性の有無に応じて「認定」を受ける必要があります。「認定」は次の３区分に分かれています。

認定区分	対象者	対象施設・事業
１号認定	子どもが満３歳以上で幼児期の教育を希望する場合（法第 19 条第１項第１号）	幼稚園、認定こども園
２号認定	子どもが満３歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。（法第 19 条第１項第２号）	保育所、認定こども園
３号認定	子どもが満３歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。（法第 19 条第１項第３号）	保育所、認定こども園、地域型保育事業

（２）地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じて必要な子ども・子育て支援を行うため、法においては、次の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられています。なお、令和４年改正の児童福祉法が施行されたことに伴い、従来の 13 事業に新たに３事業が加わり、16 事業となりました。また、令和６年の子ども・子育て支援法の改正により更に３つの事業が追加され、19 事業が位置づけられています。本市においても、地域の実情に応じ必要な子ども・子育て支援を行っていきます。

事業名	事業の概要
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）	未就園児の保護者同士の交流や、育児不安に対する相談、子育てに関する情報提供等ができる場を整備、運営する。
一時預かり事業	通院や冠婚葬祭、保護者の不定期の就労、リフレッシュ等の理由で、保育所や幼稚園等で子どもの一時的な預かりを行う。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人がそれぞれ会員となることで、相互に預かり等を行う。
病児・病後児保育事業	子どもが病気中や病気回復期にあって、集団保育や幼稚園での生活ができないときに、専任看護師を配置し医療機関との連携体制を整えた施設で保育を行う。
利用者支援事業	子育て世帯の身近な場所で、保育所や幼稚園の利用等についての相談対応や、子ども・子育て支援に関する情報提供を行う。提供場所や目的により基本型、特定型、こども家庭センター型及び妊婦等包括相談支援型に類型が分かれている。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持増進を図り、安心して出産に臨めるよう健診を行い、その費用の一部を助成する。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供や相談に対する助言を行う。
養育支援訪問事業	保護者の養育支援が必要な家庭に対し、保健師、看護師等が訪問し指導・助言を行うことで、適切に養育ができるよう支援を行う。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	就労等により、昼間家庭に保護者のいない児童に対して、放課後の居場所を提供する。
延長保育事業	保育所において、保護者の就労状況等に対応するため、通常の利用時間を超えて保育の提供を行う。
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者の疾病等により子どもの養育が困難な場合等に、夜間や宿泊による預かりを、施設等において実施する。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるために要する日用品、文房具、行事参加に係る実費負担及び教育を受けるために要する副食費に係る実費負担に対する助成を行う。
多様な主体が参入することを促進するための事業	幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための取組を行う。

事業名	事業の概要
㊎子育て世帯訪問支援事業	家事、子育て等に不安及び負担を抱える子育て家庭並びに妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して訪問による家事、子育て等の支援を行う。
㊎児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う。
㊎親子関係形成支援事業	児童の関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じた必要な支援を行う。
㊎妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う。
㊎乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	生後６か月～２歳児までが保護者の就労有無等に関係なく保育所等を利用できる制度。
㊎産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

（３）子育てのための施設等利用給付

令和元年 10 月からの「幼児教育・保育の無償化」に伴い、新たに「子どものための教育・保育給付」の対象とならない教育・保育サービスの利用料に対して給付を受けることのできる制度が創設されました。

区分	施設・事業名	概要
子育てのための施設等利用給付	幼稚園（新制度未移行園）	3~5 歳の子どもを対象に 1 日 4 時間程度の幼児教育の提供を行う。（子どものための教育・保育給付の対象ではない園）
	幼稚園・認定こども園（幼稚部）の預かり保育	幼稚園または認定こども園の幼稚部に通っている子どもを対象に基本教育時間の前後で家庭において保育を受けることが困難な子どもを預かり、必要な保育の提供を行う。
	認可外保育施設	県の認可を受けていない施設で、子どもを預かり、保育を提供する。（児童の家庭に訪問し保育等の提供を行ういわゆるベビーシッターも認可外保育施設に分類される）
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人との相互援助活動により、必要な支援を提供する。
	一時預かり事業	保護者の就労、通院や冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童を預かり、保育を提供する。
	病児・病後児保育事業	病気中又は病気回復期にあり、保育所等での生活ができない子どもを一時的に預かり、保育を提供する。
	特別支援学校（幼稚部）	障がいを持つ子どもを対象に幼児教育の提供を行う。

※幼稚園、特別支援学校（幼稚部）以外の施策・事業については、保育の必要性がある場合のみ、給付の対象となります。

子育てのための施設等利用給付を希望する子育て世帯は、子どもの年齢と保育の必要性の有無に応じて「認定」を受ける必要があります。「認定」は次の３区分に分かれています。

認定区分	対象者	対象施設・事業
新１号認定	子どもが満３歳以上で幼児期の教育を希望する場合（法第 30 条の４第２号）	幼稚園、特別支援学校等
新２号認定	子どもが満３歳に達する日以後最初の３月 31 日を経過しており、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。（法第 30 条の４第２号）	幼稚園、特別支援学校（満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）
新３号認定	子どもが満３歳に達する日以後最初の３月 31 日までの間にあり、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。ただし、保護者及び同一世帯員が住民税非課税等の特定の世帯のみ。（法第 30 条の４第３号）	

2 区域の設定

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、「量の見込み」、「確保内容」を設定する単位として、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動し、サービスを利用することができる区域を設定することとされています。

本市における区域の設定については、次の図に示したとおり、市の中央を流れる酒匂川により先ず市内をそれぞれ川西・川東地区に分け、幼稚園、保育所等の施設の配置状況や生活圏などを鑑みて、それぞれを南北に分けて区域を設定しました。

本市では、この４つの区域ごとに教育・保育のニーズを把握し、確保内容の検討を行います。

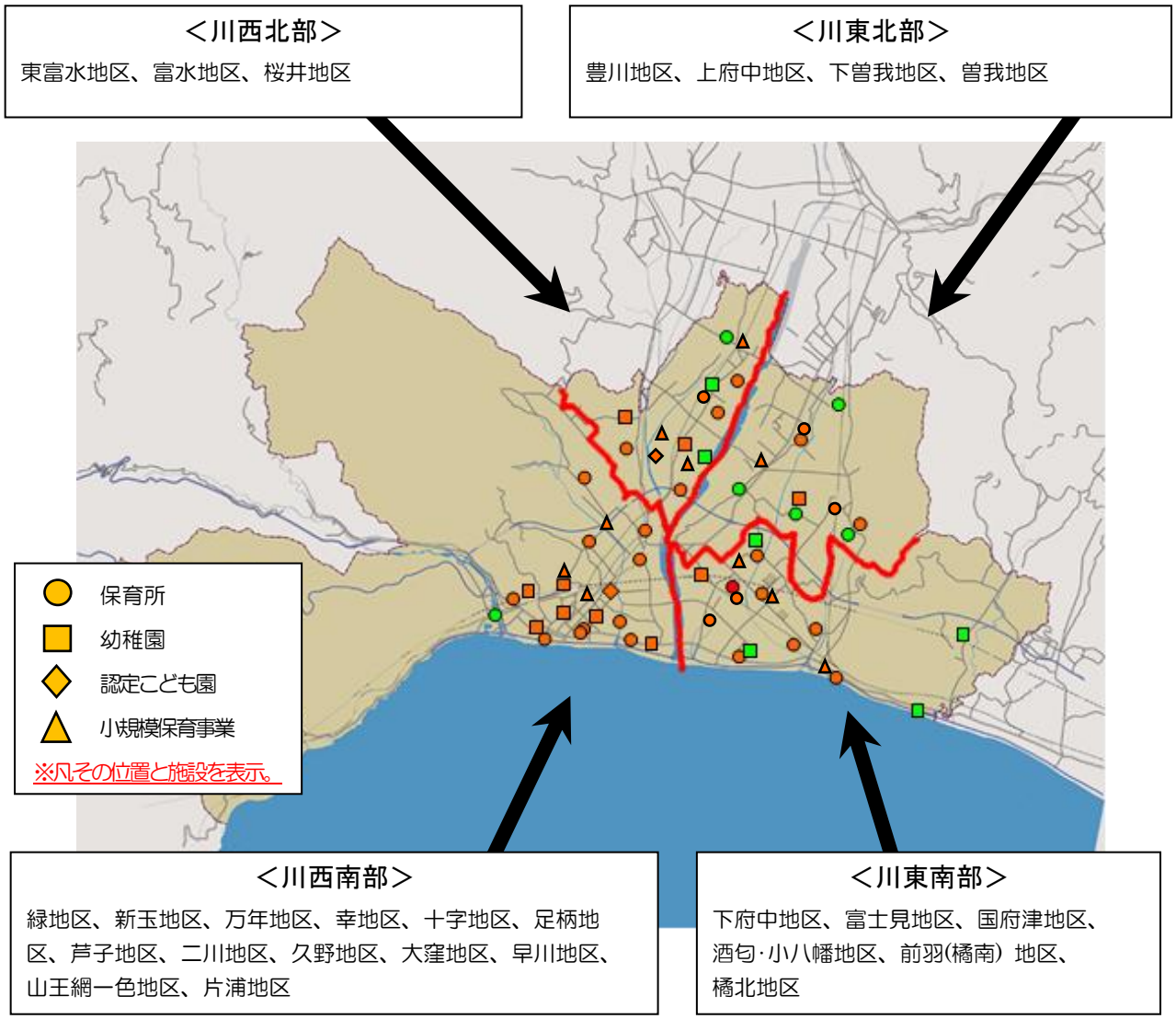

【区域内の概況】

区域	就学前児童数	就学児童数	対象世帯数	幼稚園施設数	保育所施設数 (小規模・分園を含む)	認定こども園 施設数
全市	6,690 人	8,240 人	11,212 世帯	16 か所 (1 か所休園中)	52 か所	5 か所
川西北部	1,545 人	1,740 人	2,398 世帯	4 か所	11 か所	1 か所
川東北部	1,066 人	1,333 人	1,758 世帯	1 か所	10 か所	
川西南部	2,079 人	2,689 人	3,649 世帯	6 か所	17 か所	3 か所
川東南部	2,000 人	2,478 人	3,407 世帯	5 か所 (1 か所休園中)	14 か所	1 か所

令和６年４月１日現在

※就学児童数の全市の数は実数。各地区の数値は仮数値
※対象世帯数は未把握。（情報システム課へ業務開発依頼？）

【区域ごとの年齢別待機児童の状況】

区域	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
全市	0 人	2 人	0 人	1 人	0 人	0 人	3 人
川西北部	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
川東北部	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
川西南部	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
川東南部	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人

令和６年４月１日現在

【計画期間における区域ごとの推計児童人口】

量の見込みと確保内容を設定するための基礎的な児童数として、コーホート変化率法により、過去の児童人口の実績に基づく「変化率」から将来人口の推計を行いました。

＜全市＞ 単位：人

年齢区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳	981	970	962	953	943
１歳	939	1,023	1,011	1,003	993
２歳	1,105	953	1,038	1,026	1,018
３歳	1,112	1,122	968	1,054	1,042
４歳	1,127	1,118	1,128	973	1,060
５歳	1,241	1,136	1,127	1,137	981
６～１１歳	8,010	7,893	7,639	7,441	7,277

＜川西北部＞

年齢区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳	241	238	236	234	231
１歳	242	264	261	259	256
２歳	240	207	225	223	221
３歳	265	267	230	251	248
４歳	246	244	246	212	231
５歳	267	244	242	244	211
６～１１歳	1,850	1,823	1,764	1,718	1,681

＜川東北部＞

年齢区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳	152	150	149	147	146
１歳	143	156	154	153	151
２歳	179	155	169	167	165
３歳	191	192	166	181	179
４歳	185	183	185	159	174
５歳	187	171	170	171	148
６～１１歳	1,276	1,258	1,217	1,186	1,160

＜川西南部＞

年齢区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳	318	315	312	309	306
１歳	274	298	295	293	290
２歳	349	301	328	324	321
３歳	308	311	268	292	289
４歳	377	374	377	325	354
５歳	398	364	361	364	314
６～１１歳	2,489	2,453	2,374	2,312	2,261

＜川東南部＞

年齢区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳	270	267	265	263	260
１歳	280	305	301	299	296
２歳	337	290	316	313	310
３歳	349	352	303	330	327
４歳	320	317	320	276	301
５歳	390	357	354	357	308
６～１１歳	2,395	2,360	2,284	2,225	2,175

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

（1）各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容

ニーズ調査に基づく利用希望と計画期間における推計児童数を基に、利用実績の傾向や今後の女性の就労率の推移を見込んだ上で、幼児期の教育・保育の「量の見込み」を推計しました。

この「量の見込み」に対し、教育・保育施設や地域型保育事業による保育の受け皿を「確保内容」として定め、国の「新・子育て安心プラン」に基づき、早期に待機児童を解消することを前提としつつ、計画の最終年次である令和 11 年度には、個別の計画区域内においても「量の見込み」に対して不足が生じないよう取組を進めます。

① 全市

単位：人

		令和７年度					令和８年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		1,332	2,032	206	492	635	1,292	1,971	203	537	547
確保内容	教育・保育施設	2,251	2,089	230	409	519	2,156	2,143	236	424	537
	地域型保育事業	0	0	47	90	93	0	0	47	90	93
	その他施設※	0	9	14	17	18	0	9	14	17	18
	②確保内容合計	2,251	2,098	291	516	630	2,156	2,152	297	531	648
過不足（②－①）		919	66	85	24	△5	864	181	94	△6	101

※幼稚園＋預かり保育（２号）、企業主導型保育事業（地域枠）を含む

		令和９年度					令和 10 年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		1,233	1,882	202	530	596	1,211	1,847	200	526	589
確保内容	教育・保育施設	2,172	2,155	239	427	541	2,172	2,155	239	427	541
	地域型保育事業	0	0	47	90	93	0	0	47	90	93
	その他施設※	0	9	14	17	18	0	9	14	17	18
	②確保内容合計	2,172	2,164	300	534	652	2,172	2,164	300	534	652
過不足（②－①）		939	282	98	4	56	961	317	100	8	63

		令和 11 年度				
		1 号	2 号	3 号		
				0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み		1,180	1800	198	521	585
確保内容	教育・保育施設	2,172	2,155	239	427	541
	地域型保育事業	0	0	47	90	93
	その他施設※	0	9	14	17	18
	②確保内容合計	2,172	2,164	300	534	652
過不足（②－①）		992	364	102	13	67

1 号・・・3 歳以上で、幼稚園等での教育を希望する者

2 号・・・3 歳以上で、保育所等での保育を希望する者

3号・・・3 歳未満で、保育所等での保育を希望する者

全市での、教育・保育のニーズに対する受け皿の確保の状況は、令和７年度時点の推計児童数から見ると、3～5 歳の教育ニーズ（1 号認定）が 169.0%、3～5 歳の保育ニーズ（2 号認定）が 103.2%、0 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 141.3%、1 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 104.9%、2 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 99.2%となっており、2 歳児の保育ニーズに対する受け皿に若干の不足が見込まれますが、ほぼ充足している状況です。

一方で区域ごとに見ると、ニーズと受け皿のバランスが異なっており、区域によっては保育の受け皿に不足が見込まれる状況にあります。しかしながら、今後の児童数の減少を見据え、新規の施設整備は原則行わないこととし、既存施設の建て替えなどに伴う定員構成の適正化や、利用者支援事業（保育コンシェルジュ）によるニーズと受け皿とのアンマッチの解消等により、適切な提供体制を整えていきます。

なお、教育の環境整備については、幼稚園や認定こども園（幼稚部）は、通園バスの運行等により区域をまたがった広域的な利用が一般的であることから、市全域で「量の見込み」に対する「確保内容」をとらえることとします。また、預かり保育の拡充や、認定こども園への移行など、ニーズと区域の課題を踏まえて適切な提供体制を整えていきます。

【計画期間における満 3 歳未満の保育利用率】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①3 歳未満の推計児童人口	3,025 人	2,946 人	3,011 人	2,982 人	2,954 人
②3 歳未満の利用定員の見込み	1,436 人	1,469 人	1,469 人	1,469 人	1469 人
保育利用率（②／①）	47.5%	49.9%	48.8%	49.3%	49.7%

② 川西北部

単位：人

		令和７年度					令和８年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		298	454	50	127	138	289	440	49	138	119
確保内容	教育・保育施設	614	365	45	73	95	614	365	45	73	95
	地域型保育事業	0	0	13	22	22	0	0	13	22	22
	その他施設	0	0	1	2	4	0	0	1	2	4
	②確保内容合計	614	365	59	97	121	614	365	59	97	121
過不足（②－①）		316	△89	9	△30	△17	325	△75	10	△41	2

		令和９年度					令和 10 年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		275	419	49	137	129	271	412	49	135	128
確保内容	教育・保育施設	614	365	45	73	95	614	365	45	73	95
	地域型保育事業	0	0	13	22	22	0	0	13	22	22
	その他施設	0	0	1	2	4	0	0	1	2	4
	②確保内容合計	614	365	59	97	121	614	365	59	97	121
過不足（②－①）		339	△54	10	△40	△8	343	△47	10	△38	△7

		令和 11 年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み		264	402	48	134	127
確保内容	教育・保育施設	614	365	45	73	95
	地域型保育事業	0	0	13	22	22
	その他施設	0	0	1	2	4
	②確保内容合計	614	365	59	97	121
過不足（②－①）		350	△37	11	△37	△6

川西北部は待機児童が多いことから、これまでも待機児童対策を重点的に進めてきた区域です。

保育所が７施設、幼稚園が４施設、認定こども園が１施設、小規模保育事業所が３施設と企業主導型保育事業所が １ 施設ありますが、令和７年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、０歳児が 118.0%、１歳の保育ニーズ（３号認定）が 76.4%、２歳の保育ニーズ（3 号認定）が 87.7%、3~5 歳児の保育ニーズ（２号認定）が 80.4%となっており、０歳児を除き、全体的に保育の受け皿の不足が見込まれます。

一方で全市的に見ると充足している状況があり、計画期間の後半にはすべての年齢区分で余剰が生じることが見込まれています。また、エリア的に隣接市町の施設を利用する割合も多いことから、原則、新規施設の整備は行わないこととします。なお、一時的な対応として、申込み状況に応じた定員構成の変更により、ニーズに合わせた受け入れ態勢を整えてまいります。

また、教育の受け皿に余剰が発生している状況を踏まえ、既存施設の統廃合も含めた公立施設の適正配置について具体的な検討に着手します。

③ 川東北部

単位：人

		令和７年度					令和８年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		216	328	31	75	102	209	318	49	81	89
確保内容	教育・保育施設	120	351	28	69	77	120	351	28	69	77
	地域型保育事業	0	0	9	14	15	0	0	9	14	15
	その他施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②確保内容合計	120	351	37	83	92	120	351	37	83	92
過不足（②－①）		△96	23	6	8	△10	△89	33	6	2	3

		令和９年度					令和 10 年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		199	304	31	80	97	195	298	30	80	96
確保内容	教育・保育施設	120	351	28	69	77	120	351	28	69	77
	地域型保育事業	0	0	9	14	15	0	0	9	14	15
	その他施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②確保内容合計	120	351	37	83	92	120	351	37	83	92
過不足（②－①）		△79	47	6	3	△5	△75	53	7	3	△4

		令和 11 年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		192	292	30	79	94
確保内容	教育・保育施設	120	351	28	69	77
	地域型保育事業	0	0	9	14	15
	その他施設	0	0	0	0	0
	②確保内容合計	120	351	37	83	92
過不足（②－①）		△72	59	7	4	△2

川東北部は、４区域の中では児童数が最も少ない区域です（令和７年度の０～５歳の推計児童数は 1,037 人）。

保育所が６施設（ほか分園が２施設）、幼稚園が１施設、小規模保育事業所が２施設ありますが、令和７年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、０歳児が 119.4%、１歳の保育ニーズ（３号認定）が 110.7%、２歳の保育ニーズ（３号認定）が 90.2%、３～５歳児の保育ニーズ（２号認定）が 107.0%となっており、２歳の受け皿に若干の不足が見込まれます。

区域的にはおおむね充足していますので、一時的な不足への対応は、既存の保育所の定員変更などにより、ニーズに合わせた受け入れ態勢を整えてまいります。

なお、１号定員についても不足が見込まれておりますが、幼稚園のニーズについては、通園バスの利用により、他の区域の施設を利用している世帯が多くいることから、充足しているものとして整理します。

④ 川西南部

単位：人

		令和７年度					令和８年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		414	632	66	143	200	402	612	66	156	173
確保内容	教育・保育施設	787	849	98	164	215	803	861	98	164	223
	地域型保育事業	0	0	12	28	28	0	0	12	28	28
	その他施設	0	0	11	13	12	0	0	11	13	12
	②確保内容合計	787	849	121	205	255	803	861	121	205	263
過不足（②－①）		373	217	55	62	55	401	249	55	49	90

		令和９年度					令和 10 年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		385	587	65	154	188	376	572	64	153	186
確保内容	教育・保育施設	819	873	98	164	223	819	873	98	164	223
	地域型保育事業	0	0	12	28	28	0	0	12	28	28
	その他施設	0	0	11	13	12	0	0	11	13	12
	②確保内容合計	819	873	121	205	263	819	873	121	205	263
過不足（②－①）		434	286	56	51	75	443	301	57	52	77

		令和 11 年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み		367	558	64	152	184
確保内容	教育・保育施設	819	873	98	164	223
	地域型保育事業	0	0	12	28	28
	その他施設	0	0	11	13	12
	②確保内容合計	819	873	121	205	263
過不足（②－①）		452	315	57	53	79

川西南部は、４区域の中では推計児童数が最も多い区域です（令和７年度の０～５歳の推計児童数は2,024人）。

保育所が10施設、幼稚園が５施設、認定こども園が３施設、小規模保育事業所が４施設に加えて企業主導型保育事業所が３施設あり、施設数も最も多くなっています。

令和７年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、全ての年齢区分で100%を超えています。

区域内の定員には余裕がありますが、市の広域中心拠点である小田原駅の周辺においてはアクセスがしやすく他区域の受け皿としての利用や市外への通勤者などの利用も想定されるため、適切にニーズを見込みながら、より利用し易い環境を整えていきます。

⑤　川東南部

単位：人

		令和７年度					令和８年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		405	618	56	147	193	392	599	56	160	166
確保内容	教育・保育施設	730	524	59	103	132	619	566	65	118	142
	地域型保育事業	0	0	13	26	28	0	0	13	26	28
	その他施設	0	9	2	2	2	0	9	2	2	2
	②確保内容合計	730	533	74	131	162	619	575	80	146	172
過不足（②－①）		325	△85	18	△16	△31	227	△24	24	△14	6

		令和９年度					令和 10 年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		374	570	55	158	181	368	562	55	156	179
確保内容	教育・保育施設	619	566	68	121	146	619	566	68	121	146
	地域型保育事業	0	0	13	26	28	0	0	13	26	28
	その他施設	0	9	2	2	2	0	9	2	2	2
	②確保内容合計	619	575	83	149	176	619	575	83	149	176
過不足（②－①）		245	5	28	△9	△5	251	13	28	△7	△3

		令和 11 年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み		358	546	54	155	178
確保内容	教育・保育施設	619	566	68	121	146
	地域型保育事業	0	0	13	26	28
	その他施設	0	9	2	2	2
	②確保内容合計	619	575	83	149	176
過不足（②－①）		261	29	29	△6	△2

川東南部は、待機児童が多いことから、待機児童対策を重点的に進めてきた区域です。保育所が８施設（ほか分園が１施設）、幼稚園が４施設（1 園休園中）、認定こども園が１施設、小規模保育事業所が４施設に加えて、企業主導型保育事業所が１施設あり、施設数も川西南部地区に次いで、多くなっています。

令和 7 年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、0 歳児が 132.1%、1 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 89.1%、2 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 83.9%、3～5 歳児の保育ニーズ（２号認定）が 86.2%となっており、0 歳児を除き、全体的に保育の受け皿の不足が見込まれます。

一方で全市的に見ると充足している状況があり、計画期間の後半にはすべての年齢区分で余剰が生じることが見込まれていることから、積極的に新規施設の整備を拡大する状況にはないと考えています。

このことから、利用児童の大幅な減少により適切な教育環境の確保が課題であった公立幼稚園の統廃合により、市内で初となる公立認定こども園を整備することで、幼児教育・保育の一体的提供による質の向上を図ると同時に、保育施設がなく隣接自治体の施設を利用する割合の多かった地区に保育の受け皿を確保することで、適切な提供体制を整えていきます。

（２）教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について

法では、幼児教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、質の確保及び向上を図ることが重要であるとしています。

そのための方策として、教育・保育の一体的提供と質の向上を含む推進体制の内容について次のように定めます。

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や世帯のニーズに柔軟に対応し子どもを受け入れることができます。また、その施設の特性から教育と保育の一体的な提供の場としてはもちろんのこと、定員に余裕のある幼稚園からの移行など保育ニーズに対する受け皿の確保方策という点でも有効であると捉えています。

本市では、公立幼稚園及び保育所の今後のあり方として、教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能の役割とニーズを量的・地域的に補完する役割を果たすため、公立認定こども園の整備を具体的に進めていきます。さらに、教育・保育環境を全市的に拡充する観点から、民間施設の意向に沿いながら、認定こども園への移行に向けた支援を行うなど、普及に向けた取組を進めていきます。

② 質の高い教育・保育の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策

乳幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、幼児教育・保育の質の向上を図ることは、子どもの健やかな成長を促す上で重要な意義があることから、様々な観点から取組を進めることが必要と考えます。

本市では、幼児教育・保育の質の確保の重要性を踏まえ、平成 31 年３月に公立施設の今後の方向性などを定めた「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を取りまとめました。また、公立・私立・保育所・幼稚園等の枠組みを超えて、質の向上に係る意見交換の場を継続的に持ち、現場における自主的な質の向上の取組を支援するほか、大学等との連携により専門的な立場から教育及び保育現場に対する支援を行う「幼児教育・保育アドバイザー事業」の実施などの取組を進めていきます。

特に、本市が待機児童対策として整備を進めてきた小規模保育事業については、０から２歳児の低年齢児を対象にしていることもあり、よりきめ細やかで質の高い保育が求められます。また、短期間に多くの施設が整備されてきた経緯も踏まえ、認可権者である本市が適切に指導及び助言などを行うことで、子どもが健やかに成長する環境を整えていきます。

また、発達障がい等の子どもへの支援を目的とした「早期発達支援事業」の一環として、保育者の知識理解や支援技術の向上に向けて幼保の合同研修を実施するほか、外国につながる幼児が増えている状況も踏まえ、当該幼児及びその保護者が教育・保育施設や子育てに係る支援を円滑に利用できるよう、インクルーシブな環境づくりに向け取組の充実を図っていきます。

さらには、保育士に対する需要がさらに高まる中、本市においても課題となっている保育士の確保への対策として、保育士の処遇改善やキャリアアップ研修の実施など新規確保と離職防止の取組や、就職相談会の開催、ICT の導入や保育補助者の雇上などの保育士の負担軽減に係る取り

組みに対する補助事業の実施、保育の必要性のある保育士の優先入所などの様々な取組を進めていきます。これにより、保育士が安心して働ける環境を整備することで、教育・保育の質の向上に繋げていきます。

③ 幼稚園、保育所、小学校の連携について

子どもの健やかな育ちのためには、就学後を見据えた一貫性のある教育・保育の提供が大切であり、幼稚園、保育所等と小学校との円滑な接続について一層の充実が求められています。就学前施設は、これまでも個々の施設ごと、あるいは中学校区単位で連携を図ってきており、円滑な接続に努めていますが、今後、公立施設が連携の調整機能を担うなど、幼稚園、保育所等と小学校との連携の促進に向け環境を整えていきます。

④ 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携について

本市の課題である低年齢児の保育の受け皿確保のための方策として、0から2歳児を対象とする小規模保育事業の整備を進めてきました。本市では、その全てに3歳以降の受け皿となる連携施設が設定されており、各施設間での連携が進んでいる状況にはありますが、必要に応じて市が調整を行うなどしながら、引き続き、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携体制の充実に努めていきます。

（3）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

令和元年10月の幼児教育無償化の実施に伴い、新たに法に位置付けられた「子育てのための施設等利用給付」は、急速な少子化の進行並びに幼児教育・保育の重要性に鑑み、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育と保育等を行う施設等の利用に関する給付制度として、新たに創設されたものです。

対象施設は、「子どものための教育・保育給付」の対象外の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等であり、支給要件を満たした子どもが利用した際の費用を支給するものです。利用者への給付にあたっては、保護者の経済的負担や利便性等を考慮し、「子どものための教育・保育給付」の対象外の幼稚園については、施設に対する代理受領により対応することとします。

また、それ以外の施設等の利用にあたっては、利用状況を適切に把握する必要性から、保護者からの申請に基づく償還払いにより対応することとしますが、対象施設と連携し事務処理体制を整え、円滑な支給の実施に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

（１）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用人数／年）		44,514	43,261	42,659	42,659	42,659
確保内容（箇所数）	子育て支援センター	4	4	4	4	4
	地域子育てひろば	24	24	24	24	24

本市における地域子育て支援拠点事業には、子育て世帯の育児負担の軽減を目的として育児不安等についての相談指導や子育てに関する情報の収集、提供及び講座等を実施する拠点として市内４か所に整備している「子育て支援センター」と、地域における親同士の交流や情報交換の場などの子育て支援機能として地区民生委員児童委員協議会などにより運営されている「地域子育てひろば」があります。

量の見込みは、対象年齢児童数の減少と利用実績、ニーズ調査結果から、減少すると見込みましたが、子育て家庭への総合的な支援を行う環境を整えるため、既存の施設数を維持するとともに、事業内容の充実を図っていきます。

（２）一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用人数／年）	保育の必要性がある世帯による利用	47,607	46,184	44,091	43,284	42,176
	上記以外の世帯による利用	6,088	5,906	5,639	5,535	5,394
確保内容（人数／年）		53,693	53,693	53,693	53,693	53,693

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業は、通常の幼稚園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて預かりを行う事業ですが、量の見込みについては、保護者が就労しているなど、保育の必要性があるものの幼稚園を利用している世帯によるニーズと、それ以外の、臨時的な用事などを理由とするニーズを分けて見込んでいます。傾向として保育の必要性がある世帯による利用希望が増えていますが、実績との乖離がある現状を鑑みて、利用し易い体制が整うよう、対応する日や時間の拡大など、幼稚園における預かりの体制整備を促すことで対応をしていきます。

（３）一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用人数／年）		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
確保内容（利用人数）	一時預かり事業	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
	ファミリー・サポート・センター事業	1,789	1,789	1,789	1,789	1,789
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	20	30	40	50	60

保育の必要性などの要件にかかわらず、様々な理由から臨時的に発生する子どもの預かりニーズについては、保育所における子育て支援の一つとして実施する「一時預かり事業」、一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う「ファミリー・サポート・センター事業」のほか、令和６年度からは、夜間に子どもの保育を行うことができない場合に児童養護施設等で預かりを行う「子育て短期支援事業（トワイライトステイ）」を実施しています。

一時預かり事業については、利用実績が年々増加する一方で、事業に対応するための保育士の確保が難しくなっている状況にあるため、実施施設の拡大と併せて、実施施設において、十分な受け入れが可能となるよう、保育士確保策も進めていきます。

（４）病児・病後児保育事業

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用人数／年）		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
確保内容（人数／年）	病児・病後児保育事業	5,569	6,029	6,029	6,029	6,029
	ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児対応型）	0	0	0	0	0

病児・病後児保育事業は、子どもが病気中や病気からの回復期にあって家庭で保育ができないときに、専任看護師を配置し、医療機関との連携体制を整えた施設で保育を行う事業です。

本市には病児保育室が３か所、病後児保育室が２か所あり、一定の需要に対応できる体制が確保されています。利用実績とニーズ調査の希望に乖離がみられることから、潜在的なニーズも鑑み、提供体制の維持・拡大を図るとともに、より利用し易い環境を整えていきます。

（５）ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用人数／年）	1,689	1,689	1,689	1,689	1,689
確保内容（人数／年）	1,689	1,689	1,689	1,689	1,689

一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う「ファミリー・サポート・センター事業」は、小学生の預かりも対象としています。放課後児童クラブが終了した後の預かりや、学校から習い事に向かう際の送迎などが主なニーズとして見込まれます。ニーズ調査では利用を希望する割合が大きく減少していますが、ニーズが多様化する中で、これに即した対応ができるよう支援会員の増加を図るなどの支援体制を整備していく必要があります。

（６）利用者支援事業

基本型・特定型	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（箇所数）	5	5	5	5	5
確保内容（箇所数）	5	5	5	5	5

こども家庭センター型	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（箇所数）	1	1	1	1	1
確保内容（箇所数）	1	1	1	1	1

利用者支援事業は、就学前の子育て世帯が、幼稚園や保育園、様々な子育て支援サービスを使う上で、ニーズに沿った適切なサービスの提供を受けることができるよう、子育て世帯からの相談に対応し、情報提供などの適切な支援を行う事業です。

本市ではかねてより、市内４か所に設置している子育て支援センターにおいて、育児相談や子育てに関する情報の収集及び提供の一環で支援事業を行っているほか、近年の保育園や幼稚園などの利用に対する相談へのニーズの高まりから、保育課の窓口に専門の相談員を配置しています。

また、令和６年度の改正児童福祉法の施行に合わせ、母子保健と児童福祉の一体的な運営を行い、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」として、おだわら子ども若者教育支援センターはーもにぃを位置づけています。

今後もニーズを捉えながら、引き続き既存の体制を維持しつつ、必要な世帯がより利用し易い環境となるよう、事業体制の拡充、サービスの向上に努めていきます。

（参考：事業類型と体制）

基本型：子育て支援センター

目的：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

場所：身近な場所で日常的に利用できかつ相談機能を有する施設での実施とする。

特定型：保育課窓口（保育コンシェルジュ）

目的：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。

場所：市町村窓口での実施とする。

こども家庭センター型：おだわら子ども若者教育支援センターはーもにぃ

目的：母子保健と児童福祉の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う。

場所：母子保健と児童福祉に係る機能を１か所に集約して整備するか、分散して整備するか、地域の実情を踏まえた施設形態をとることも可能。

（７）妊婦に対する健康診査

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	対象人数	1,002	982	962	943	924
	健診回数	11,017	10,797	10,581	10,369	10,162
確保内容	実施場所	妊婦健診が可能な産婦人科を標榜している医療機関・助産院				
	実施体制	・神奈川県産科婦人科医会を介して健診費用の支払が可能な医療機関 ・直接委託契約している医療機関や助産院 ・その他の医療機関や助産院は受診者からの還付申請で対応				
	検査項目	国が示す標準的な妊婦健康診査項目に準ずる				
	実施時期	妊婦健康診査費用補助券交付日から出産の日まで				

妊婦健康診査は、厚生労働省の示す「標準的な健康診査の実施時期、実施回数及び内容について」に基づき、医師や助産師が実施することになっており、本市では妊娠初期から出産に至る健診について必要な回数分の費用補助(最大 14 回)が確保されています。また、令和５年度より多胎を妊娠している妊婦を対象に、５回を上限に妊婦健康診査費用の助成を開始しました。

（８）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）		985	966	946	927	909
確保内容	実施体制（人）	33	33	33	33	33
	実施機関	市	市	市	市	市
	委託団体等	―	―	―	―	―

乳児の健全育成を図るため、生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞くほか、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。複雑化する支援の実施内容に即した体制を確保していきます。

（９）養育支援訪問事業

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）		120	120	120	120	120
確保内容	実施体制（人）	―	―	―	―	―
	実施機関	市	市	市	市	市
	委託団体等	直営	直営	直営	直営	直営

児童の適切な養育環境を確保するため、児童の養育について継続的な支援が必要な家庭に対し、保健師や看護師等による専門職による訪問を行い、適切に養育できるよう助言・指導を行う事業です。

各家庭の状況により必要とする支援が異なるため、要保護児童対策地域協議会の関係機関等と連携して、家庭環境等の把握に努め、的確な支援が実施できる体制を確保しています。

なお、令和４年児童福祉法改正により、これまで養育支援訪問事業として、実施していた家事・育児支援につきましては、新設された子育て世帯訪問支援事業に移行しました。

（１０）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		1,849	1,816	1,748	1,687	1,636
量の見込み（学年ごと）	１年生	520	523	474	466	459
	２年生	522	519	522	473	465
	３年生	385	365	362	365	331
	４年生	253	246	234	232	234
	５年生	118	112	108	103	102
	６年生	51	51	48	48	45
確保内容	登録児童数（人）	1,849	1,816	1,748	1,687	1,636
	定員数（人）	2,727	2,727	2,727	2,727	2,727
	クラブ数	42	42	42	42	42
	実施場所（箇所数）	25	25	25	25	25
	指導員配置数(人)	155	155	155	155	155

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、生活や遊びの場を提供し、適切な支援を行う事業です。本市では、市内の全小学校に放課後児童クラブを設置しています。潜在ニーズも含めた量の見込みに対して、受け入れ可能となるよう施設の整備を行うとともに、必要な指導員を確保していきます。潜在ニーズが早期に顕在化して定員が不足する場合は、放課後の時間だけ特別教室を借りるなどして、必要な定員の確保を図っていきます。

また、本市では、放課後子ども教室が全小学校に設置済みであり、放課後児童クラブと放課後子ども教室どちらも同じ小学校内で実施しているという本市の特徴を生かして一体的な運営が行えるよう取組を進めていきます。

（１１）延長保育事業

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用人数／年）	700	700	700	700	700
確保内容（箇所数）	45	46	46	46	46

保育所において、保護者が急な残業などにより、就労時間等に応じて認定された保育時間を超えての利用が必要な場合に、保育の提供を行う事業です。現状で、市内保育施設等の 86.5%に当たる 45 か所で延長保育を実施しています。

（１２）子育て短期支援事業（ショートステイ）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用人数／年）	200	250	300	350	400
確保内容（個所数）	2	2	3	3	3

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童を施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。これまで、養育が困難である児童の保護については、児童相談所の一時保護により対応していましたが、令和６年度から本事業を開始し、市内の民間施設においても対応を開始しています。今後は、児童相談所との役割分担や、利用ニーズの適切な把握に努め、的確な支援が実施できる体制を確保していきます。

（１３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるために要する日用品、文房具、行事参加に係る実費負担及び教育を受けるために要する副食費に係る実費負担に対する助成を行う事業です。

本市では、平成２９年度より本事業を予算化し、生活保護世帯の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合の保護者が園に支払う教材費や行事参加費等の一部補助を行っていますが、引き続き、対象世帯や施設への周知を図るなど対象者に対して適切に給付が行われるよう、事業に取り組んでいきます。

以下の事業については、今後、適切にニーズを捉えつつ、実施を検討します。

（１４）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための事業です。

（１５）子育て世帯訪問支援事業

家事、子育て等に不安及び負担を抱える子育て家庭並びに妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して訪問による家事、子育ての支援を行います。

なお、令和４年の児童福祉法改正により、今まで養育支援訪問事業として、実施していた家事・育児支援について移行したものです。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	120	140	160	180	200
確保内容（延べ人数）	1	1	2	2	2

（１６）児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）			イメージ		
確保内容（個所数）					

（１７）親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子間の適切な関係性の構築を目的としている事業です。

本市ではつくしんぼ教室で行ってきたペアレントトレーニングを、令和５年度からつくしんぼ教室利用者に限らず受講できるようにしています。発達に関する支援が必要な子ど

もの保護者を主な対象としていますが、運営方法や講師の養成等の検討を含め取り組みを続けます。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用人数／年）	44	43	42	41	40
確保内容（開催グループ数／年）	24	24	32	32	40

（１８）妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

令和５年２月の出産・子育て応援給付金の開始に合わせ、妊娠届出時の面談、妊娠８カ月頃のアンケート、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等を一体的に実施しています。

令和７年度から地域子ども・子育て支援事業として位置付けられました。

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	1,002	982	962	943	924
確保内容（面談回数／年）	１組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計数	3,005	2,945	2,886	2,828	,2771
確保内容（回数／年）		3,005	2,945	2,886	2,828	2,771

（１９）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

生後６か月～２才児までが保護者の就労有無等に関係なく保育所等を利用できる制度です。

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０歳児	量の見込み（延べ人数）			イメージ		
	確保内容（延べ人数）					
１歳児	量の見込み（延べ人数）					
	確保内容（延べ人数）					
２歳児	量の見込み（延べ人数）					
	確保内容（延べ人数）					

（２０）産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

令和３年 10 月からデイサービス（通所）型を開始し、令和６年度からショートステイ（宿泊）型及びアウトリーチ（訪問）型のサービスを新たに追加しています。

	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（妊婦数）	4,328	5,771	7,214	8,657	10,099
確保内容（個所数）	10	10	10	10	10

5 その他の記載事項

法に基づき、地域の実情に応じて定めるよう努めることとされた事項について、次のように定めます。

（1）産休後、育休後における施設の円滑な利用の確保に関する事項

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、保育所をはじめとする幼児期の教育・保育施設を利用することができるよう、次のとおり取り組みます。

1　休業中の保護者に対して必要な情報を適切に提供できるよう、相談支援の体制整備をはじめ、子育てに係る情報提供の充実に努めます。

2　保護者のニーズに応じ、特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の提供体制を的確に確保します。

（2）子どもの専門的な知識、技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項

「児童虐待防止対策の充実」、「母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」及び「障がい児施策の充実」に関して、県が実施する施策や関係機関との連携を密に図りながら進めていきます。

特に、「児童虐待防止対策の充実」については、国が示す「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、相談体制を強化していきます。

また、医療的ケアが必要な児童について、保育所等における円滑な受け入れや、受入れ後の安全で安心な利用を推進していくため「保育所等における医療的ケア児受入れガイドライン」に基づき、保護者、保育所等と医療機関を始めとした関係機関が共通認識のもとで、保育所等への入所支援及び発達に応じた保育の提供を円滑に進め、医療的ケアが必要な児童の受入れ推進につなげていきます。

（3）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

仕事と家庭生活・子育てを両立させるため、ワークライフバランスについての講座の実施や情報の提供等を積極的に行うとともに、子育て環境に応じた就労支援や多様な働き方に対応した保育サービス、子育て支援サービスを充実させていきます。

第１章　計画の推進

１　計画の推進体制

こども計画の推進にあたっては、子ども若者部を中心として、庁内関係各課と連携して取り組みます。

また、幼稚園や保育所をはじめとする教育・保育事業者、地域等において、子ども・子育て支援に携わっている関係者、各関係機関等と連携を強め、総合的な取組を進めます。

２　計画の進行管理

（１）（仮）小田原市こども・若者会議

本計画の進行管理にあたり、既存の２会議（小田原市子ども・子育て会議及び小田原市青少年未来会議）を再編成し、新たに「（仮）小田原市こども・若者会議」を設置し、定期的な会議の開催により、実施状況の報告を行います。

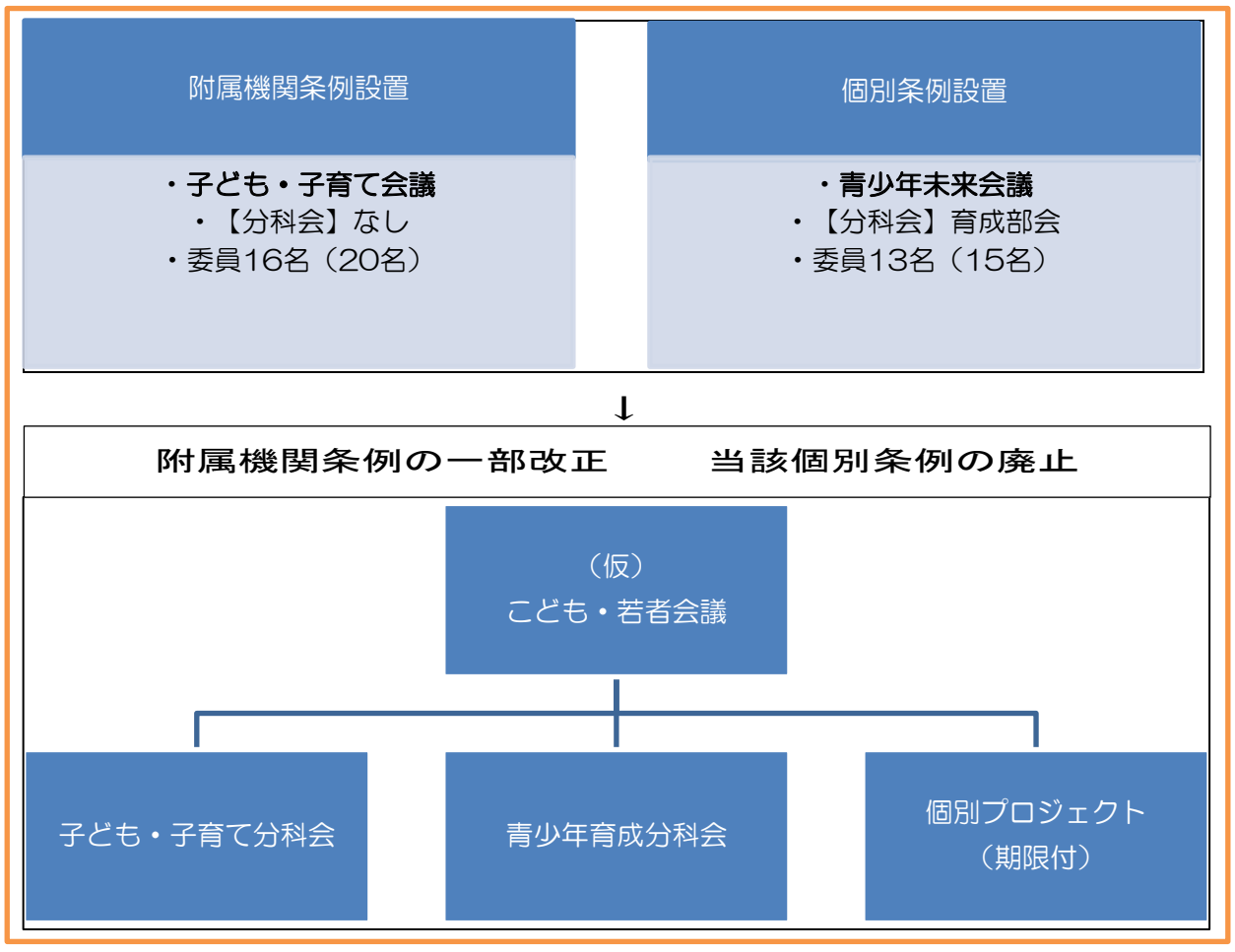

（２）庁内推進委員会

関係部局職員で構成される庁内推進委員会において、計画の進捗管理及び計画の推進に必要な事項を検討し、「（仮）小田原市こども・若者会議」と連携を図りながら、本計画を推進します。

（３）関係機関との連携強化

本計画は、様々な分野に関わることや、期間内で計画的な取組が必要であることから、市民団体、子育て支援関係団体、福祉関係団体、児童相談所、保健所、警察、教育機関、医療機関や企業など関係機関との連携を強化します。

３ 実施状況の点検・評価

「（仮）小田原市こども・若者会議」からの意見聴取を行いながら、計画全体の実施状況の点検・評価を行います。

また、計画期間内においても、国の制度改正、社会状況の変化、ニーズや事業者の意向の変化などにより計画の見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを行います。

４ 実施状況の公表

本計画の実施状況や点検・評価の結果、計画の修正の内容等については、広報紙や市のホームページ等で公表を行います。

第２章　参考資料

１ 委員名簿

（１） 小田原市子ども・子育て会議

（２） 小田原市青少年未来会議

２ 計画改定の経緯

３ 条約、関連法及び大綱（抜粋）

４ 令和４年２月　子どもの生活実態調査　調査結果報告書（抜粋）

５ 令和６年３月　子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査　調査結果報告書（抜粋）

６ 事務事業一覧

１ 委員名簿

（１）小田原市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	団体名等	役職等	備考
1	吉田　眞理	小田原短期大学	名誉学長	会長
2	都築　顕道	小田原市保育会	会長	副会長
3	小原　敏郎	共立女子大学	教授	副会長
4	奈良　満穂	小田原市ＰＴＡ連絡協議会	幹事	
5	柏木　成美	幼稚園保護者代表		
6	藤井　千夏	小田原市保育所保護者会連絡協議会	会長	
7	川向　由起子	小田原市民生委員児童委員協議会	大窪地区主任児童委員	
8	川本　桂子	小規模保育事業者代表	ぎんが邑保育園　理事長	
9	山下　真弘	小田原児童相談所	所長	
10	藤本　明美	小田原市小学校長会	小田原市立町田小学校長	
11	武藤　保之	小田原私立幼稚園協会	会長	
12	佐々木　陽子	公募市民		
13	島田　風花	公募市民		
14	横田　俊一郎	小田原医師会	顧問	
15	遠藤　貴文	小田原市社会福祉協議会	事務局長	
16	増田　房子	児童発達支援センター	ほうあんふじ　課長	

※団体及び役職名は委嘱時のものです。

（２）小田原市青少年未来会議

No.	氏名	団体名等	役職等	備考
1	笠原　陽子	玉川大学教師教育リサーチセンター	客員教授	会長
2	堀内　かおる	横浜国立大学教育学部	教授	副会長
3	吉田　眞理	小田原短期大学	名誉学長	
4	富樫　栄広	小田原市青少年育成推進員協議会	会長	
5	本多　　茂	小田原市子ども会連絡協議会	副会長	
6	今屋　健一	小田原市青少年健全育成連絡協議会	書記	
7	益田　麻衣子	小田原市教育委員会	委員	
8	中島　慶太	小田原市小学校長会	小田原市立早川小学校長	
9	北川　　誠	小田原・足柄下地区中学校長会	小田原市立白鷗中学校長	
10	塩浦　健吾	県西地区県立高等学校長会議	小田原東高等学校長	
11	山下　真弘	神奈川県小田原児童相談所	所長	
12	赤羽　宏仁	公募市民		
13	竹内　　菫	一般社団法人 FROM PROJECT	代表理事	

※団体及び役職名は委嘱時のものです。

2 計画改定の経緯

年月日	事項・内容	
令和６年７月 22 日	令和６元年度第１回小田原市子ども・子育て会議	① 委嘱状交付 ② 市長挨拶 ③ 委員紹介 ④ 子ども・子育て会議の役割について ⑤「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査の結果報告について ⑥「仮称・小田原市こども計画」の構成（案）について ア 計画の策定について イ 「小田原市子ども若者の未来を支える方針」について ウ 計画の構成（案）及び基本理念について
令和６年 10 月 25 日	令和６年度第２回小田原市子ども・子育て会議及び小田原市青少年未来会議の合同会議	① 第２期小田原市子ども・子育て支援事業計画の令和５年度実施状況について ② 「仮称・小田原市こども計画（素案）」について ③ 「仮称・小田原市こども・若者会議」について
令和６年 12 月６日	厚生文教常任委員会	仮称・小田原市こども計画（素案）について報告
令和６年 12 月 XX 日 から令和７年１月 XX 日	仮称・計画（素案）に対する意見公募の実施	仮称・小田原市こども計画（素案）を市民に公開し、意見募集（パブリックコメント）を実施
令和７年２月Ｘ日	令和６年度第３回小田原市子ども・子育て会議及び小田原市青少年未来会議の合同会議	① 仮称・小田原市こども計画（案）について
令和７年２月Ｘ日	神奈川県への法定協議	子ども・子育て支援法に基づき、神奈川県へ仮称・小田原市こども計画中の子ども・子育て支援事業計画（案）の法定協議を実施

3 条約、関連法及び大綱（抜粋）

「児童の権利に関する条約」

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924 年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び 1959 年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第 23 条及び第 24 条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第 10 条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

（差別の禁止）

第２条

１　締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

２　締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

（児童に対する措置の原則）

第３条

１　児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

２　締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

３　締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

（生命に対する固有の権利）

第６条

１　締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

２　締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

（意見の表明する権利）

第 12 条

１　締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

２　このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

こども基本法

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

２　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条　こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条　事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条　国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条　政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

２　前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章　基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条　政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

２こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　こども施策に関する基本的な方針

二　こども施策に関する重要事項

三　前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

３　こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二　子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
三　子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
４　こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
５　内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
６　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
７　前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）
第十条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
２　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
３　都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
４　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
５　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）
第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）
第十二条　国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
（関係者相互の有機的な連携の確保等）
第十三条　国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
２　都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係

機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3　都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4　前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条　国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条　政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章　こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

２ 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
３ 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）
第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２ 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）
第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）
第二条　国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　こども大綱（抜粋）

こども大綱
（令和５年12月22日閣議決定）

【説明資料】

こどもまんなか
こども家庭庁

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護**が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。**

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、
- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

（*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。）　2

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の６本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。

・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。

・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。

・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。

・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1　ライフステージを通した重要事項

○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進　等）
○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり　等）
○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
○こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
○障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育　等）
○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策　等）

2　ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保　・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等　・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実　・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止　・不登校のこどもへの支援　・校則の見直し　・体罰や不適切な指導の防止　・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実　・就労支援、雇用と経済的基盤の安定　・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3　子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
○子育てや教育に関する経済的負担の軽減　○地域子育て支援、家庭教育支援
○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大　○ひとり親家庭への支援

4

こども施策を推進するために必要な事項

1　こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、２つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供　等）

○社会参画や意見表明の機会の充実　○多様な声を施策に反映させる工夫　○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備　○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2　こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開　等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3　施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使　等）

○数値目標と指標の設定　○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携　○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保　○こども基本法附則第２条に基づく検討

5

こども大綱における目標・指標

別紙１に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、
別紙２に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。
※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会：こどもまんなか社会

目標（別紙１）	（目標値）
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状※維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標（別紙２）

・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
・こどもの貧困率
・里親等委託率
・児童相談所における児童虐待相談対応件数
・小・中・高生の自殺者数
・妊産婦死亡率
・安心できる場所の数が１つ以上あるこども・若者の割合
・いじめの重大事態の発生件数
・不登校児童・生徒数
・高校中退率
・大学進学率
・若年層の平均賃金
・50歳時点の未婚率
・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
・合計特殊出生率
・出生数
・夫婦の平均理想/予定こども数
・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
・男性の育児休業取得率
・６歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
・ひとり親世帯の貧困率
等

6

子ども・子育て支援法

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

３　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四　地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4　市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5　市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6　市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

１０　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

こどもの貧困の解消に向けた対策推進法

（目的）

第一条　この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

２　こどもの貧困の解消に向けた対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

３　こどもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

４　こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（都道府県計画等）

第九条　都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　令和4年2月　子どもの生活実態調査　調査結果報告書（抜粋）

（添付省略）

５　令和６年３月　子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査　調査結果報告書（抜粋）

（添付省略）

６ 事業一覧

（添付省略）

小田原市こども計画

発　行：令和７年３月発行
発行者：小田原市
編　集：小田原市　子ども若者部　子育て政策課
〒250-8555　神奈川県小田原市荻窪 300 番地
電　話：0465-33-1874　FAX：0465-33-1456